

上越市みんなで防犯  
安全安心まちづくり  
推 進 計 画

(平成 27 年度～平成 34 年度)

上 越 市

# 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画 目次

## 第1章 計画策定の趣旨と背景等

1 計画策定の趣旨及び改訂.....	1
2 計画策定の背景 .....	2
3 計画の性格 .....	3
4 計画の期間等 .....	3

## 第2章 犯罪の現状と市民の防犯意識等

1 犯罪発生の現状 .....	4
2 罪種別状況 .....	5
3 身近なところで起こりうる犯罪の状況 .....	10
3-1 窃盗犯の手口別状況 .....	10
3-2 「カギかけ(施錠)」の状況 .....	11
4 悪質・巧妙な特殊詐欺.....	12
5 子どもの安全 .....	14
5-1 不審者情報 .....	14
5-2 上越市安全安心情報配信システム(安全メール).....	16
6 各区の地域特性 .....	18
7 市民の意識 .....	23
7-1 防犯意識 .....	24
7-2 地域防犯 .....	25
7-3 防犯環境 .....	26

## 第3章 計画の基本目標と取組の基本方向等

1 基本目標 .....	28
2 重点目標 .....	29
3 取組の基本方向 .....	30
3-1 意識づくり .....	31
3-2 地域づくり .....	32
3-3 環境づくり .....	33

4	安全安心まちづくりの配慮事項 .....	35
4-1	来越者の安全確保 .....	36
4-2	事業者による防犯活動 .....	37
4-3	犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組 .....	38
4-4	被害者・加害者をつくらない教育 .....	39
4-5	犯罪被害者等に対する支援 .....	40
4-6	地域の特性を生かした取組 .....	42
4-7	制度の改善・見直し.....	42
5	計画の体系.....	43

## 第4章 計画の基本方向を構成する主要事業

1	意識づくり .....	45
1-1	防犯意識の広報啓発 .....	45
1-2	防犯教室、講習会の開催 .....	48
1-3	防犯情報の提供 .....	50
2	地域づくり .....	53
2-1	自主防犯活動の推進 .....	53
2-2	人材の育成 .....	55
2-3	安全の確保について配慮を必要とする方が 安全で安心して暮らせる取組の推進 .....	57
2-4	青少年健全育成活動の推進 .....	60
3	環境づくり .....	63
3-1	犯罪の防止に配慮した基盤（インフラ）整備 .....	64
3-2	犯罪の防止に配慮した住宅等の普及、啓発 .....	67
3-3	学校・通学路等における児童等の安全確保のための取組の推進 ..	68
3-4	相談業務の整備.....	71

## 第5章 計画の推進体制

1	推進会議の設置 .....	74
2	庁内検討会議の設置 .....	74
3	計画の見直し .....	74

## 資 料

- 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例 ..... 76
- 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議規則..... 83
- 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づく指針等
  - ① 学校等における子どもの安全確保のための指針 ..... 84
  - ② 通学路等における子どもの安全確保のための指針 ..... 87
  - ③ 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 ..... 90
  - ④ 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 ..... 93
  - ⑤ 防犯カメラの設置及び利用に関する指針 ..... 101
  - ⑥ 民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項 ..... 104
- こども110番の家の設置に関する図 ..... 106
- 各区の地域特性 ..... 107
- 市政モニターアンケート調査結果 ..... 120

---

---

## 第1章 計画策定の趣旨と背景等

---

---

---

### 1 計画策定の趣旨及び改訂

---

本計画は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例」（平成18年9月29日条例第57号、以下「条例」という。）に基づいて策定するものです。

本市は、豊かな自然、歴史と文化に恵まれ、この地に暮らす私たちは、これらがもたらす様々な恩恵を享受しお互いを支えあう心を大切にしながら、地域社会をはぐくんできました。

しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化も顕著となってきました。

こうした中、私たちが安全で安心して暮らせる生活を確保するためには、恵まれた生活環境を維持し、豊かで活力に満ちた明るい地域社会、清潔で美しいまちを目指しつつ、犯罪を抑止する機能を充実・強化していくことが必要です。

安全で安心なまちづくりは、市及び市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、「地域の安全は自ら守る」との認識を持ち、それぞれの責任を果たしつつ連携し、行動していくことが必要です。

本計画は、市民はもとより本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる明るい地域社会を築き、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するための施策の基本方針、長期的な目標を明確にし、総合的かつ計画的な施策を展開するためのものであり、平成19年度に策定後、安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な展開を進めてきました。

このたび計画期間（平成19年度から平成26年度）の満了により、前計画の構成を踏襲しつつ、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これらの取組の成果や課題を考え合わせて、推進計画を策定するものです。

---

## 2 計画策定の背景

---

本市では、「地域の安全は自ら守る」という認識の下、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを決意し、平成18年に制定した条例に基づいて策定した「みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」により、各種施策に取り組んできました。

それらの取組の結果、当市における犯罪認知件数は、ピークであった平成14年の3,242件から平成25年は1,300件で約60%減少しました。

しかし、侵入盗や万引き、自転車盗などの窃盗犯が依然として多く発生しているほか、社会的弱者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺が平成26年に急増しており、この要因として、以下のことが挙げられます。

- 急激な社会経済環境の変化やこれに伴う高ストレス社会を背景に、他人を思いやる心や規範意識が希薄化し、罪を犯すことの抵抗感が弱まっていること。
- 核家族化や生活様式の多様化、都市化や過疎化などにより、地域の人間関係が薄れて、周囲に対し無関心の傾向が強まっていること。
- 防犯意識は高まりつつあるものの「自分だけは大丈夫だろう」と楽観し、例えば、鍵かけを怠るなど、防犯意識が十分認識されていないこと。
- 高齢化の進展により、単身や高齢者のみ世帯が増加する中で、核家族化や過疎化により家族や地域における見守り機能が弱まり、高齢者自身の情報不足や認知機能が低下していること。
- 家庭における親と子のふれあう時間が減少していることや地域の行事などで顔を合わす機会が減り、大人が他人の子どもに無関心になっていることから、家族や地域が子どもを健全に育成する機能が低下していること。
- 携帯電話やインターネットの急速な普及により、これらを悪用した特殊詐欺、不正取引や情報流出などの新たな犯罪が発生していること。

このことから市では、これらの要因を踏まえつつ、これまで実施してきた取組成果の評価・検証を行ったうえで、より効果的な取組を行うため推進計画を改訂し、引き続き犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するものです。

---

---

### 3 計画の性格

---

---

本計画は、条例に基づき、市民が安全で安心して暮らし、さらには本市を訪れる人々にも安全で安心して滞在することができる地域社会の実現に向けて、本市が実施する、あるいは今後実施しようとする施策について「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」という視点で集約し、体系化したものです。

また、本計画は、国や県の各種計画・指針との整合を図るとともに、上越市第6次総合計画を上位計画として位置づけ改訂したものです。

---

---

### 4 計画の期間等

---

---

① 計画の期間

平成27年度から平成34年度までの8年間

② 計画の見直し

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位計画である上越市第6次総合計画と整合し、期間を平成34年度までの8年間として、「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」を目指します。

この実現に向けた重点目標は、新潟県の「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」と整合を図りつつ、平成27年度から30年度までを前期、平成31年度から34年度までを後期とし、前期の進捗状況を分析・検証し後期の取組につなげていきます。

また、社会環境の変化などを踏まえて、計画の内容等についても必要に応じて見直します。

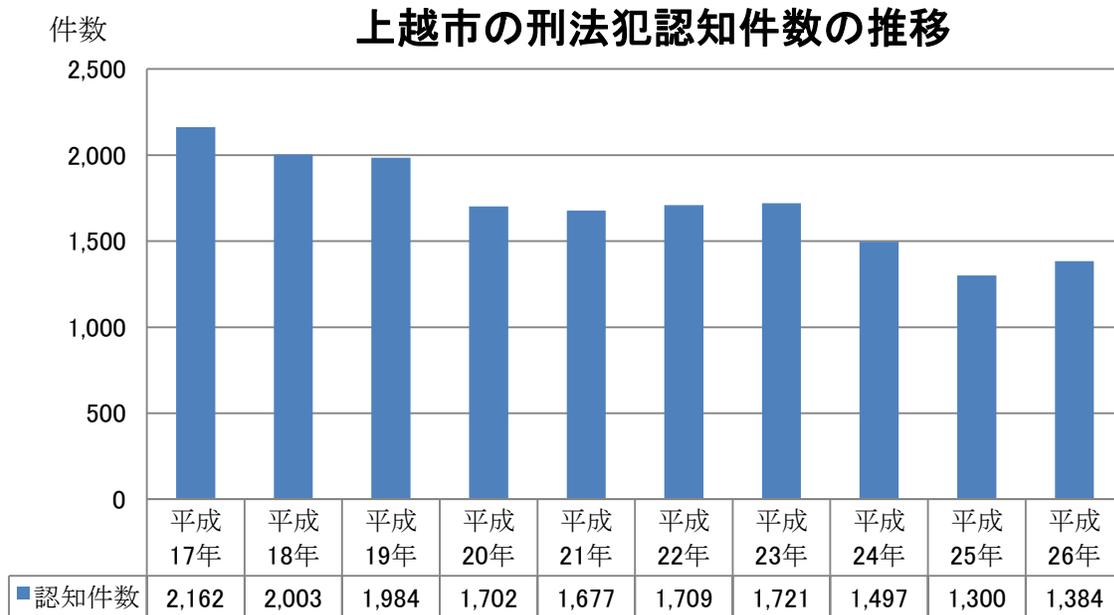
③ 進捗状況の公表

本計画に基づく施策の進捗状況については、広報上越、市ホームページ等を活用し、毎年度公表していきます。

## 第2章 犯罪の現状と市民の防犯意識等

### 1 犯罪発生 の 現状

本市の刑法犯認知件数は、平成14年の3,242件をピークに減少傾向に転じ、平成26年には1,384件とピーク時の平成14年から1,858件、率にして約57%減少しました。



※国、県とデータの整合を図るため、警察の年間データを登載します。(以下同じ。)

※ 刑法犯認知件数とは、刑法（暴力行為等処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む。）に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、警察において被害届、告訴等を受理した件数です。道路交通法やその他の法律に規定された違反や罪は含みません。

---

## 2 罪種別状況

---

本市における刑法犯認知件数を罪種別に比較すると、窃盗犯の割合が、10年前と比べやや下降傾向にありますが、知能犯、粗暴犯、その他の犯罪の割合が伸びる傾向にあります。

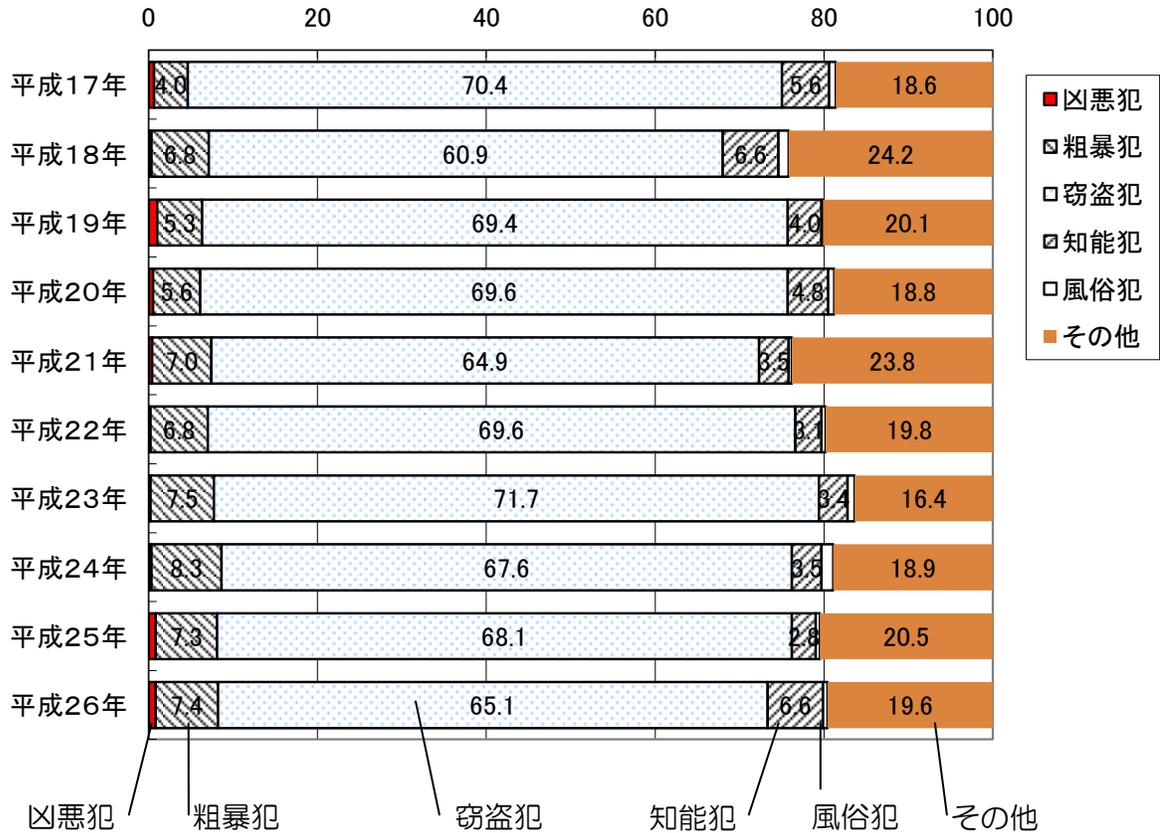
窃盗犯では、10年前の平成17年には1,521件（70.4%）であったものが、平成26年は901件、率にして約40.8%減少しています。

詐欺などの知能犯では、10年前の平成17年には121件（5.6%）であったものが、平成25年まで減少傾向となっていました。平成26年は、社会的弱者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺の40件の増加により、91件と増加しています。

暴行などの粗暴犯では、10年前の平成17年から100件前後と高止まりで推移し、平成26年は103件です。

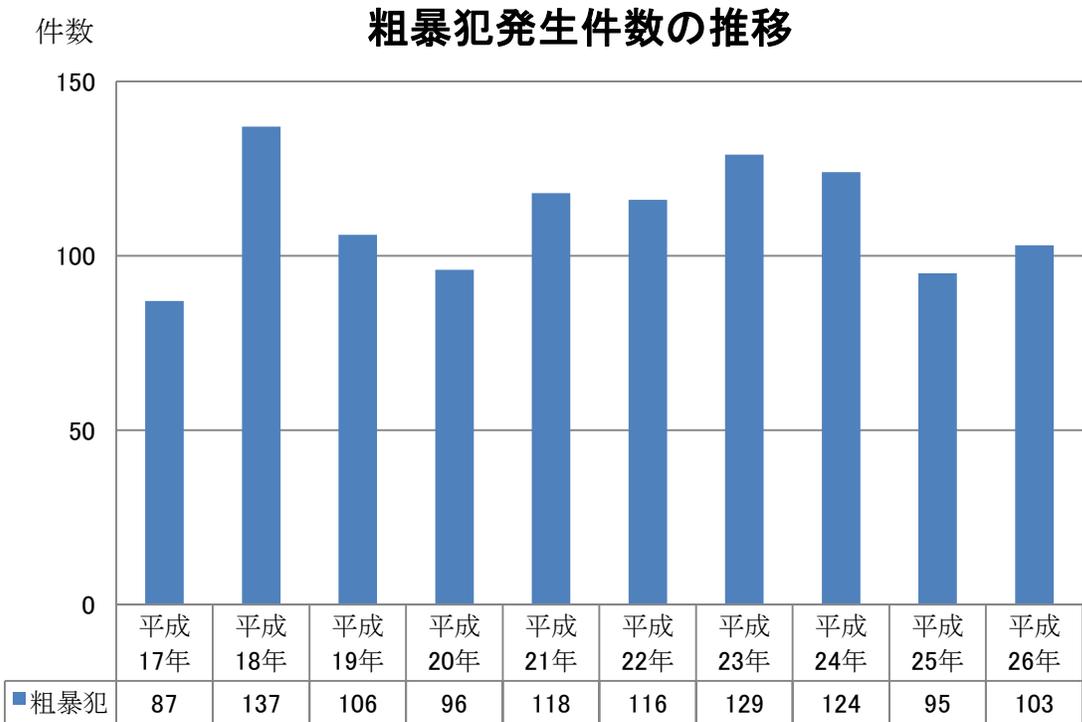
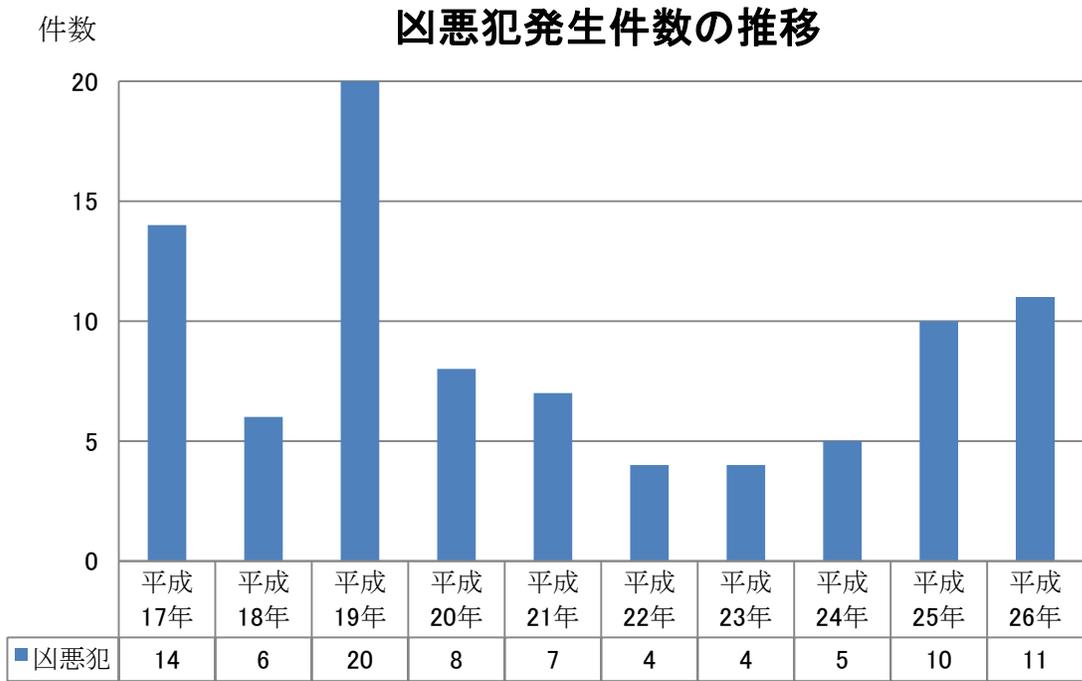
器物損壊や住居侵入、占有離脱物横領などのその他に分類される犯罪は、10年前の平成17年に401件（18.6%）であったものが、平成26年は271件まで減少しました。

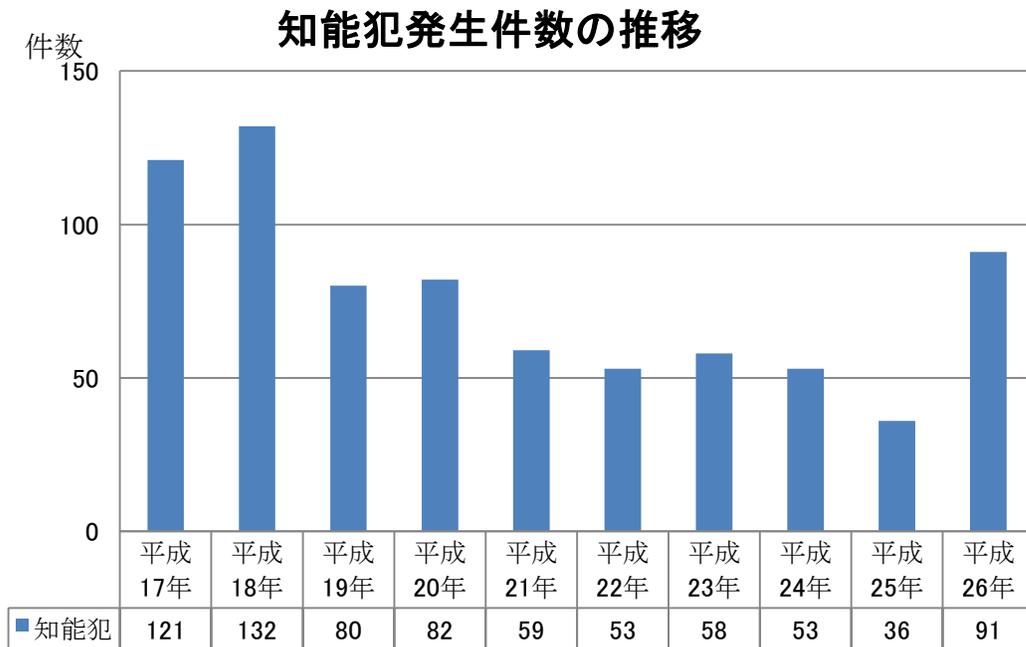
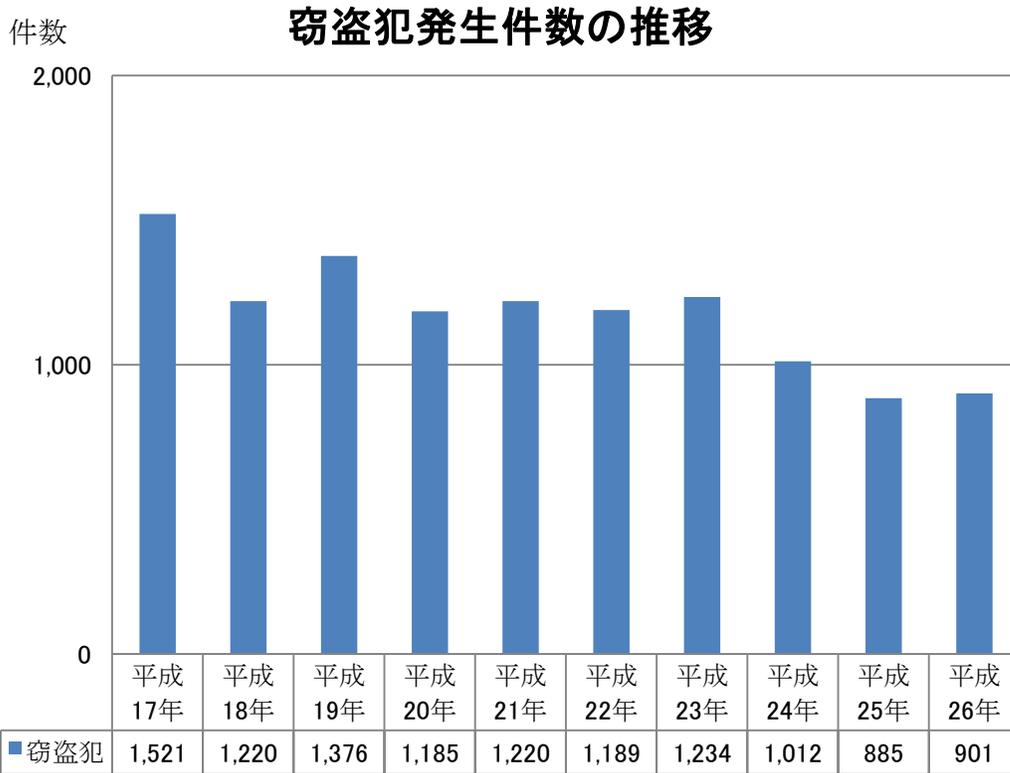
罪種別構成比の推移

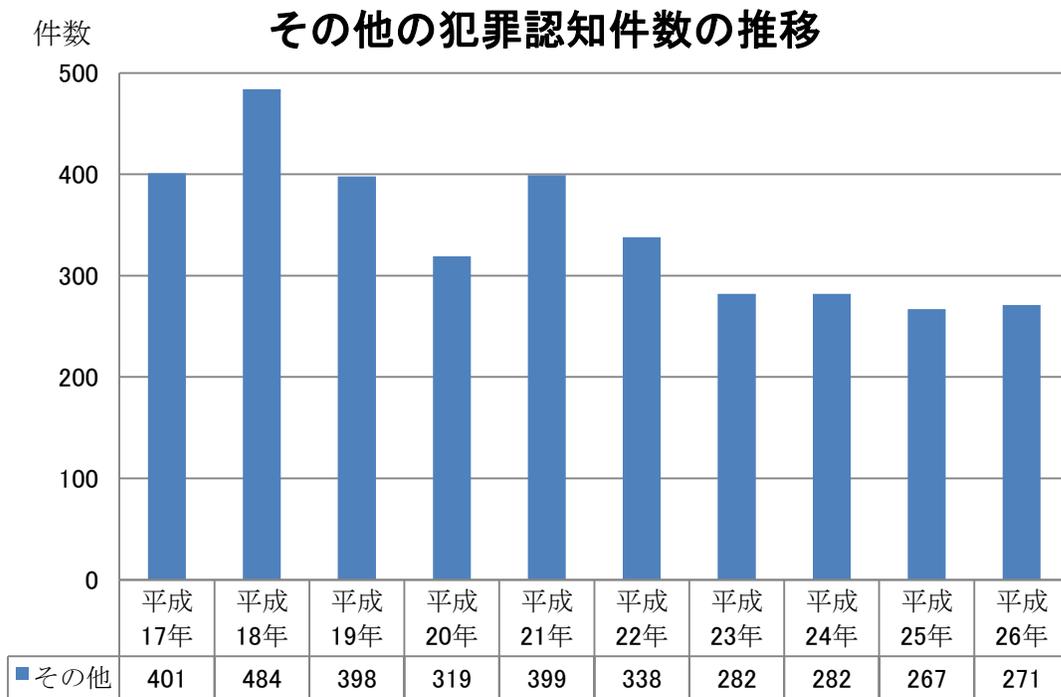
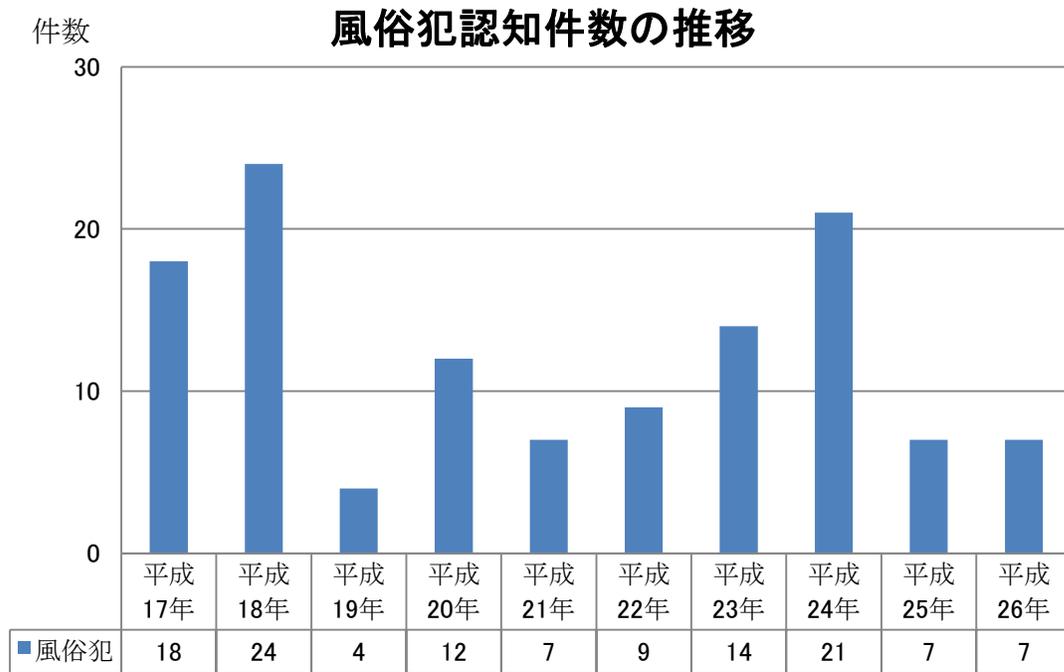


※凡例

- 凶悪犯 : 殺人、強盗、放火、強姦などの罪
- 粗暴犯 : 暴行、傷害、脅迫、恐喝などの罪
- 窃盗犯 : 窃盗の罪
- 知能犯 : 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職、背任などの罪
- 風俗犯 : 賭博、強制わいせつ、公然わいせつなどの罪
- その他 : 器物損壊、住居侵入、占有離脱物横領などの罪







### 3 身近なところで起こりうる犯罪の状況

平成26年の本市における刑法犯認知件数1,384件のうち窃盗犯は901件で、全件数の65.1%を占めています。

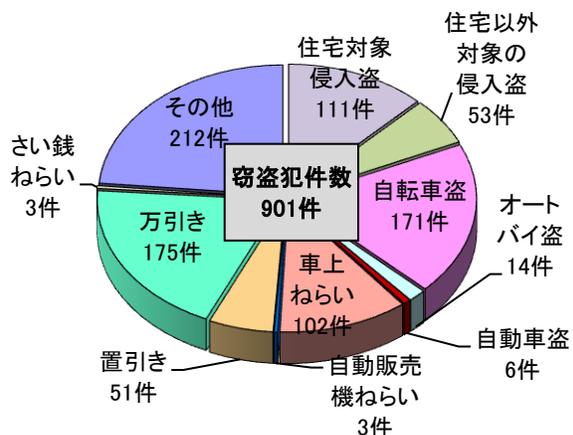
窃盗犯は、市民が最も被害に遭いやすく、また最も身近なところで起こりうる犯罪といえます。

#### 3-1 窃盗犯の手口別状況

平成26年の窃盗犯901件の内訳は下表のとおりですが、侵入盗、自転車盗、車上ねらいで全体の約半数を占めています。

侵入盗	住宅対象		111件(12.3%)	164件(18.2%)
	住宅以外対象		53件(5.9%)	
	小計		164件(18.2%)	
非侵入盗	乗り物盗	自転車盗	171件(19.0%)	191件(21.3%)
		オートバイ盗	14件(1.6%)	
		自動車盗	6件(0.7%)	
	車上ねらい		102件(11.3%)	546件(60.5%)
	自動販売機ねらい		3件(0.3%)	
	置引き		51件(5.7%)	
	万引き		175件(19.4%)	
	さい銭ねらい		3件(0.3%)	
	その他		212件(23.5%)	
小計		737件(81.8%)		
合計		901件(100%)		

上越市における  
窃盗犯の手口別構成比  
(平成26年)



3-2 「カギかけ(施錠)」の状況

新潟県の犯罪被害の特徴は、「カギかけ(施錠)」がされなかったことが原因で犯罪被害に遭うケースが、全国と比較して多いことです。主な窃盗事件の「カギかけ(施錠)」忘れによる被害の率はいずれも約6~9割であり、全国的に見ても高いといえます。

この傾向は本市においても同様で、特に空き巣、忍び込みによる犯罪被害は顕著となっています。こうした現状を市民が理解し、防犯意識を高め、防犯の第一歩である「カギかけ(施錠)」を励行することで、被害の減少が可能となります。

主な窃盗事件の施錠忘れによる被害率

		空き巣 ※1	忍び込み ※2	自転車盗	自動車盗	オートバイ盗	車上ねらい
上越市	平成 25年	78.6%	83.6%	56.7%	100%	50.0%	84.9%
	平成 26年	90.7%	97.0%	70.8%	50.0%	57.1%	59.8%
新潟県	平成 25年	71.9%	88.4%	71.8%	71.8%	59.7%	77.2%
	平成 26年	75.5%	89.0%	74.0%	77.0%	70.2%	64.2%
全 国	平成 25年	43.5%	76.4%	57.9%	26.0%	24.5%	41.1%
	平成 26年	45.7%	78.9%	58.3%	26.6%	26.6%	47.3%

※1 空き巣 : 家人が不在の屋内に侵入し金品を盗むこと

※2 忍び込み : 夜間家人の就寝時等に屋内に侵入し金品を盗むこと

4 悪質・巧妙な特殊詐欺

特殊詐欺は、電話等を使って被害者に高額な現金を振り込ませる等、悪質・巧妙な手口の犯罪であり、手口が多様化、巧妙化しながら、現在でも全国的に被害が続いています。

特殊詐欺とは、表に示すとおり、2つの種類に区分され、8つに類型化されます。

種 類	類 型	
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	電話を利用し、家族や警察官、弁護士等を装って交通事故の示談金や借金返済等を名目にして現金を預金口座等に振り込ませて騙し取るもの
	架空請求詐欺	郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送りつけ、口座に現金を振り込ませて騙し取るもの
	融資保証金詐欺	実際には融資をしないにもかかわらず、融資をする旨の文書等を送付するなどして、預金口座等に現金を振り込ませて騙し取るもの
	還付金等詐欺	公の機関を装って、過払いの医療費などの還付を名目にして、ATM機を操作させ、口座振替をさせて騙し取るもの
振り込め詐欺以外	金融商品等取引名目詐欺	パンフレットを送りつけ、「必ず儲かる」などと騙し、未公開株や社債などの購入を勧め、購入代金などの名目で現金を騙し取るもの
	異性との交際あっせん名目詐欺	雑誌やメールなどで「恋人紹介」などと表示して顧客を募集し、これに申し込んだ者から紹介料や保証料などの名目で現金を騙し取るもの
	ギャンブル必勝情報提供名目詐欺	雑誌やメールなどで「パチンコ必勝法」「競馬必勝法」などを販売するなど表示して顧客を募集し、購入を申し込んだ者から情報提供料などの名目で現金を騙し取るもの
	その他の名目詐欺	上記以外の非面接詐欺

お金を騙し取る方法として、金融機関窓口を利用しての振込・口座振替、ATM機（現金自動受払機）を利用しての振込・口座振替・送金、レターパック・ゆうパック・宅配便を利用しての送金、直接被害者から現金を受け取る手交型など現金を騙し取る方法は様々です。

本市における特殊詐欺の発生状況は、平成17年に24件であったものが、減少の傾向にありましたが、振り込め詐欺以外の特殊詐欺の手口が増加したことにより、被害額は多額になっています。平成26年は、40件で約1億932万円と新潟市に次いで多い被害がありました。

今後も「電話でのお金の話は詐欺」と市民防犯フェアや防犯座談会、防犯教室をはじめ、あらゆる機会を通じ、特殊詐欺被害防止の意識啓発を図るとともに、相談窓口がある、市、警察、消費生活センターが情報を共有し、市ホームページや広報上越などを利用し、啓発を図っていきます。

特殊詐欺の被害発生状況（平成22年～平成26年）

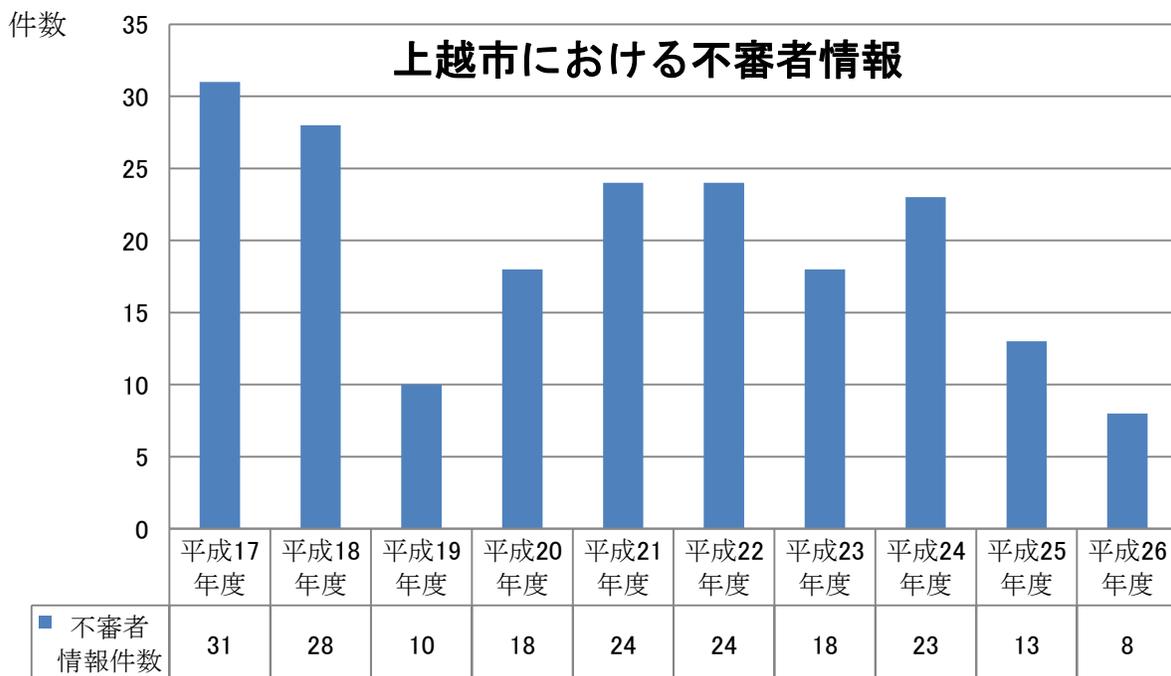
区 分	被害金額	被 害 件 数 (件)									
		オレ オレ	架空 請求	融資 保証 金	還付 金等	金融 商品 等取 引	ギャ ンブ ル必 勝	異性 交際 あっ せん	その 他	合 計	
上越市	平成22年	約151万円	1	4	0	0	0	0	0	0	5
	平成23年	約567万円	2	3	2	0	0	0	0	0	7
	平成24年	約1億708万円	1	2	0	0	8	2	0	0	13
	平成25年	約3,200万円	3	5	1	0	2	0	0	0	11
	平成26年	約1億932万円	15	7	0	12	2	1	0	3	40
新潟県	平成25年	約9億4,132万円	59	31	11	4	39	8	3	9	164
	平成26年	約7億,608万円	89	45	6	35	30	7	0	10	222
全 国	平成25年	約486億9,325万円	5,383	1,556	463	1,821	1,875	587	53	279	12,017
	平成26年	約559億4,000万円	5,559	3,178	590	1,930	1,216	460	52	386	13,371

## 5 子どもの安全

### 5-1 不審者情報

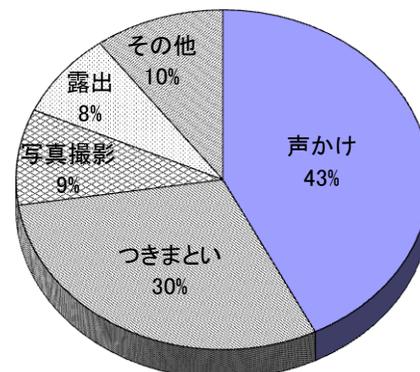
全国的に子どもを狙った通り魔的犯罪が多発する傾向にあり、子どもたちの安全を確保するための様々な取組が行われています。

本市における子どもに対する「声かけ」や「つきまとい」などの不審者に関する情報の件数は、平成21年度、平成22年度に24件あったものが、平成26年度には8件となり、減少の傾向にあります。



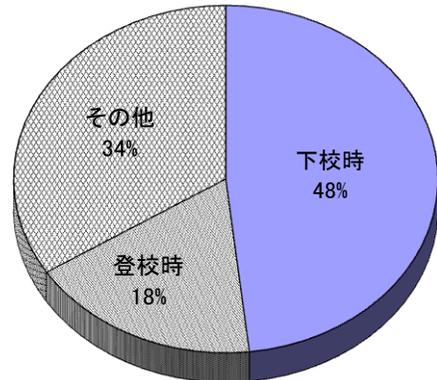
不審者情報（平成17年度から平成26年度までの累計）について態様別でみると、

- ・声かけ 84件
- ・つきまとい 59件
- ・写真撮影 18件
- ・露出 16件
- ・その他 20件



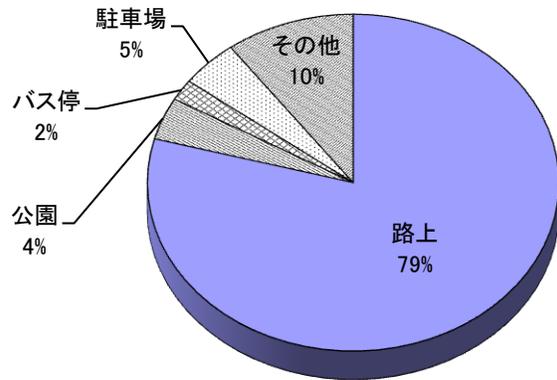
時間帯別でみると、

- ・下校時 95 件  
(15～18 時)
- ・登校時 35 件  
(～9 時)
- ・その他 67 件



場所別でみると、

- ・路上 156 件
- ・公園 8 件
- ・バス停 4 件
- ・駐車場 9 件
- ・その他 20 件



という状況にあります。

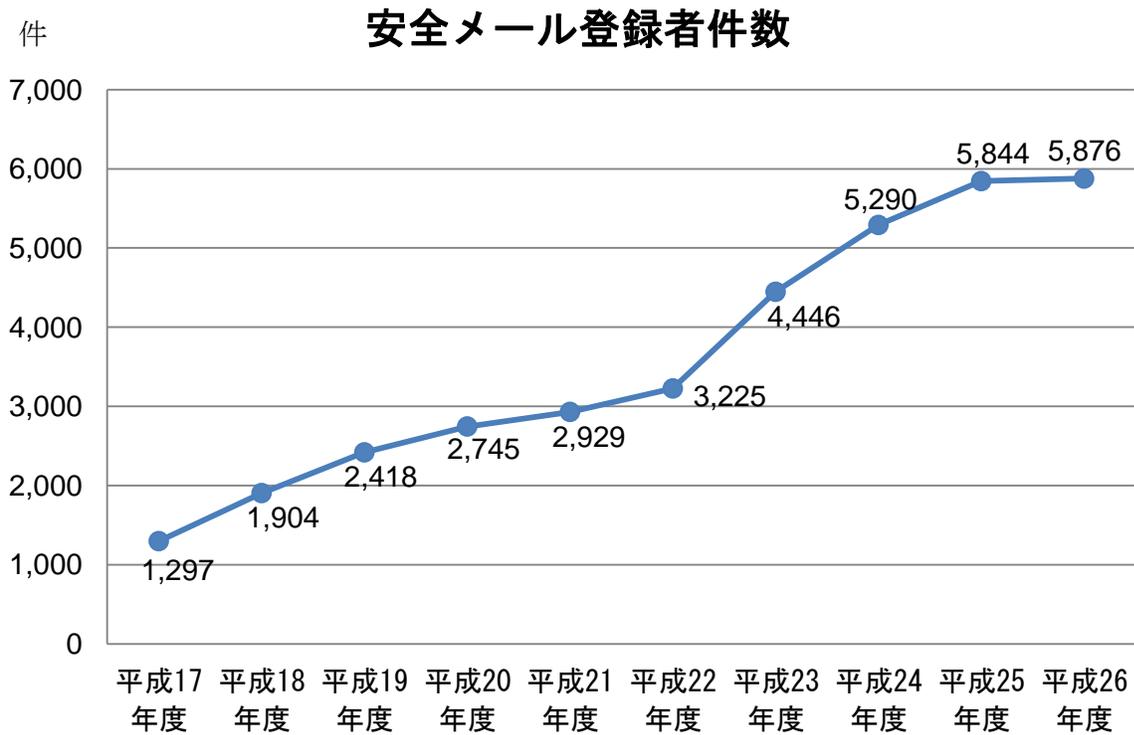
※ 5-1の不審者情報に係る統計は、上越市教育委員会で把握した内容であり、市内で発生した不審者事案のすべての件数ではありません。

また、これら不審者情報の中には、単に道を尋ねたり、善意で声をかけたりした行為などが含まれている可能性があります。

5-2 上越市安全安心情報配信システム(安全メール)

子どもの安全を守るため、本市では不審者等の情報を広く市民に伝えることにより地域社会全体の注意力を高めることを目的として、「上越市安全安心情報配信システム」(通称「安全メール」)の運用を平成16年12月から開始しています。

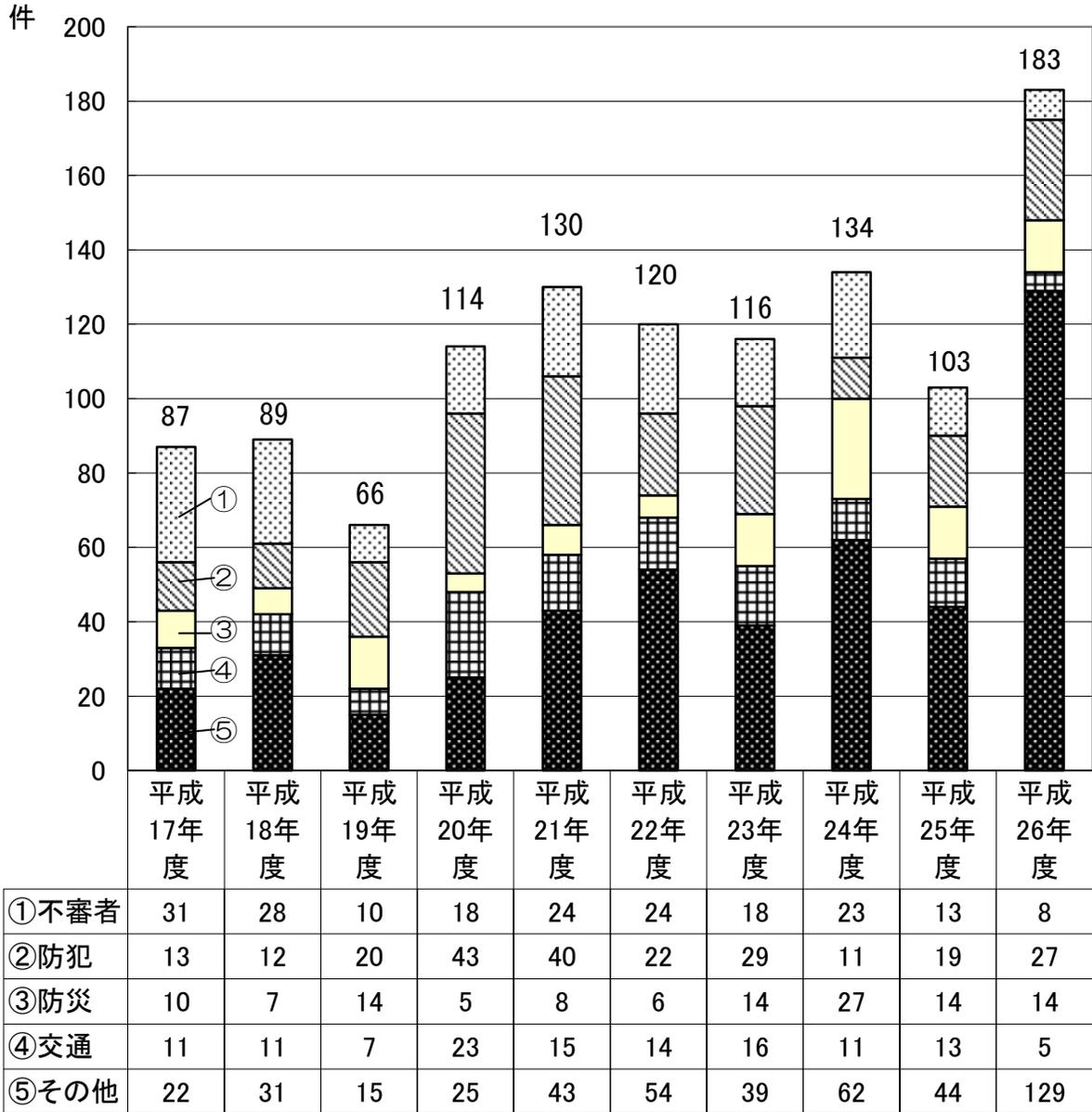
平成26年度末現在で、5,876人の市民が登録しています。また、市ホームページにも掲載することで、登録していない人でも情報が閲覧できます。



平成26年度の安全メールの配信件数は183件であり、次のとおりです。

不審者情報	8件
防犯情報	27件
防災情報	14件
交通安全情報	5件
その他(クマの出没など)	129件

安全メール配信件数



---

## 6 各区の地域特性

---

本市における平成26年の刑法犯認知件数1,384件の内訳を地域別にみると、合併前の上越市では1,138件で、市全体の件数の82.2%を占め、次いで大潟区が48件(3.5%)、頸城区が47件(3.4%)、柿崎区が42件(3.0%)と続きます。

刑法犯認知件数は、平成17年から平成26年までの10年間で、合併前の上越市では570件減少し、13区全体では205件減少していますが、人口が集積する合併前の上越市地域での発生割合が高くなっています。

また、各区の刑法犯認知件数をみると、それぞれの地域特性を反映したと思われる傾向にあり、例えば同じ山間地であっても、観光地の有無、交通の利便、人口構成などによって犯罪発生状況に違いがあります。こうした地域の特性を理解し、それらを生かした防犯、安全安心なまちづくりが重要な課題となります。

前計画の策定の際に各区の地域特性を理解し、よりよいところはどこか、伸ばせるものは何か、という視点から、地域の防犯活動の実施等を把握するため、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議委員と各区の関係者が防犯懇談会を平成19年に5回にわたって開催しました。

この懇談会においてまとめた各区の地域特性は、現計画にも継承し各種施策に取り組みます。

(懇談会でまとめた各区の地域特性は、資料編に掲載します。)

犯罪率等の各区状況比較

	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	平成17年 刑法犯認知 件数 (件)	平成26年 刑法犯認知 件数 (件)	H26 認知 件数割合 (%)	犯罪率 (認知件数 /1000人)
上越市	200,145	973	205.6	2,159	1,384	100.0	6.9
合併前の上越市	132,682	249	532.8	1,708	1,138	82.3	8.6
安塚区	2,705	70	38.6	18	4	0.3	1.5
浦川原区	3,597	51	70.5	32	30	2.2	8.6
大島区	1,753	72	24.3	10	6	0.4	3.5
牧区	2,156	61	35.3	11	0	0	—
柿崎区	10,304	85	121.2	93	42	3.0	4.0
大潟区	9,824	17	577.8	72	48	3.5	4.9
頸城区	9,566	38	251.7	32	47	3.4	4.9
吉川区	4,564	76	60.0	39	10	0.7	2.2
中郷区	4,114	44	93.5	31	5	0.4	1.2
板倉区	7,237	67	108.0	49	22	1.6	3.0
清里区	2,934	38	77.2	10	6	0.4	2.0
三和区	5,922	39	151.8	33	17	1.2	2.8
名立区	2,787	66	42.2	21	9	0.6	3.3

※ 人口は平成26年12月31日現在のものです。

第2章 犯罪の現状と市民の防犯意識等

本市における平成26年の刑法犯認知件数1,384件の内訳を地域自治区別にみると高田区の247件が最も多く、直江津区の235件、新道区の196件と続きます。一方で、犯罪発生が最も少ない地区は牧区の0件、諏訪区の3件、安塚区の4件の順になります。

上越市における罪種別刑法犯認知状況

区 分		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	窃盗犯						知能犯	風俗犯	その他	合 計
					自転車盗	万引き	自動車盗	車上狙い	住宅侵入	その他侵入				
上越市	22年	4	118	1189	274	183	29	123	78	108	53	9	338	1709
	26年	11	103	901	171	175	3	102	111	53	91	7	271	1384
	増減数	7	-13	-288	-103	-8	-26	-21	35	-55	38	-2	-67	-325
高田区	22年	1	37	200	81	11	3	20	18	26	11	4	67	320
	26年	2	34	140	71	20		8	9	8	20	2	49	247
新道区	22年	1	9	177	32	74		19	1	2	5	1	40	233
	26年		5	140	15	59	2	10	8	5	3	1	47	198
金谷区	22年	1		38	3	10	2	3	1	3	4		13	58
	26年		1	31	4	3		2	8		8		9	47
春日区	22年		15	132	37	20	1	11	12	9	10		36	193
	26年	1	11	115	34	17	1	8	10	4	8	0	33	188
諏訪区	22年			1					1		1		1	3
	26年			3				1	2					3
津有区	22年		2	21	4	4	2	1		2	1		9	33
	26年			21		2		5	11	3	1		8	28
三郷区	22年			8				2	1	1			1	9
	26年			12				1	4	1	3		2	17
和田区	22年		2	16	3	1		2		2	2		6	26
	26年		3	18		2			2		2		3	28
高士区	22年		1	7	1			1			1			8
	26年			6				1	3	1	1		1	8
直江津区	22年		27	169	37	36	3	13	8	13	7	1	49	253
	26年	5	19	135	24	42		16	5	11	18		58	235
有田区	22年		5	120	39	16	1	10	8	9	3	1	35	164
	26年		14	78	5	22		7	7	7	4	2	17	115
八千浦区	22年		2	28	5		1	1	1	10		1	10	41
	26年		2	12		1		5	1	1		1	2	17
保倉区	22年			8		1		1					1	9
	26年			4				1	1		1			5
北諏訪区	22年		1	8			2	1		2			2	11
	26年			12				3	6				2	14
谷浜・桑取区	22年		1	8	1			2		2			7	18
	26年			6				4		1	1			7
安塚区	22年	1		15					8				1	17
	26年			3				1			1			4
浦川原区	22年			12		1		1	2	2	2		4	18
	26年		1	20				7	2	1	1		8	30
大島区	22年			6			1		1	3			1	7
	26年	1		5				1						6
牧 区	22年			10					5	1			1	11
	26年													0
柿崎区	22年		3	46	4	4	4	6	4	7	2		12	63
	26年	1	1	26	2	4		2	4	2	5		9	42
大淵区	22年		2	29	7	3	3	2		2	1	1	12	45
	26年	1	3	30	10	2		6	5		2		12	48
頸城区	22年		4	40	19	1		8					11	55
	26年		5	33	6			3	10	6	2		7	47
吉川区	22年		1	14			2	4	1				4	19
	26年			9				1	3	1	1			10
中郷区	22年		3	19			1	4	4	4	1		3	28
	26年			3				1			1		1	5
板倉区	22年			22	1	1		3		2	1		2	25
	26年		1	14		1	0	5	4	2	5		2	22
清里区	22年		1	7				1		4			2	10
	26年		1	3				2	1		2			8
三和区	22年			10				3	1		2		3	15
	26年		1	13					5	1	1		2	17
名立区	22年			17			3	3	2	1			3	20
	26年		1	7				1			1			9
不 明	22年			1				1					2	3
	26年			2				2			1	1	1	5

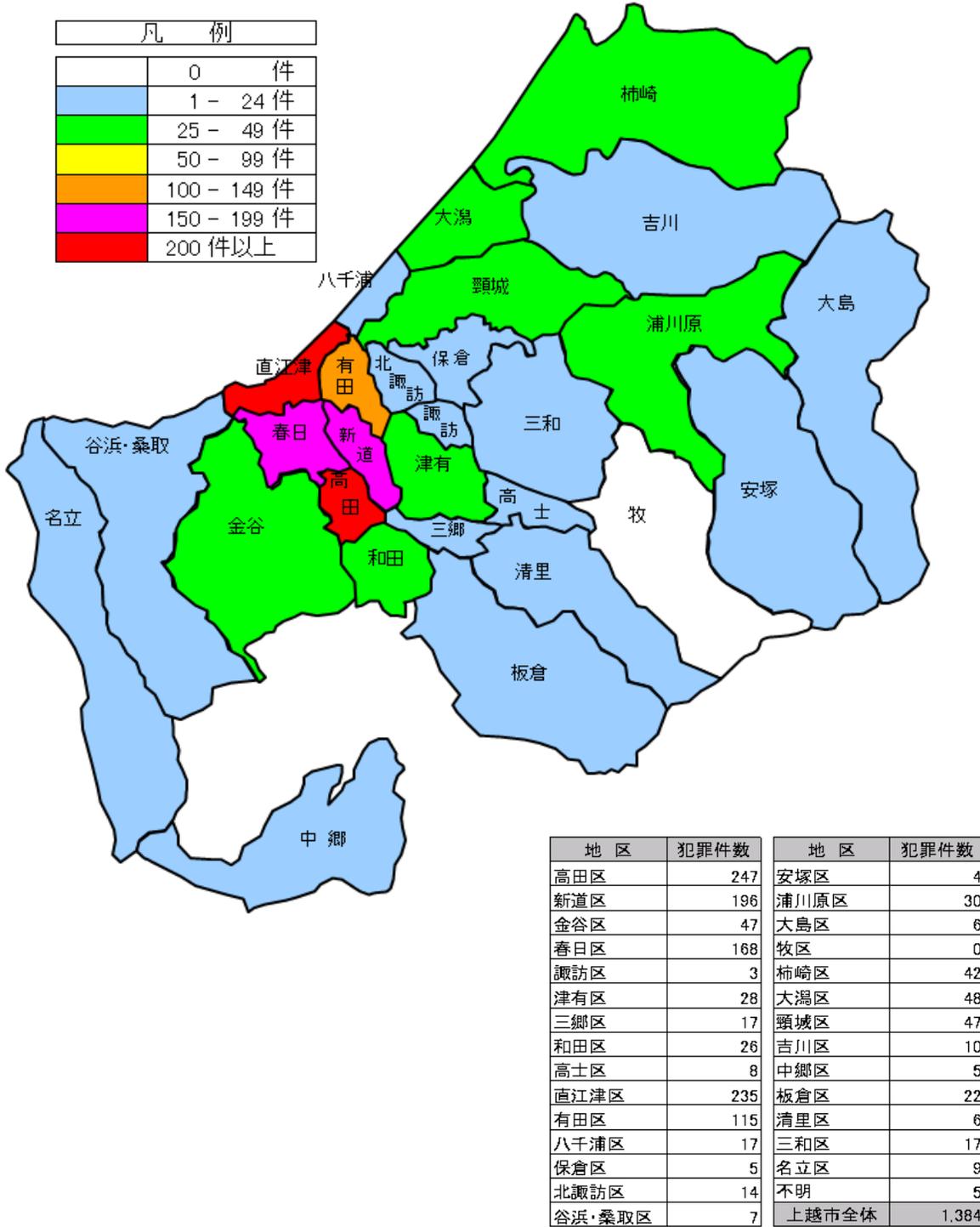
※ 上記データは速報値につき、多少の誤差が生じる場合があります。

※ 不明：被害場所が複数の地域自治区にまたがり、特定できない場合です。(例 車上ねらい、無賃乗車、雑物盗等)

※ 平成22年以前の地域自治区別データはありません。

# 犯罪発生件数マップ

平成 26 年中

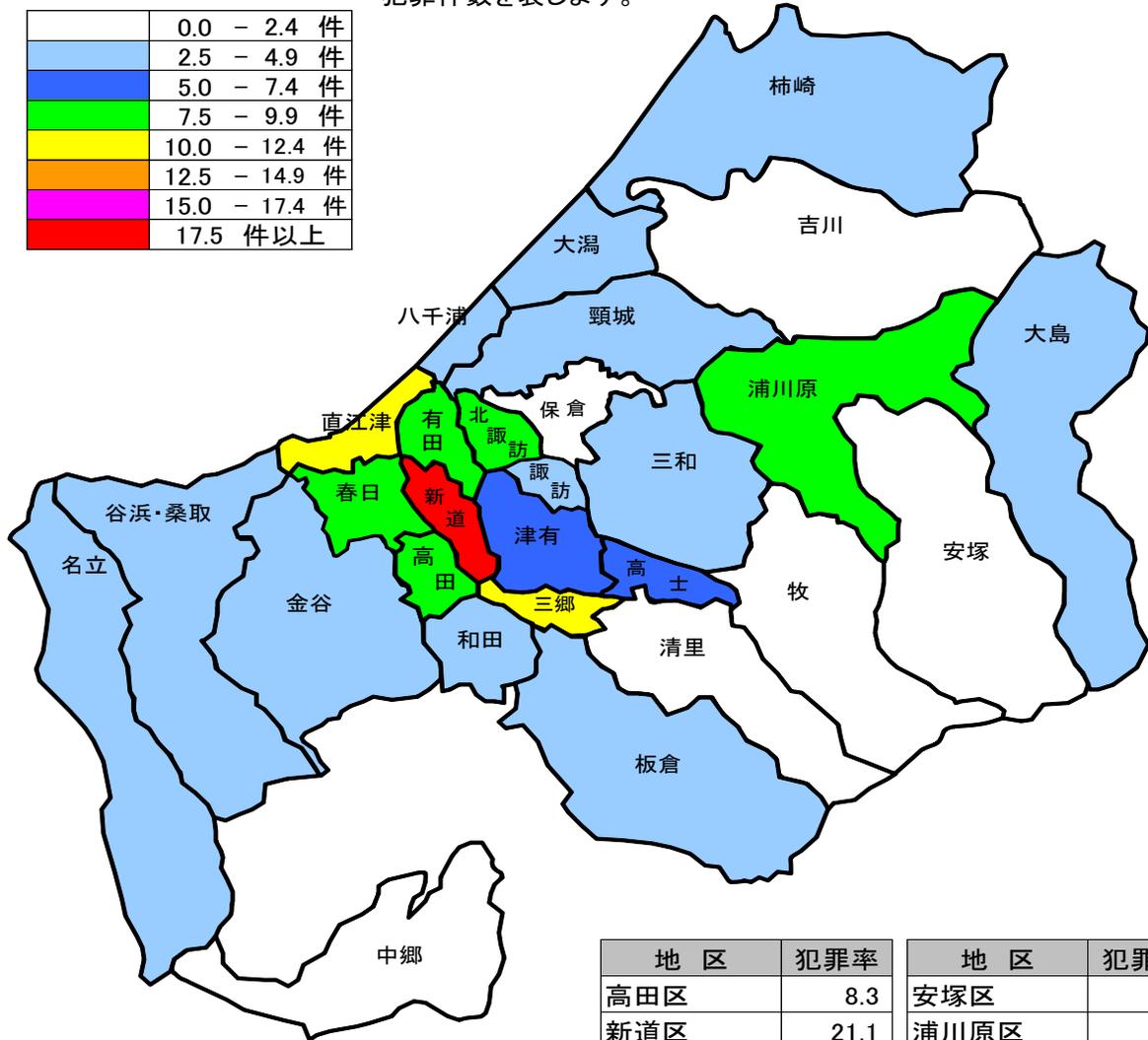


## 犯罪率マップ

凡 例	
	0.0 - 2.4 件
	2.5 - 4.9 件
	5.0 - 7.4 件
	7.5 - 9.9 件
	10.0 - 12.4 件
	12.5 - 14.9 件
	15.0 - 17.4 件
	17.5 件以上

犯罪率とは、人口1,000人あたりの犯罪件数を表します。

平成26年中



地区	犯罪率	地区	犯罪率
高田区	8.3	安塚区	1.5
新道区	21.1	浦川原区	8.3
金谷区	3.2	大島区	3.4
春日区	8.2	牧区	0.0
諏訪区	2.9	柿崎区	4.1
津有区	5.6	大湊区	4.9
三郷区	11.9	頸城区	4.9
和田区	4.5	吉川区	2.2
高士区	5.3	中郷区	1.2
直江津区	12.3	板倉区	3.0
有田区	7.7	清里区	2.0
八千浦区	4.1	三和区	2.9
保倉区	2.2	名立区	3.2
北諏訪区	8.7	不明	—
谷浜・桑取区	4.0	上越市全体	6.9

---

## 7 市民の意識

---

内閣府の「治安に関する特別世論調査」（平成24年8月）では、「日本は安全・安心な国か」との質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した方は59.7%です。

「上越市市民の声アンケート報告書」（平成26年1月）では、「治安がよい」との質問に対し、「そう感じる」「ある程度感じる」と回答した方は88.1%です。

また、市の取組の重要度に関する質問においても、「防犯対策」は「防災対策」、「雪対策」などの取組とともに上位を占め、市民が「暮らしの安全と安心」を感じることができる効果的な政策に関心をよせていることは明らかです。

こうした市民の意識を踏まえ、犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会を実現させるため、市、市民、町内会、防犯団体、事業者が「地域の安全は自ら守る」という意識のもとで、犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現に取り組んでいきます。

本市は、安全安心まちづくりを総合的、計画的に推進していくため、「市政モニターアンケート」を通じて「防犯」に関する市民の意識を調査しています。

以下は市政モニターアンケートの結果について主要部分をまとめたものです。

（平成18年度からの各年度市政モニターアンケートは、資料編に掲載しています。）

7-1 防犯意識

平成 26 年度の市政モニターアンケートでは、防犯への関心度について、全体の 40.1%が「関心が高い」という回答であり、安全で安心な地域社会の実現のため、市民の防犯意識を更に高めていく必要があります。

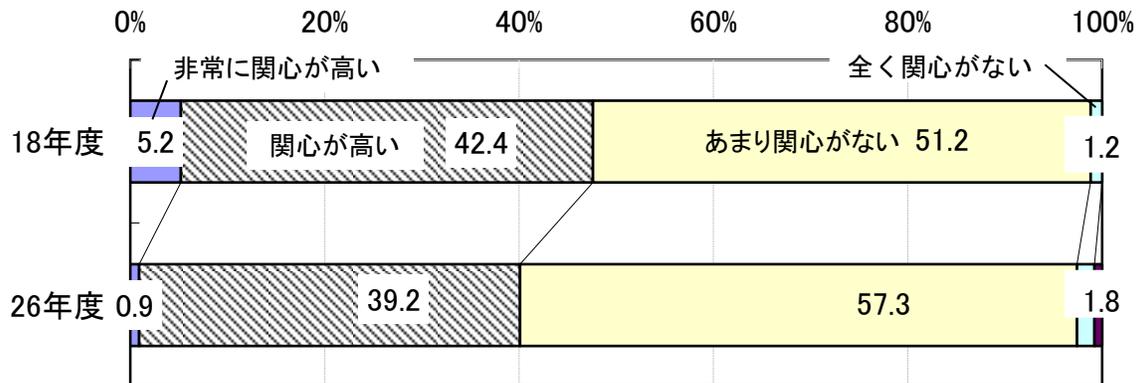
※無回答は、除きます。(以下同じ)

《問》あなたが住む地域の方々は、「防犯」に関して関心が高いと思いますか。

当てはまるものを1つ選んでください。

	平成 18 年度	平成 26 年度
「非常に関心が高い」	5.2%	0.9%
「関心が高い」	42.4%	39.2%
「あまり関心が高くない」	51.2%	57.3%
「全く関心がない」	1.2%	1.8%

という結果でした。



7-2 地域防犯

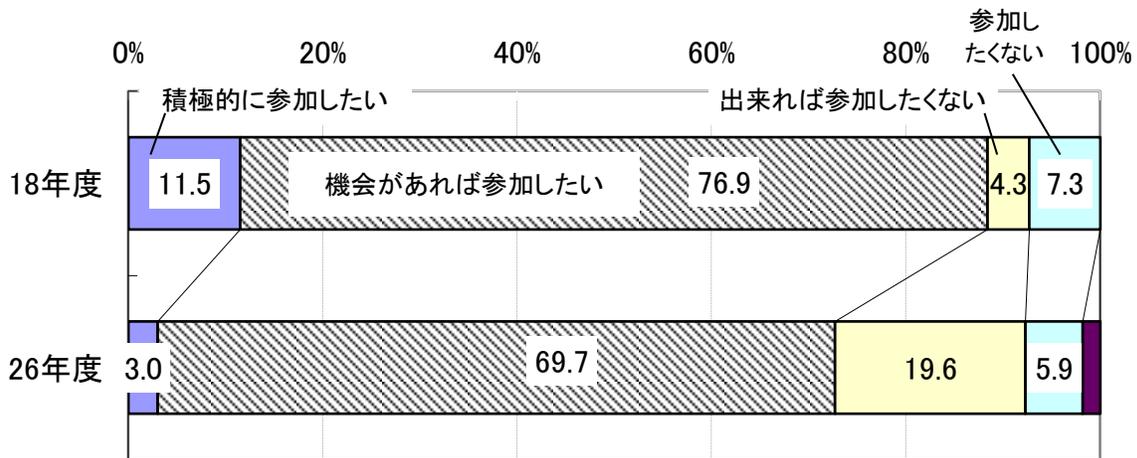
平成26年度の市政モニターアンケートでは、防犯活動との関わりについて、全体の72.7%が「参加したい」と思っているものの、「積極的に参加したい」という回答は約3.0%にとどまっています。また、参加したいと考える防犯活動は、登下校時の通学路パトロール、徒歩による“ながらパトロール”などの活動がそれぞれ4~5割という結果でした。

市民の地域防犯活動への積極的な参加を高め、地域の連帯感と自主防犯意識を高めていく必要があります。安全で安心な地域社会の実現に向けて、市民から積極的に防犯活動に参加していただく機会を設けていく必要があります。

《問》 今後、あなたは地域での防犯活動に参加したいと思いますか。

という質問に対し、	平成18年度	平成26年度
「積極的に参加したい」	11.5%	3.0%
「機会があれば参加したい」	76.9%	69.7%
「出来れば参加したくない」	4.3%	19.6%
「参加したくない」	7.3%	5.9%

という結果でした。



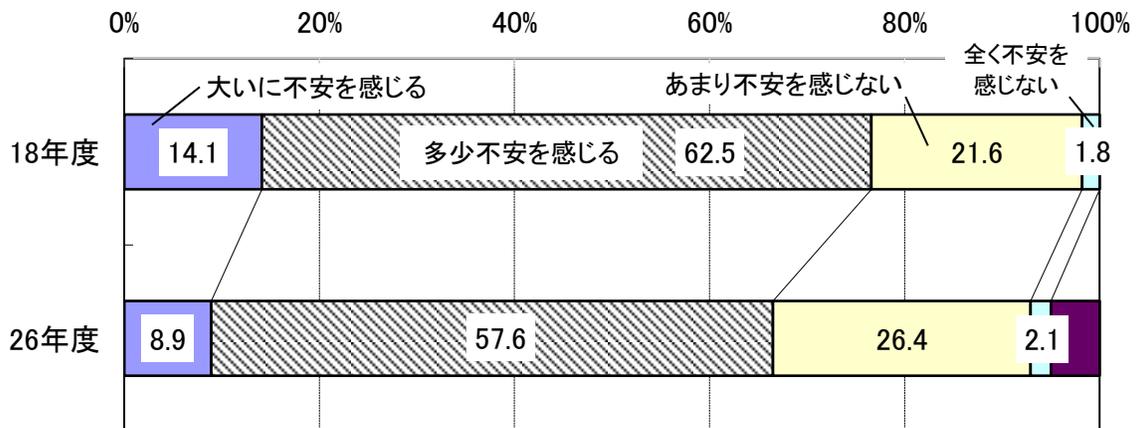
7-3 防犯環境

平成26年度の市政モニターアンケートでは、犯罪の被害者になることについて、全体の66.5%の方が、何らかの犯罪の被害に遭うかもしれないという不安感を抱いており、不安を感じている犯罪については、侵入盗（空き巣、事務所荒し等）、商法犯罪（特殊詐欺等）、屋外での犯罪（車上ねらい、自動販売機ねらい等）、乗り物窃盗（自動車、自転車、バイク）、性的犯罪（痴漢、ストーカー等）、不審者事案（声かけ、つきまとい等）などの身近で起こりうる犯罪であるという結果でした。

《問》あなたは、ご自身やご家族が「何らかの犯罪に巻き込まれて、被害者になるかもしれない」と不安を感じますか。当てはまるものを1つ選んでください。

という質問に対し、	平成18年度	平成26年度
「大いに不安を感じる」	14.1%	8.9%
「多少不安を感じる」	62.5%	57.6%
「あまり不安を感じない」	21.6%	26.4%
「全く不安を感じない」	1.8%	2.1%

という結果でした。



また、犯罪の被害者になりうる原因として、全国各地で凶悪事件が増えているが圧倒的に多く、次いで身近な場所で犯罪が増えているや犯罪発生状況がわからないという結果でした。

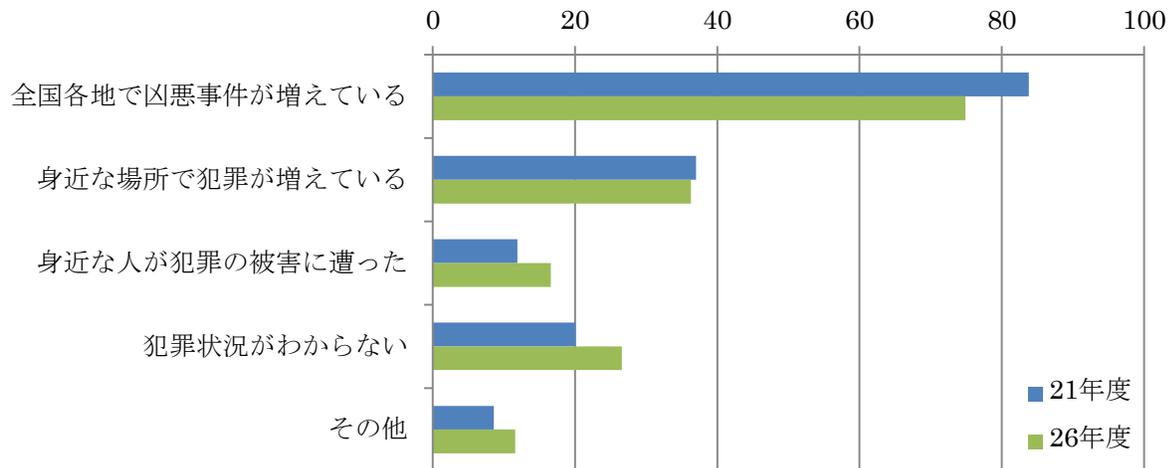
安全で安心な地域社会を実現するためには、まず「身近な場所」における防犯環境を整えていくほか、犯罪の発生状況や防犯対策についてきめ細かな広報をしていく必要があります。

こうしたアンケートの結果から見ても、犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域防犯活動への参加を促し、さらに身近な防犯環境を整備していくことなどが必要であり、市、市民、町内会等、事業者、警察などの関係機関が連携し合い、積極的に事業に取り組むことで危険回避能力の向上につなげていく必要があります。

《問》 不安を感じる原因は何ですか。  
 当てはまるもの全てを選んでください。

という質問に対し、	平成 21 年度	平成 26 年度
「全国各地で凶悪事件が増えている」・・・・・・・・・・	83.8%	74.9%
「身近な場所で犯罪が増えている」・・・・・・・・・・	37.0%	36.3%
「身近な人が犯罪の被害に遭った」・・・・・・・・・・	11.9%	16.6%
「犯罪状況がわからない」・・・・・・・・・・	20.1%	26.6%
「その他」・・・・・・・・・・	8.6%	11.6%

という結果でした。



※平成 21 年度からの質問事項です。

---

---

## 第3章 計画の基本目標と取組の基本方向等

---

---

---

### 1 基本目標

---

安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くことはみんなの願いです。

この実現のため、市はもとより、市民、町内会、防犯団体、事業者が「地域の安全は自ら守る」という意識のもとで、地域社会の担い手として連携していくことが必要です。

また、観光や通勤、通学などで本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができるまちづくりを推進していかなければなりません。

こうした認識から、本計画では安全安心まちづくりの基本目標を次のとおり掲げます。

#### 基本目標

**「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」**

---

## 2 重点目標

---

本計画は、犯罪のない地域社会の実現を目指していることから、刑法犯認知件数の具体的な減少数値の目標は設定せず、毎年度、新潟県警察本部が公表する刑法犯認知件数の実績を分析・検証するとともに進捗状況を管理し、主要事業に反映させていきます。

なお、条例では、刑法犯認知件数のみならず、警察に認知されない犯罪を含めたあらゆる犯罪のない地域社会の実現を目的としていることから、犯罪件数を減少させることを重点目標としました。

### 重点目標

**犯罪発生件数を減少させる**

---

### 3 取組の基本方向

---

本計画の基本目標や重点目標を達成するためには、多岐にわたる犯罪発生の背景や原因を踏まえた広範な対策や対応が必要です。

本計画においては、本市における犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現を、総合的かつ計画的に推進するため、前計画に引き続き、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の3つを基本方向として、具体的な施策に取り組みます。

また、本計画を推進していく上で、これら3つの基本方向について、その進捗の状態や程度を明らかとするため、市民の「防犯」に関する事項をバロメーターとし、市政モニターアンケートの結果を改善や向上の目安として示しました。

#### 基本方向

- 意識づくり…「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高める取組
- 地域づくり…「地域の安全は自ら守る」ため連帯感を持った地域づくりへの取組
- 環境づくり…「犯罪に遭わない、起こさせない」ための安全で安心して暮らせる環境づくりへの取組

### 3-1 意識づくり

「意識づくり」とは、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高める取組です。発生する犯罪のうち、その多くを占める自転車盗、車上ねらい、空き巣、忍び込みなどの窃盗犯は、市民の身近なところで起きています。

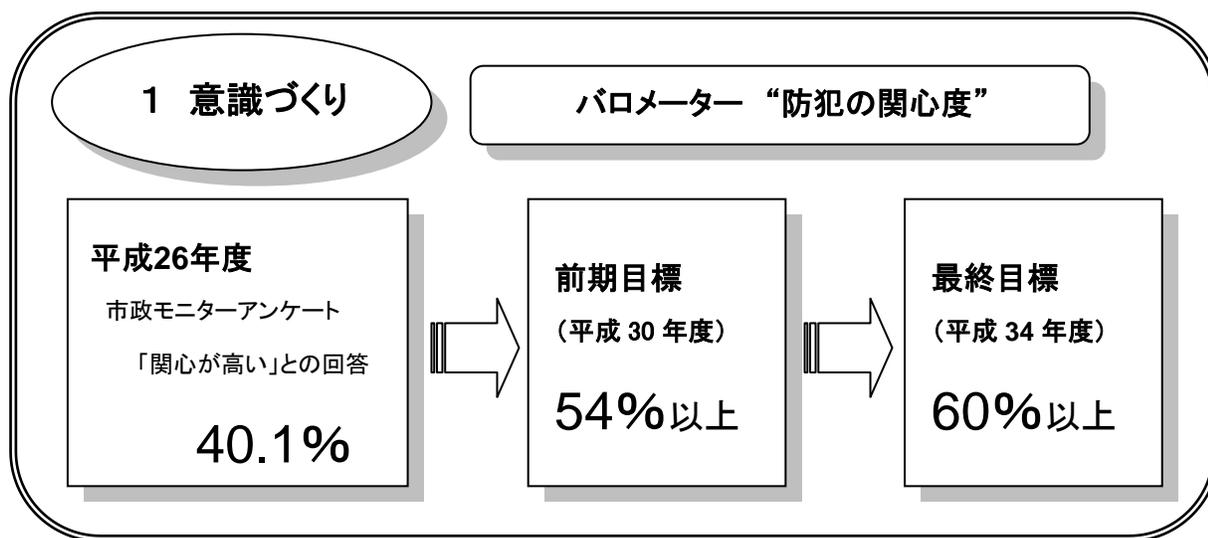
また、社会的弱者を狙った悪質・巧妙な特殊詐欺や悪徳商法などの犯罪が多発しています。こうした身近な犯罪は、北陸新幹線の開業や上信越自動車道の4車線化等、高速交通体系の進展に伴い、より広域的に増加することが懸念されることから、これら要因を踏まえた取組を進めていかななくてはなりません。

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現のための基本となる考え方は、市民一人ひとりが「地域の安全は自ら守る」という意識をもって防犯活動を行っていくことであり、市はこれらの活動を支援していくとともに、具体的な手口や犯罪から身を守る方法等を周知しながら、市民の自主防犯意識の高揚を図っていきます。

また、警察や関係機関と連携し、特殊詐欺の未然防止や早期発見するための相談体制の充実を図っていきます。

平成26年度市政モニターアンケート結果では、市民の「防犯」の関心度が、「非常に関心が高い」あるいは「関心が高い」が全体の40.1%と半数を下回り、前計画でのバロメーターとして設定した60%を超えることができませんでした。

そこで、さらに諸施策を推進して計画期間の前期である平成30年度までに防犯の関心度を54%以上、そして最終年度となる平成34年度までに60%以上に向上させることを本計画の推進状況を測るための目安とします。



### 3-2 地域づくり

「地域づくり」とは、「地域の安全は自ら守る」ため連帯感を持った地域づくりの取組です。

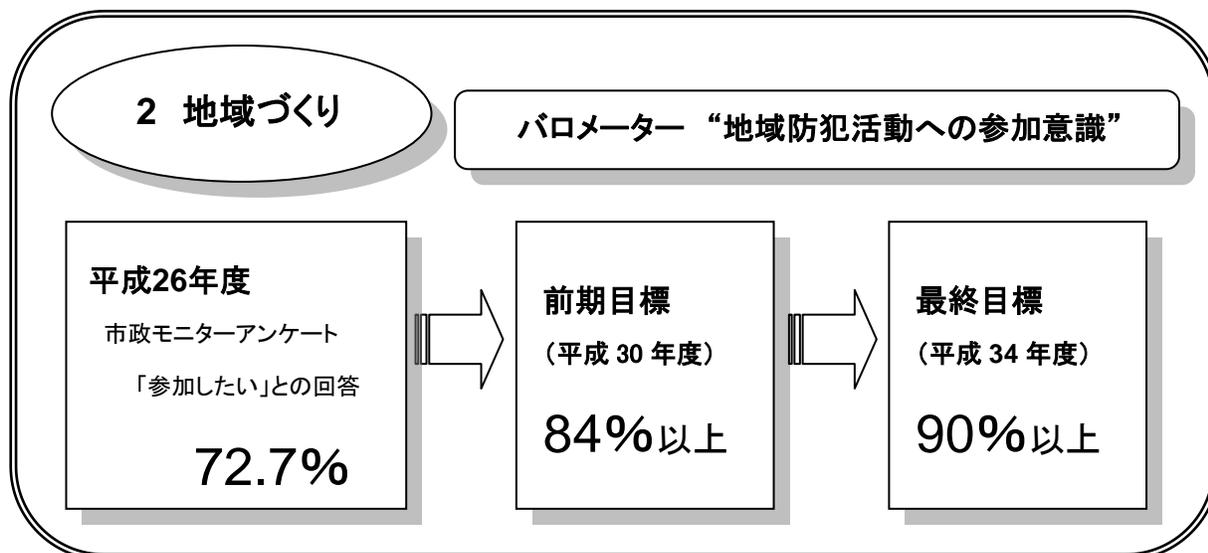
近年、都市化の進展や生活様式の多様化、また、情報伝達手段の飛躍的な進歩や変化などを背景として、地域社会における連帯感の希薄化が進み、コミュニティ活動の活力が低下してきているといわれています。

防犯面においても、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能が低下しつつあることから「地域の安全は自ら守る」という意識のもとに、お互いに守り支え合うコミュニティを形成する必要があります。

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現のため、地域防犯の意識を地域全体に広め、市ではこうした活動を支援し、地域づくりを推進していきます。

平成26年度市政モニターアンケート結果では、地域の防犯活動に「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」が全体の72.7%と前計画でバロメーターとした90%を超えることができませんでした。

そこで、市民の関心の高い防犯活動への参加意識を具体的な活動につなげるための施策を研究し実行することで、計画期間の前期である平成30年度までに「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」を84%以上、そして最終年度となる平成34年度までに90%以上に向上させることを本計画の推進状況を測るための目安とします。



---

### 3-3 環境づくり

---

「環境づくり」とは、地域社会の「環境づくり」、つまり「犯罪に遭わない、起こさせない」ための安全で安心して暮らせる環境づくりへの取組です。

全国的に、本来安全であるべき学校や通学路において、子どもを対象とした事件や不審者による声かけ等が発生しています。また、道路、公園等での犯罪や住宅への侵入犯罪も多数発生しており、誰もが犯罪被害に遭う可能性が高くなっています。

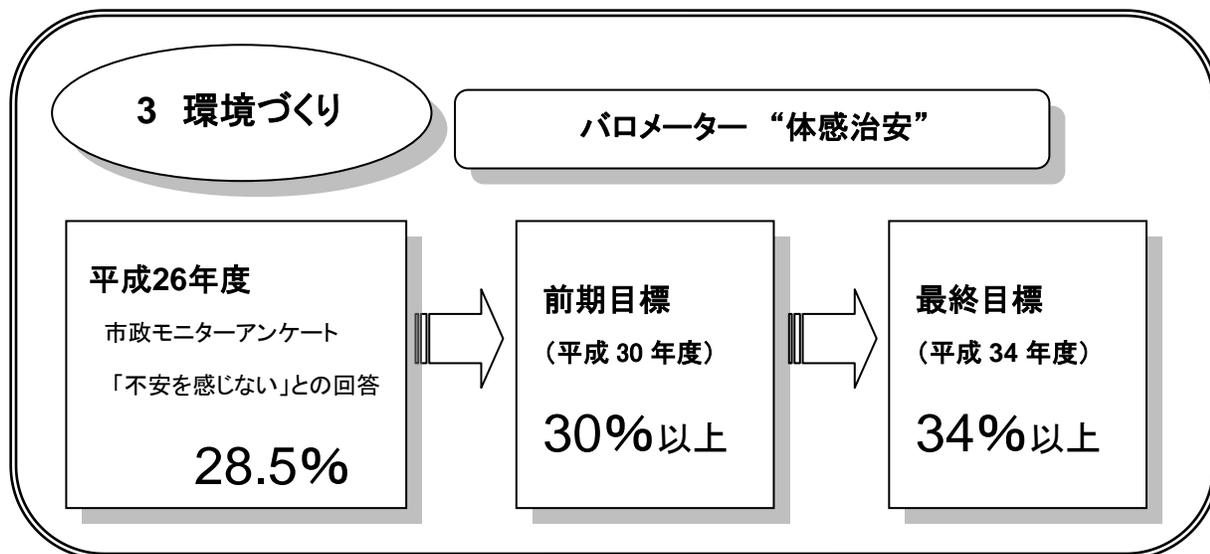
こうしたことから、犯罪の温床となりにくい清潔で美しいまちを築くため、学校をはじめ公園や道路等の防犯性の向上や安全対策を推進し、犯罪の起こりにくい環境をつくる必要があります。

市では、市民の「犯罪に遭わない、起こさせない」ための環境づくりの取組を推進します。

平成26年度市政モニターアンケート結果では、犯罪の被害者になりうることについて「まったく不安を感じない」、「あまり不安を感じない」が全体の28.5%という結果であり、前計画でバロメーターとして設定した35%を超えることができませんでした。

また、市民が被害に遭う不安を抱えている犯罪としては、侵入盗（空き巣、事務所荒し等）、商法犯罪（特殊詐欺等）、屋外での犯罪（車上ねらい、自動販売機ねらい等）、乗り物窃盗（自動車、自転車、バイク等）、性的犯罪（痴漢、ストーカー等）などの身近で起こりうる犯罪が多く、また犯罪被害への不安原因として「全国各地で凶悪事件が増えている」が全体の74.9%と圧倒的に多く、次いで「身近な場所で犯罪が増えている」、「犯罪状況がわからない」の順でした。

全国各地で発生する凶悪事件や身近な場所で発生する犯罪を背景に身近な安全（以下「体感治安」という）の悪化がうかがえますが、一方で犯罪状況がわからないことの不安感もあることから、さらに環境づくりの施策を推進するとともに、市民に安心感を与えるようなきめ細かな広報に努め、計画期間の前期である平成30年度までに「まったく不安を感じない」、「あまり不安を感じない」という“体感治安”を30%以上、そして最終年度となる平成34年度までに34%以上に向上させることを、本計画の推進状況を測るための目安とします。



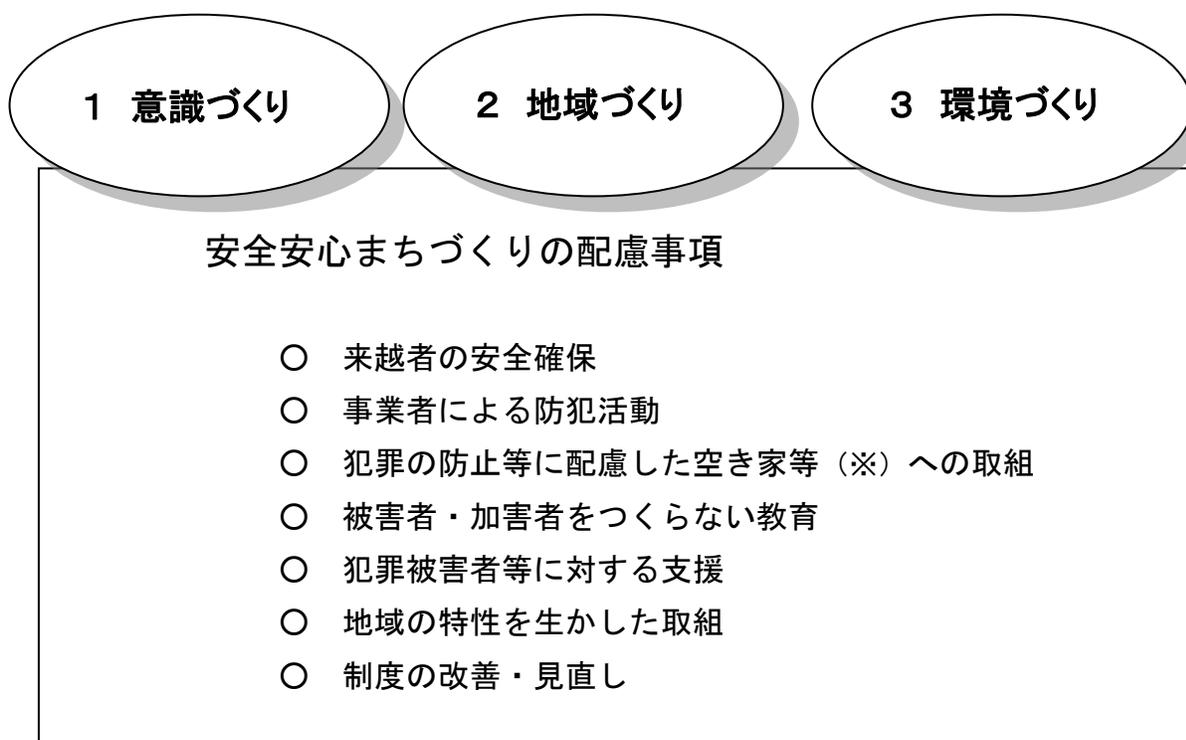
---

## 4 安全安心まちづくりの配慮事項

---

条例では、重点的に推進する事項や本市が独自に規定した責務、独自に取り組む施策などを明確にしています。

本計画では、条例で示すもののほか、前計画で示した7つの重要な事項について、引き続き施策や事業をより充実させるための視点として、安全安心まちづくりの配慮事項として位置付けることとしました。



（※）空き家等には空き地も含まれます。

---

#### 4-1 来越者の安全確保

---

市民はもとより本市を訪れる人々も含め、安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するため、「来越者の安全確保」を配慮事項に位置付けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取組を推進します。

本市では、平成27年春北陸新幹線が開業したほか、上信越自動車道の4車線化、新水族博物館の建設など、まちの力が一層高まるとともに、様々な交流の契機となる夢のある大規模プロジェクトが進行しており、来越者が格段に増加することが見込まれます。

仕事や観光等で本市を訪れる人々に安全で安心して滞在していただくため、市や市民が、地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、それぞれの防犯活動の積極的な取組を推進していくことが重要です。

市では、「来越者の安全確保」に配慮し、上越商工会議所・各区商工会、警察など関係する団体や機関と連携し、宿泊施設や観光施設などの事業者に理解を求め、意識啓発、広報活動、防犯情報の提供、防犯講習会等の開催に取り組んでいきます。

---

## 4-2 事業者による防犯活動

---

事業者も地域社会を形成する重要な主体のひとつであることから、「事業者による防犯活動」を配慮事項に位置付けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取組を推進します。

条例第7条では、「事業者の果たすべき責務」を定めています。

事業者には、自らの施設や事業活動に関して安全を確保し、従業員の意識を高め、知識の習得を図る配慮のほか、地域の一員として地域防犯活動へも参加していただくよう努めてもらうことが望まれます。

市では、上越商工会議所・各区商工会、上越市防犯協会、警察など関係する団体や機関と連携し、事業者を対象とした広報活動や防犯情報の提供、防犯活動への協力依頼、防犯講習会の開催などの支援に取り組んでいきます。

また、事業所等において犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めていきます。

### 条例（抜粋）

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の安全安心まちづくりに対する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

---

#### 4-3 犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組

---

近年、過疎化の進行・人口の減少などの社会的要因や、事業経営・資産管理などの経済的要因により、空き家をはじめ管理放棄された住宅・アパート・事業所などが増加し、社会問題になっています。

管理が不十分な空き家等の増加はやがて、雑草の繁茂や害獣・害虫の発生、不法投棄の温床、景観の悪化につながるほか、建物の劣化による屋根や外壁の崩落、放火や不法侵入など犯罪の温床となることなど、防犯面のみならず、防災面や衛生上、景観上の問題発生が懸念されます。

空き家等は本来所有者（管理者、使用者を含む。）が適正に管理すべきものですが、まちの荒廃となる要因を最少化させ、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、「犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

---

#### 4-4 被害者・加害者をつくらない教育

---

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪の被害に遭わないための教育（被害者をつくらない教育）と、犯罪を起こさないための教育（加害者をつくらない教育）両者の充実を図っていく必要があることから、「被害者・加害者をつくらない教育」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

被害者をつくらない教育には、犯罪被害の予防策や防止策、対処方法などの知識の習得を目的とする、こども安全教室（幼児対象の連れ去り防止教室等）、児童安全教室（低学年児童対象の連れ去り防止教室等）、高齢者防犯教室、護身教室、不審者侵入対応訓練などがあります。

加害者をつくらない教育には、非行防止教室、薬物乱用防止教室、いじめ防止教室などがあります。

また、罪を犯す人の中には、子どもの頃に虐待を受けた経験のある場合が少なくないという指摘もあり、児童虐待防止を含めた防犯教育が、被害児童をつくらないだけでなく、将来の加害者をつくらないための重要な教育活動であると言えます。

市では、警察や上越少年サポートセンターなどの専門的な知識や技能を有する関係機関や民間団体等と連携を図り、被害者・加害者をつくらない教育に取り組んでいきます。

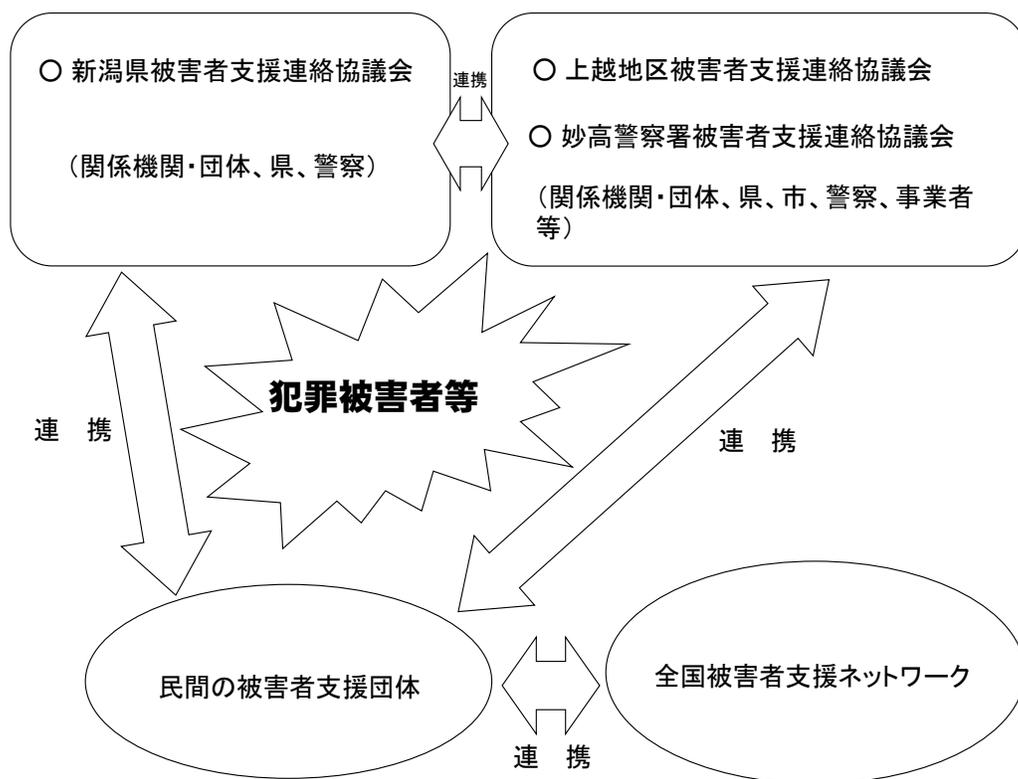
#### 4-5 犯罪被害者等に対する支援

犯罪の被害に遭った人やその家族が、少しでも早く立ち直ることができるように、「犯罪被害者に対する支援」を配慮事項に位置付け、警察署単位で設置する警察署被害者支援連絡協議会による取組を基本とし、国や県、関係機関と連携しながら、各種支援・相談窓口などそれぞれの機関の横断的な連携を図っていきます。

(次ページの犯罪被害者に対する支援制度等一覧表を参照。)

市では、市民の一番身近な窓口としてそれぞれの機関へ導く役割を果たしていくとともに、関係する庁内各課の連携を密にしています。

犯罪被害者に対する支援体制図



※ 犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項)

### 犯罪被害者に対する支援制度等一覧表

支援内容	制度名	関係機関、団体等
危機介入	指定被害者支援要員制度	警察
情報提供	被害者連絡制度	警察
	被害者等通知制度	検察庁
再被害防止	DV法※1に基づく保護命令等	県、市、警察、裁判所
	ストーカー規制法※2に基づく警告	県、市、警察、裁判所
	住民票の閲覧制限（DV、ストーカー）	市、警察
プライバシー保護	人権救済制度	法務省の人権擁護機関
経済的支援	犯罪被害給付制度	警察
	検案書、診断書、遺体搬送等の費用負担	警察
	所得控除	税務署
	犯罪被害救援基金	公益社団法人犯罪被害救援基金
裁判における支援	被害者支援要員制度	検察庁
	裁判における各種支援制度	裁判所
	不起訴処分の妥当性の審査	検察審査会
各種相談	各種相談	警察本部、警察署、少年サポートセンター、市
	被害者ホットライン	検察庁
	犯罪被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター（法テラス）
	無料相談	弁護士会
	被害に関する心の相談	公益社団法人にいがた被害者支援センター
	心の健康	精神保健福祉センター、保健所、市
	自殺防止	上越地域いのちとこころの支援センター 社会福祉法人新潟いのちの電話
	カウンセリング	警察本部犯罪被害者支援室、県臨床心理士会
	子ども、女性、DV、児童虐待	県女性福祉相談所、児童相談所、警察、市
	暴力団に関する相談	新潟県暴力追放運動推進センター、警察
	人権相談	法務局、市
悪質商法	県・市の消費生活センター	

※1 DV法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

※2 ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

---

#### 4-6 地域の特性を生かした取組

---

犯罪の発生には、地域の立地、環境、人口、交通等の特徴や様々な要素が影響を及ぼしあっているものと考えられるため、「地域の特性を生かした取組」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

本市は市域の拡大で様々な地域特性を有することから、市域全体に共通する支援や取組を行うだけでなく、それぞれの地域に即した視点を持つことが必要になります。

市では、これまでのモデル事業の取組を生かし、地域の特性や犯罪発生の状況、地域防犯活動の状況等を総合的に考慮し、事業に取り組んでいきます。

---

#### 4-7 制度の改善・見直し

---

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現を進めていく取組は、ソフト、ハードを含め多岐にわたり、いずれの取組も安全安心まちづくりにおいて必要不可欠な要素です。

しかしながら時間の経過とともに、取組に対する関心が薄れたり、形式的なものとなってしまいうケースもあるのが現状です。

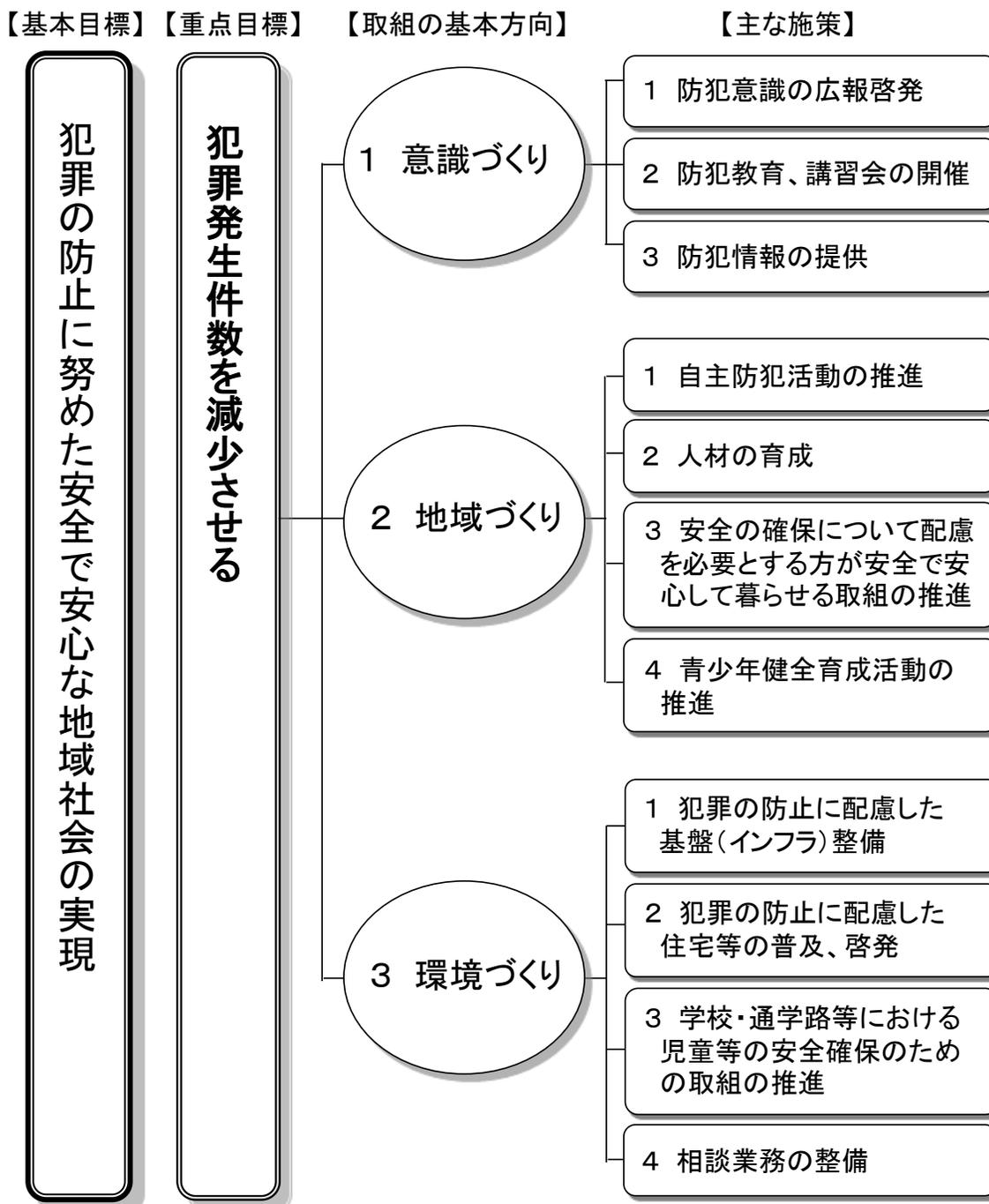
こうした現状を回避し、常に時代にあった取組を展開していくため、市では「上越市みんな防犯安全安心まちづくり推進会議」と連携し、進捗状況の確認や効果の測定、制度の見直し・改善を行っていきます。

## 5 計画の体系

安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くため、本計画では基本目標と、さらにその実現に向けた重点目標を設定しました。

これをもとに取組の基本方向を3つに区分し、それぞれの主な施策を総合的、体系的に整理し、計画の体系のとおり位置付けました。

### 計画の体系



## 第4章 計画の基本方向を構成する主要事業

---

---

本計画の基本方向である「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」それぞれの実現に向けた具体的な取組が「主な施策」です。

本計画では、この「主な施策」の目的を直接的に達成するために行う事業を「主要事業」として、また、間接的に寄与、関連する事業を「関連事業」として整理、分類しました。

## 1 意識づくり

市民一人ひとりが防犯に関心を持ち、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。

### 1-1 防犯意識の広報啓発

市民の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深め、「地域の安全は自ら守る」という意識、自ら率先して地域の安全活動への参加意欲を高めるため、上越市防犯の日、上越市防犯週間における重点的な活動、防犯フェア等の啓発事業を実施し、市民だけでなく事業者等の防犯活動への積極的な参加を呼びかけます。

広報紙やホームページ、新聞、テレビ、ラジオ放送などの各種媒体を活用して積極的な広報活動を推進し、市民等の自主防犯に対する意識啓発を推進します。

仕事や観光等で本市を訪れる人々も安心して滞在することができるよう、市、市民、事業者、町内会、防犯協会・防犯組合等が互いに連携し、安全安心まちづくりを推進していきます。

#### 【主要事業】

<b>1-1-1</b>	<b>上越市防犯の日、上越市防犯週間</b>
事業主体	市（市民安全課）、上越市防犯協会
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、青少協、防犯協会・防犯組合等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心まちづくりへの関心や理解を深める契機とするため、上越市防犯の日（7月12日）、上越市防犯週間（7月12日の直前の土曜日から直後の日曜日までの期間）を設定する。</li> <li>・全市的に防犯パトロール、見守り活動、通学路の安全点検、こども110番の家の設置箇所確認などの活動の実践を通し、市民等の自主的な取組の気運を高める。</li> </ul>
事業根拠	条例第17条（上越市防犯の日の指定等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

第4章 計画の基本方向を構成する主要事業

成果指標 (数値目標)	防犯の日、防犯週間における活動参加団体数		
	(平成 26 年度)	前期目標 (平成 30 年度)	最終目標 (平成 34 年度)
	742 団体、 35,075 人	750 団体、 36,000 人	780 団体、 37,000 人

【主要事業】

<b>1-1-2</b>	<b>市民防犯フェア</b>
事業主体	市（市民安全課）、上越市防犯協会
事業対象	市民、町内会、事業者、防犯協会・防犯組合等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅対象侵入盗」、「車上ねらい」、「特殊詐欺」などの身近な犯罪被害を未然に防止するための知識等の周知のため、市民防犯フェアを実施する。</li> <li>・地域巡回型で開催する。</li> </ul>
事業根拠	条例第 23 条（広報活動の充実等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

<b>1-1-3</b>	<b>安全安心まちづくり推進パトロール</b>
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	市民、学校、児童・生徒、地域
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色回転灯を装着した市公用車により、市内巡回を実施する。</li> </ul>
事業根拠	条例第 23 条（広報活動の充実等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、来越者の安全確保

【主要事業】

<b>1-1-4</b>	<b>新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間</b>
事業主体	県、市（市民安全課）、上越市防犯協会、警察
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、防犯協会・防犯組合等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌、ホームページなどにより、旬間について広報を行い、自主的な取組の気運を高める。</li> <li>・旬間に合わせ、市、警察、上越市防犯協会が連携して啓発行事を開催するとともに、県が実施する県民大会などへの参加を促進する。</li> </ul>
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動
<p>新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間</p> <p>毎年10月11日から20日までの間。防犯まちづくりへの関心や理解を深める目的で、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき指定。</p>	

【主要事業】

<b>1-1-5</b>	<b>社会を明るくする活動（上越市青少年健全育成研究会）</b>
事業主体	上越地区保護司会
事業対象	市民、学校、PTA、民生委員・児童委員、保護司等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪や非行の防止、罪を犯した少年少女の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを実現するため、市民の意識を高める啓発及び街頭宣伝活動や研究会を実施する。</li> </ul>
事業根拠	保護司法（昭和25年法律第204号）第8条の2第1項
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【1-1 関連事業】

<b>2-1-1</b>	<b>110番協力車</b>
<b>2-1-2</b>	<b>青色回転灯パトロール</b>
<b>2-4-1</b>	<b>地域青少年育成会議の活動</b>
<b>2-4-3</b>	<b>上越地区保護司会犯罪予防活動</b>

## 1-2 防犯教室、講習会の開催

犯罪の防止に努めた安全安心な地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識や理解を持つことが必要です。

そこで、犯罪被害に遭わないための防犯教育だけでなく、犯罪を起こさないための非行防止や薬物乱用防止、いじめ防止、児童虐待防止などの教育にも配慮した各種教室や講習会を関係機関等と連携し、開催します。

また、高齢者等を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺等の被害防止を図るため、高齢者防犯教室などを開催します。

このほか、観光施設や宿泊施設等の事業者を対象とした防犯講習会を開催するなど、来場者が安全で安心して滞在できる防犯まちづくりに配慮します。

### 【主要事業】

<b>1-2-1</b>	<b>防犯座談会（出前講座）</b>
事業主体	市（市民安全課）、警察
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、防犯協会・防犯組合
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心まちづくりに関する理解を深めるため、地域の座談会や集会などの場を活用して出前講座を開催する。</li> <li>・防犯に関する事項、特殊詐欺の被害防止などの知識や情報の提供を地域特性や状況に応じで行う。</li> </ul>
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等）、第23条（広報活動の充実等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

<b>1-2-2</b>	<b>安全教室（防犯教室）</b>
事業主体	市（市民安全課）、学校、幼稚園・保育園、町内会等
事業対象	市民、高齢者、児童・幼児等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害の防止を目的として、幼稚園・保育園、小学校、高齢者団体などにおいて開催する。</li> <li>・ 園児対象のこども安全教室（防犯教室）は、主任児童委員が主体となり、民生委員・児童委員、警察、市が協力し紙芝居や寸劇などを用いて教室を開催する。</li> <li>・ 高齢者や市民を対象の安全教室(防犯教室)は、悪質訪問販売や特殊詐欺の被害防止講座など地域特性や状況に合わせた内容で実施する。</li> <li>・ 専門的な知識や技能を有する機関・団体との情報交換・意見交換など、連携を図り、効果的な教育を目指す。</li> </ul>
事業根拠	条例第11条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等)、第12条(安全確保に係る教育等の充実)
配慮事項	地域の特性を生かした取組、被害者・加害者をつくらない教育

【主要事業】

<b>1-2-3</b>	<b>非行防止教室、薬物乱用防止教室</b>
事業主体	警察（上越少年サポートセンター）、学校
事業対象	児童・生徒
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的事例等を題材として直接児童・生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させるとともに注意喚起を行うことにより、少年の非行防止を図る。</li> </ul>
事業根拠	少年サポートセンター運営要綱第4条
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【1-2関連事業】

<b>3-3-3</b>	<b>安全マップの作製支援</b>
--------------	-------------------

1-3 防犯情報の提供

犯罪の発生状況や防犯に関する知識、不審者の情報などを広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線などの各種広報媒体や安全メール等のシステムを活用して情報提供します。

地域特性に配慮した効果的な情報提供を心がけ、犯罪被害の拡大防止と予防に努めます。

また、本市の安全安心まちづくりの取組や推進状況に関する情報、活動事例、防犯活動の参考となる情報等についても積極的に提供していきます。

【主要事業】

<b>1-3-1</b>	<b>上越市安全安心情報（安全メール）</b>		
事業主体	市（市民安全課）		
事業対象	市民		
事業内容	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、ホームページと携帯電話等のメール機能を活用し、防犯、防災、火災、交通安全などの安全安心情報を配信する。		
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等）、第13条（学校等における安全確保等）、第19条（自主的な活動に対する支援）		
配慮事項	来越者の安全確保、事業者による防犯活動		
成果指標 （数値目標）	安全メール登録者数		
	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)
	5,495人	6,000人	7,000人

【主要事業】

<b>1-3-2</b>	<b>地域安全ニュース等の発行</b>
事業主体	上越市防犯協会、警察、市（市民安全課）
事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、PTA
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の活性化に役立つ情報の発信を目的として発行する。</li> <li>・住宅侵入被害や特殊詐欺被害、身近な犯罪の発生状況などを地域安全ニュースにまとめ、地域に情報提供する。</li> <li>・ホームページなどにより事業者へ防犯情報の提供をする。</li> </ul>
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等）、第3条（学校等における安全確保等）、第19条（自主的な活動に対する支援）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

<b>1-3-3</b>	<b>上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議</b>
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心して暮らせる上越市を創るため、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画の進捗状況の評価や安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、基本的事項及び重要事項について調査・審議を行う。</li> </ul>
事業根拠	条例第25～29条（上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議）
配慮事項	制度の改善・見直し

【主要事業】

<b>1-3-4</b>	<b>ホームページ、大型ビジョンによる広報</b>
事業主体	市（市民安全課）、警察、上越市防犯協会
事業対象	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページで市全体の状況に加え、地区別の犯罪発生状況をデータやマッピングした情報、地域における防犯活動の様子や市民への注意喚起などきめ細かな情報を提供し、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を促す。</li> <li>・ 人が集まる場所の大型ビジョンを活用し、特殊詐欺被害や身近な犯罪の発生状況などの情報を提供する。</li> </ul>
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する情報提供）、第19条（自主的な活動に対する支援）
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【1-3関連事業】

<b>3-3-3</b>	<b>安全マップの作製支援</b>
--------------	-------------------

## 2 地域づくり

本市では、昔から近隣同士の挨拶や声かけなどが日常的に行われる習慣や美風があり、知らない人が入り込めばすぐにわかるという、地域社会における無意識の監視・領域性が防犯上の効果をもたらしてきました。

近年、都市化、社会環境の著しい変化に伴い、地域コミュニティが変質し、身近なところで犯罪が増加するなど、地域に備わっていた自主防犯の機能が低下してきました。

市では、市民等に「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識が芽生え、ボランティアパトロールや子ども見守り活動が活発に行われるよう、薄れつつある地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

### 2-1 自主防犯活動の推進

地域の連帯感や防犯力を高めるため、市民等が行う自主的な防犯活動を促進し、取組の継続を支援します。

地域における自主防犯活動の状況、110番協力車制度、事業者等の交流促進にも配慮しながら、地域特性に応じた活動の支援をします。

#### 【主要事業】

<b>2-1-1</b>	<b>110番協力車</b>
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、事業者等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り、日常的に「ながらパトロール」を実施する。</li> <li>・ 市民、事業所、公用車などで実施する。</li> </ul>
事業根拠	上越市110番協力車制度実施要綱
配慮事項	事業者による防犯活動

【主要事業】

<b>2-1-2</b>	<b>青色回転灯パトロール</b>
事業主体	市（市民安全課）（区総合事務所）
事業対象	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪抑止と地域の安全の確保を目的として、青色回転灯を装着した庁用車による地域巡回を実施する。</li> <li>・ 青色回転灯装着車両の拡充を図るため、地区防犯協会・地区防犯組合等に協力要請や広報活動を行う。</li> </ul>
事業根拠	条例第4条（市の責務）
配慮事項	地域の特性を生かした取組

【主要事業】

<b>2-1-3</b>	<b>防犯協会への支援</b>
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	上越市防犯協会、妙高地区防犯協会、地区防犯協会、地区防犯組合
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上越市防犯協会、妙高地区防犯協会に対し、その活動を支援する目的で活動費の一部を負担する。</li> </ul>
事業根拠	条例第4条（市の責務）、第19条（自主的な活動に対する支援）、第23条（広報活動の充実等）
配慮事項	事業者による防犯活動

【2-1 関連事業】

<b>1-1-3</b>	<b>安全安心まちづくり推進パトロール</b>
<b>2-4-1</b>	<b>地域青少年育成会議の活動</b>

2-2 人材の育成

地域における防犯まちづくり活動を促進し、より多くの皆さんから自主防犯活動に参加していただくため、ボランティアをはじめ地域防犯活動のけん引役であるリーダー等と地域住民が主体となった防犯活動の活性化を推進します。

【主要事業】

<b>2-2-1</b>	<b>安全安心リーダー</b>
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、事業者、PTA、青少協、自主防犯団体
事業内容	・地域防犯活動のリーダー役である町内会長を中心に防犯講話など意識啓発活動を行い、地域防犯意識の底上げを図る。
事業根拠	条例第20条（人材の育成等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

<b>2-2-2</b>	<b>学校安全ボランティア養成講習会</b>
事業主体	市（学校教育課）
事業対象	学校、PTA、町内会
事業内容	・学校安全ボランティアの養成を目的として、講習会を開催する。 ・講演会を通して、各学校や地域の安全管理体制について見直す。
事業根拠	新潟県教育委員会の通知
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

<b>2-2-3</b>	<b>特殊詐欺被害防止推進員の活動</b>
事業主体	警察
事業対象	市民
事業内容	・上越警察署、妙高警察署から委嘱を受け、地域や職場などあらゆる場面で特殊詐欺被害防止の啓発活動を実施する。
事業根拠	警察庁からの通知
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【2-2関連事業】

<b>2-4-4</b>	<b>少年警察ボランティアの活動</b>
--------------	----------------------

## 2-3 安全の確保について配慮を必要とする方が 安全で安心して暮らせる取組の推進

かつて日本は「世界一安全な国」と言われましたが、近年は犯罪が増加しただけでなく、凶悪化、悪質化、手口の巧妙化の傾向が強まり、子どもをはじめ高齢者が被害に遭うケースが後を絶ちません。

市では、こうした比較的犯罪被害に遭いやすい方々の安全の確保について配慮し、安全で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動を推進します。

### 【主要事業】

<b>2-3-1</b>	<b>民生委員・児童委員活動</b>
事業主体	市（福祉課）
事業対象	市民、高齢者、児童等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員法(昭和23年法律第198号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、地域住民の実態把握や援護を必要とする地域住民の相談・支援活動を行い、地域住民と関係機関とのパイプ役を担っている。</li> <li>・ 行政機関等への協力や、自主活動の一環として登下校時の子どもの見守り活動、高齢者世帯への訪問活動などを通じて、事件や事故を未然に防ぐ役割を果たす。</li> </ul>
事業根拠	民生委員法、児童福祉法
配慮事項	地域の特性を生かした取組、被害者・加害者をつくらない教育

【主要事業】

<b>2-3-2</b>	<b>緊急通報装置の貸与</b>
事業主体	市（高齢者支援課）
事業対象	市民、高齢者
事業内容	<p>・ 地域包括支援センター等を通じ、安否の確認を要する一人暮らし高齢者に、緊急通報装置を貸与して、不安の解消と緊急時における適切な対応を図る。</p> <p>【対象条件】</p> <p>① 常時一人暮らしの概ね 65 歳以上の人であって、市民税所得割を課税されていない人</p> <p>② 急病、災害時の緊急時に適切な対応をすることが困難と認められる人</p>
事業根拠	上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱
配慮事項	地域の特性を生かした取組

【主要事業】

<b>2-3-3</b>	<b>上越市要保護児童対策地域協議会の活動</b>
事業主体	市（こども課）、上越市要保護児童対策地域協議会
事業対象	要保護児童等
事業内容	・児童虐待の予防、早期発見、早期対応のために、他の地方公共団体、関係機関・団体（※1）、町内会等と、要保護児童等（※2）に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。
事業根拠	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育
<p>※1 関係機関・団体：上越児童相談所、警察、上越保健所、保育園、幼稚園、小・中・高等学校長会、民生委員・児童委員、医師会など。</p> <p>※2 要保護児童等：要保護児童と要支援児童及びその保護者又は特定妊婦。 要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。（児童福祉法第6条の3第8項） 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。（同法同条第5項） 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。（同法同条同項） 児童：18歳に満たない者。（同法第4条第1項）</p>	

【2-3関連事業】

<b>1-2-2</b>	<b>安全教室（防犯教室）</b>
<b>1-3-1</b>	<b>上越市安全安心情報（安全メール）</b>
<b>3-3-4</b>	<b>こども110番の家の活用</b>
<b>3-4-3</b>	<b>犯罪被害者支援</b>

2-4 青少年健全育成活動の推進

次世代を担う子どもたちが健全に育ち、将来の地域のリーダーとして成長していくことは、防犯面のみならず活力ある地域社会を維持していく上でも重要な要素です。

青少年の非行防止や街頭指導活動、有害環境浄化などの諸活動を行う青少年健全育成センターをはじめ、保護司会、警察等と連携し、青少年健全育成活動を推進します。

【主要事業】

<b>2-4-1</b>	<b>地域青少年育成会議の活動</b>
事業主体	市（社会教育課、青少年健全育成センター）
事業対象	市民、少年
事業内容	・各地域青少年育成会議において、「あいさつ運動」をはじめとする活動を推進し、学校や町内会等との連携を深め、少年の健全育成に努める。
事業根拠	文部科学省からの通知
配慮事項	被害者・加害者をつくらない活動
地域青少年育成会議 「地域の子どもは地域で育てる」の理念の下、地域における教育の中心となる組織として、市内22中学校区単位に設立。	

【主要事業】

<b>2-4-2</b>	<b>青少年健全育成委員による街頭指導</b>
事業主体	市（社会教育課、青少年健全育成センター）
事業対象	少年
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高田・直江津・春日山・上越妙高駅などの周辺、市街地や郊外の商業地域等で街頭指導活動を実施する。</li> <li>・街頭における指導や愛の一声活動の実践を通し、非行防止にとどまらず、市民一人ひとりの意識や関心の高揚を図る。</li> </ul>
事業根拠	上越市青少年健全育成センター規則（平成8年教委規則第3号）第6条
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育
<p>青少年健全育成委員                      高等学校、民生・児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、BBS会、子ども会、町内会等から推薦を受け、教育委員会が委嘱。</p>	

【主要事業】

<b>2-4-3</b>	<b>上越地区保護司会犯罪予防活動</b>								
事業主体	上越地区保護司会、市（福祉課）、警察								
事業対象	市民								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、少年の健全な育成や犯罪者・非行少年の更生を支援することを目的に、「社会を明るくする運動月間」の啓発活動やケーブルテレビを通じた広報ビデオの放映、青少年健全育成研究会への協力等を実施する。</li> </ul>								
事業根拠	保護司法								
配慮事項	被害者・加害者をつくらない活動								
成果指標 (数値目標)	非行少年の減少（上越警察署管内、中郷区を含む）								
	<table border="1"> <tr> <td>(平成26年度)</td> </tr> <tr> <td>76人</td> </tr> </table>	(平成26年度)	76人	<table border="1"> <tr> <td>前期目標 (平成30年度)</td> </tr> <tr> <td>前年より減少させる</td> </tr> </table>	前期目標 (平成30年度)	前年より減少させる	<table border="1"> <tr> <td>最終目標 (平成34年度)</td> </tr> <tr> <td>前年より減少させる</td> </tr> </table>	最終目標 (平成34年度)	前年より減少させる
(平成26年度)									
76人									
前期目標 (平成30年度)									
前年より減少させる									
最終目標 (平成34年度)									
前年より減少させる									

【主要事業】

<b>2-4-4</b>	<b>少年警察ボランティアの活動</b>
事業主体	警察、少年補導員、少年指導委員
事業対象	市民、少年、保護者、学校
事業内容	・少年の非行を防止し、少年の健全育成を図るため、街頭補導活動や環境浄化活動等の非行防止活動を実施する。
事業根拠	警察庁からの通知
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育
少年警察ボランティア(少年補導員、少年指導委員) 上越警察署、妙高警察署や新潟県公安委員会が委嘱。	

【主要事業】

<b>2-4-5</b>	<b>上越少年サポートセンターによる少年保護活動等</b>
事業主体	警察（上越少年サポートセンター）
事業対象	少年、保護者
事業内容	○少年保護活動 凶悪犯、粗暴犯や児童ポルノに代表される福祉犯等の被害に遭った少年等に対し、必要な指導を行うとともに、犯罪被害に伴う精神的ダメージからの回復支援活動を実施する。 ○街頭補導活動 非行実態の把握及び非行少年、不良行為少年、被害少年等の早期発見を目的として、街頭補導活動を実施する。 ○立ち直り支援活動 問題行動の改善や被害の軽減を図るため、電話相談、面接相談により、少年やその保護者に対する助言又は指導を行う等必要な支援活動を実施する。
事業根拠	少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【2-4関連事業】

<b>1-2-3</b>	<b>非行防止教室、薬物乱用防止教室</b>
--------------	------------------------

---

### 3 環境づくり

---

安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪に遭わない、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進することが大切です。

市では、学校・通学路等の犯罪の防止に努めた基盤整備だけでなく、防犯性の高い住宅の普及啓発、子どもの安全確保のための取組、相談業務などのソフト面の充実を図り、ハードとソフトの両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。

環境づくりにおいては、企画・設計・構造・設備・管理上の参考となる手法、配慮事項、具体的方策、整備基準などについて、県では「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき次の4つの指針を示しています。

- ① 学校等における子どもの安全確保のための指針
- ② 通学路等における子どもの安全確保のための指針
- ③ 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
- ④ 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

市ではこれら4つの指針に配慮した取組を推進していきます。

また、県においては、防犯カメラの設置及び利用に関する取扱いの基準となる指針や留意事項として、

- ① 防犯カメラの設置及び利用に関する指針
- ② 民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項

が制定されており、市では防犯カメラの設置及び利用に関して、人権に配慮した適正な運用が図られるよう努めていくとともに、これら指針等が広く周知されるよう努めます。

### 3-1 犯罪の防止に配慮した基盤（インフラ）整備

犯罪の防止に配慮した環境づくりにおいて、その基礎となる基盤（インフラ）整備を推進します。

道路、公園、駐車場等の市民の生活に不可欠な場所や憩いの場所において、県の防犯指針に配慮した施設整備や施設改善に努めます。

また、犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めます。

【主要事業】

<b>3-1-1</b>	<b>道路、公園、駐車場等の整備</b>
事業主体	市（道路課、都市整備課、農林水産整備課）
事業対象	市民、児童・生徒
事業内容	<p>・通学路等における子どもの安全を確保し、犯罪の防止に配慮した環境づくりを視点とした整備を行う。</p> <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県に対する整備促進要望を継続的に行う。</li> <li>・上越市道路整備計画に基づき、市道の整備を行う。</li> </ul> <p>【公園等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地における市民の憩いと癒しの空間としての都市公園整備を行う。</li> <li>・農村地域における連携とコミュニティを醸成する憩いの場として、住民が安心して農村公園を利用できるよう、適切な管理を行う。</li> </ul>
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県） 防犯カメラの設置及び利用に関する指針（新潟県）

【主要事業】

<b>3-1-2</b>	<b>防犯灯の設置、整備</b>
事業主体	市（市民安全課）、町内会、事業者
事業対象	市民、町内会、事業者、児童・生徒
事業内容	・ 犯罪の防止に配慮した環境づくりを目的として、集落内や通学路に防犯灯の整備を行う。 （※市では、町内会で設置した防犯灯の電気料を負担する。）
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）、上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【主要事業】

<b>3-1-3</b>	<b>道路照明灯の整備</b>
事業主体	市（道路課、市民安全課）、県、国
事業対象	市民
事業内容	・ 犯罪の防止とともに、交通の安全確保に配慮した環境づくりのため、道路照明灯の整備を行う。
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）、上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱
配慮事項	道路照明施設設置基準、道路の移動円滑化整備ガイドライン等、 通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【主要事業】

<b>3-1-4</b>	<b>歩道の整備</b>
事業主体	市（道路課）
事業対象	市民
事業内容	・通学路等における子どもの安全を確保するため、国、県に対して歩道整備促進の要望を行うとともに、上越市道路整備計画に基づき、歩道の整備を行う。
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【3-1 関連事業】

<b>3-3-1</b>	<b>通学路の安全点検と整備</b>
--------------	--------------------

3-2 犯罪の防止に配慮した住宅等の普及、啓発

住宅等の防犯性を向上させるための広報啓発や必要な情報の提供、関係機関等と連携した防犯診断や助言などを実施します。

【主要事業】

<b>3-2-1</b>	<b>防犯性の高い環境づくりの啓発</b>
事業主体	市（市民安全課）、上越市防犯協会、警察等
事業対象	市民、建築主、建築事業者、建物所有者等
事業内容	・犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する住宅、商業施設その他の建物を普及することを目的として、防犯診断や防犯性を高めるために必要な情報の提供、広報啓発等を関係機関等と連携して行う。
事業根拠	条例第16条（犯罪防止に配慮した建物等の普及）
配慮事項	住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県） 民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項（新潟県）

【3-2関連事業】

<b>1-1-1</b>	<b>上越市防犯の日、上越市防犯週間</b>
<b>1-1-2</b>	<b>市民防犯フェア</b>
<b>1-1-4</b>	<b>新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間</b>

### 3-3 学校・通学路等における児童等の安全確保のための取組の推進

学校等及び通学路等における児童等に対する犯罪を防止し、安全を確保するため、県防犯指針に配慮した施設整備及び施設改善に努めるとともに、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携した危険箇所等の把握及び改善に向けた取組を推進します。

また、「こども110番の家」等の緊急避難所が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携し、支援します。

【主要事業】

<b>3-3-1</b>	<b>通学路の安全点検と整備</b>
事業主体	市（学校教育課、道路課、市民安全課）
事業対象	市民、児童・生徒、保護者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全を確保するための取組の一つとして実施する。</li> <li>・児童及び生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図るため、必要事項を定めた上越市通学路安全対策プログラムにより、学校等関係者が連携し、具体的な調査を基に危険箇所とその改善を関係課等に対し要望する。</li> <li>・通学路の安全点検結果に基づき、国、県に対して交通安全対策の要望を継続的に行うとともに、市道の交通安全対策を行う。</li> </ul>
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【主要事業】

<b>3-3-2</b>	<b>危険箇所点検</b>
事業主体	市（市民安全課など）
事業対象	市民、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等
事業内容	・地域・町内における子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、関係機関と連携し、道路、公園、河川などの危険箇所等の把握及び改善に向けた取組を行う。
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【主要事業】

<b>3-3-3</b>	<b>安全マップの作製支援</b>
事業主体	市（学校教育課、市民安全課）、警察
事業対象	市民、学校、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等
事業内容	・市内全ての小中学校で作製された安全マップを学校安全ボランティア養成講習会で活用し改善点等を検討する。 ・学校ごとに、危険箇所やこども110番の家など防犯上必要な情報を網羅したマップ(安全マップ)の見直しを行い、作製を通し、登下校及び地域生活における安全についての関心を高めるとともに、児童生徒の危険回避能力の向上を目指す。
事業根拠	条例第12条（安全確保に係る教育等の充実）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、被害者・加害者をつくらない教育

【主要事業】

<b>3-3-4</b>	<b>こども110番の家の活用</b>		
事業主体	警察、上越市防犯協会、市（市民安全課、学校教育課）、町内会等		
事業対象	市民、学校、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等		
事業内容	・児童及び生徒の安全を確保するため、緊急避難所として設置を行う。 ・児童及び生徒が助けを求めてきた場合は、児童及び生徒自身の安全を図りながら、警察、市など関係機関に通報する。		
事業根拠	犯罪から子どもを守るための対策		
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動		
成果指標 (数値目標)	こども110番の家の設置		
	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)
	1,934か所	2,000か所	2,100か所
※こども110番の家の実施体制図は、資料編に掲載しています。			

【3-3関連事業】

<b>1-1-3</b>	<b>安全安心まちづくり推進パトロール</b>
<b>1-3-1</b>	<b>上越市安全安心情報（安全メール）</b>
<b>2-1-1</b>	<b>110番協力車</b>
<b>2-1-2</b>	<b>青色回転灯パトロール</b>

### 3-4 相談業務の整備

市民の安心感を高めるため、市民の一番身近な相談窓口として、関係する庁内各課、外部の専門的な機関・団体等へ導く役割を果たしていきます。

各種相談において、業務の充実を図り、犯罪被害の未然防止、拡大防止、二次被害の防止に努めます。

【主要事業】

<b>3-4-1</b>	<b>市民相談</b>
事業主体	市（市民課）
事業対象	市民
事業内容	<p>・市民からの相談、苦情、要望等に対し、適切な処置を講じ、又は適切な助言若しくは指導を行う。</p> <p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談 市の相談員が行う行政及び市民生活一般に関する相談活動。</li> <li>・法律相談 弁護士が行う法律に関する専門的な相談活動。</li> <li>・法務相談 司法書士が行う法律に関する実務的な相談活動。</li> </ul>
事業根拠	上越市市民相談室設置要綱
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育、犯罪被害者等に対する支援

【主要事業】

<b>3-4-2</b>	<b>消費者相談</b>
事業主体	市（消費生活センター）
事業対象	市民
事業内容	<p>・消費生活に関する知識の普及、情報提供、商取引に関する相談及び苦情の処理のあっせんを目的として、消費生活に関する疑問や悪質商法などの相談を受ける。</p>
事業根拠	消費者基本法（昭和43年法律第78号）第17条、第19条
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育、犯罪被害者等に対する支援

【主要事業】

<b>3-4-3</b>	<b>犯罪被害者支援</b>
事業主体	市（市民安全課）、警察署被害者支援連絡協議会
事業対象	市民
事業内容	・犯罪等により被害を受けた方や、その家族、遺族の権利利益の保護を図るため、国、他の地方公共団体、関係機関・団体等※と連携し、相談に対応する。
事業根拠	条例第21条（犯罪被害者等に対する支援）
配慮事項	犯罪被害者等に対する支援
※関係機関・団体等 警察、検察庁、裁判所、法務省の人権擁護機関、税務署、検察審査会、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会、公益社団法人にいがた被害者支援センター、公益社団法人犯罪被害者救援基金など。	

【主要事業】

<b>3-4-4</b>	<b>女性相談</b>
事業主体	市（共生まちづくり課）
事業対象	市民
事業内容	・家庭問題や配偶者からの暴力などの相談に対し、適切な処置を講じ、又は適切な助言若しくは指導など関係機関※と連携し、対応する。
事業根拠	条例第21条（犯罪被害者等に対する支援）
配慮事項	犯罪被害者等に対する支援
※関係機関 新潟県中央福祉相談センター、警察、裁判所、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会、日本年金機構など。	

【主要事業】

<b>3-4-5</b>	<b>少年相談</b>
事業主体	警察（上越少年サポートセンター）
事業対象	少年、保護者
事業内容	・ 非行の未然防止を含む少年の問題行動や被害の早期解決を目的として、悩みを抱える少年や保護者からの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。
事業根拠	少年警察活動規則
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

---

---

## 第5章 計画の推進体制

---

---

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現に向けて、市及び市民、地縁団体等、事業者、土地所有者等が、それぞれの責務を果たし、連携して取り組んでいくとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に行うため、本計画の進捗状況の点検、評価・見直しに配慮した推進体制とします。

---

---

### 1 推進会議の設置

---

---

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現に向けた各種施策を市民と一体となって推進するため、学識経験者、関係行政機関、地縁団体等の代表者、事業者、公募市民等の委員で構成する「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」を設置し、施策の進捗状況に関する評価や安全安心まちづくりに関する基本的事項及び重要事項について調査・審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

---

---

### 2 庁内検討会議の設置

---

---

本計画を実施するにあたっては、主に施策を行う庁内関係部署が互いに連携し、協力して取り組むため「庁内検討会議」を設置し、情報の共有化を図るとともに、施策効果の検証を行い、実効性の確保を図ります。

---

---

### 3 計画の見直し

---

---

本計画の見直しを行う場合は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」の意見を聞き、変更等を行います。

計画を見直した場合は、広報上越、市ホームページ等を活用して公表します。

## 資 料

- 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例
- 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議規則
- 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づく指針等
  - ① 学校等における子どもの安全確保のための指針
  - ② 通学路等における子どもの安全確保のための指針
  - ③ 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
  - ④ 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
  - ⑤ 防犯カメラの設置および利用に関する指針
  - ⑥ 民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項
- こども110番の家の設置に関する図
- 各区の地域特性
- 市政モニターアンケート調査結果

# ○上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例

平成18年9月29日

条例第57号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条—第8条)

### 第2章 安全安心まちづくりの推進に関する基本方針等(第9条・第10条)

### 第3章 安全安心まちづくりの推進に関する施策等(第11条—第24条)

### 第4章 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議(第25条—第29条)

### 第5章 雑則(第30条)

### 附則

安全に安心して暮らせる明るい地域社会を築くことは、私たちみんなの願いである。

上越市は、豊かな自然、歴史と文化に恵まれ、そこに暮らす私たちは、これらがもたらす様々な恩恵を享受し、お互いを支え合う心を大切にしながら、地域社会をはぐくんできた。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化も顕著となってきた。こうした中、犯罪の質や形態も変化していることから、私たちの暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が重要な課題となっている。

市民はもとより上越市を訪れる人々も含め、みんなが安全に安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合いながら、地域社会の中で主体的に考え、市、地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、行動していく不断の取組が何よりも重要である。

私たちは、「地域の安全は自ら守る」という認識の下、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくり(以下「安全安心まちづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、安全安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らし、さらには本市を訪れる者も安全に安心して滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、地縁団体等及び事業者をいう。
- (2) 地縁団体等 地縁団体、防犯関係団体その他安全安心まちづくりに関する活動を行う団体をいう。
- (3) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の学校及び保育所その他の児童福祉施設をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 見守り活動 乳幼児、児童及び生徒(以下「子ども」という。)並びに高齢者その他特に安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにするため、市民等が安全の確保について配慮を必要とする者を見守る活動をいう。

#### (基本理念)

第3条 安全安心まちづくりは、市及び市民等が地域の安全は自ら守るという意識の下、それぞれの責務を果たしつつ連携し、安全に安心して暮らせる明るい地域社会を築くことを基本理念として推進されなければならない。

2 安全安心まちづくりは、人権その他の権利を侵害しないように行われなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して行うものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校等及び職場における機会その他の社会のあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、日常生活における自らの安全の確保のため、積極的に安全安心まちづくりに関する活動等に参加して、必要な知識の習得に努めるものとする。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (地縁団体等の責務)

第6条 地縁団体等は、基本理念にのっとり、自主的に安全安心まちづくりに関する活動に取り組むとともに、地域の実情に応じ、その地域で活動する他の団体と連携して、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の安全安心まちづくりに対する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 安全安心まちづくりの推進に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第9条 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにすること。

(2) 犯罪の防止に配慮した環境を確保すること。

(推進計画の策定等)

第10条 市長は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全安心まちづくりの推進に関する施策についての基本方針

(2) 安全安心まちづくりの推進に関する長期的な目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにその旨を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

### 第3章 安全安心まちづくりの推進に関する施策等

(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等)

第11条 市は、安全の確保について配慮を必要とする者に対し、犯罪による被害に遭わないようにするため、必要な防犯教育、情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(安全確保に係る教育等の充実)

第12条 市は、市民等及び学校等の関係者と連携し、犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保に係る教育及び犯罪を起こさないための教育の充実が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(学校等における安全確保等)

第13条 市は、市が設置し、又は管理する学校等について、子どもが犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保(以下「安全確保」という。)に係る対策を講ずるものとする。

2 市は、学校等(市が設置し、又は管理するものを除く。)を設置し、又は管理する者に対し、安全確保に係る対策について、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

3 市は、学校等を設置し、又は管理する者、関係行政機関及び市民等に対し、それぞれが連携した安全確保に係る体制の整備及び活動の実施について、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(通学路等における安全確保)

第14条 市は、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等における安全確保のため、市民等と連携し、見守り活動の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第15条 市は、道路、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)のうち市が設置し、又は管理するものについて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとする。

2 市は、市以外の者が設置し、又は管理する道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を普及するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(犯罪防止に配慮した建物等の普及)

第16条 市は、市が設置し、又は管理する施設について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとする。

2 市は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅、商業施設その他の建物を普及する

ため、建物の建築主及び建物を設計し、建築し、又は供給する事業者並びに建物を所有し、占有し、又は管理する者に対し、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

- 3 市は、土地所有者等がその所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(上越市防犯の日の指定等)

第17条 市は、市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深めるため、毎年7月12日を上越市防犯の日として指定する。

- 2 市長は、毎年7月12日を含む期間を防犯運動強化期間として指定し、市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深めるとともに、その普及を図るものとする。

(モデル地域の指定)

第18条 市長は、市民等による安全安心まちづくりに関する活動を推進するため、犯罪の防止に配慮した地域づくりに向けた環境整備等の施策を重点的に実施する地域を安全安心まちづくりに関する活動モデル地域として指定することができる。

(自主的な活動に対する支援)

第19条 市は、見守り活動その他地域における自主的な安全安心まちづくりに関する活動(以下「自主的な活動」という。)を促進するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うとともに、自主的な活動について必要に応じ財政的援助その他の支援を行うものとする。

(人材の育成等)

第20条 市は、自主的な活動を積極的かつ効果的なものとするため、自主的な活動の中心となる人材を育成するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により育成した人材を上越市安全安心リーダーとして認定することができる。
- 3 市は、地域における安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、当該地域の上越市安全安心リーダーと連携して行うものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第21条 市は、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第22条 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策を策定し、及び円滑に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実等)

第23条 市は、市民等の安全安心まちづくりに関する理解を深めるとともに、安全安心まちづくりの推進に関する活動に対する意欲を高めるため、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第24条 市長は、毎年、安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

#### 第4章 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議

(設置)

第25条 安全安心まちづくりの推進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第26条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 推進計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、安全安心まちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 推進会議は、前項各号に掲げるもののほか、推進計画の推進に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第27条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 地縁団体等を代表する者

(4) 事業者

(5) 公募に応じた市民

(6) 市の職員

(委員の任期)

第28条 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第29条 前3条に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

○上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議規則

平成18年9月29日

規則第62号

改正 平成22年3月31日規則第11号

平成27年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例（平成18年上越市条例第57号）に定めるもののほか、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 推進会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市民安全課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第11号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第34号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 学校等における子どもの安全確保のための指針（新潟県）

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第14条第2項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、学校等（注）における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、学校等における子どもの安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 具体的方策等

学校等の管理者等は、子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等という。）の設置及び教職員等による校内組織の整備を行うことにより、安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域、関係機関及び関係団体との連携を図り、安全推進体制の整備に努めるものとする。

#### 1 安全確保対策

学校等の管理者等は、平常時における安全体制を確立するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入防止策の策定
  - ① 出入口の限定
  - ② 門扉の施錠等の措置
  - ③ 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板の設置
  - ④ 来訪者用の入口及び受付の明示
  - ⑤ 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証の使用の要請
  - ⑥ 子どもの送迎時における保護者の確認
  - ⑦ 来訪者へのあいさつ、声掛けの励行

- ⑧ 不審者の侵入を防ぐための防犯カメラ等監視装置の効果的な運用
  - ⑨ 不審者の侵入防止や死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置の検討
  - ⑩ 不審者が侵入しようとし、又は侵入した場合に対処するための防犯ベル等の緊急通報装置の設置
  - ⑪ 巡視、巡回の実施
- (2) 校外活動時における安全確保策の策定
- ① 防犯ブザーの貸与、携行等
  - ② 校外活動訪問先等の校外機関との連絡・連携
  - ③ 校外活動時の連絡通報体制の整備
- (3) 休日等における安全確保策の策定
- ① 始業前、放課後、部活動が行われる休日等（以下「休日等」という。）の活動における防犯体制の整備
  - ② 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (4) 「不審者侵入時の危機管理マニュアル」（以下「危機管理マニュアル」という。）の策定

## 2 施設・設備の点検及び整備

学校等の管理者等は、学校等の安全管理を徹底するため、次のような施設・設備の点検及び整備に努めるものとする。

- ① 門扉、団障、外灯、施設の出入口、窓、鍵等
- ② 防犯警報装置（警報ベル、ブザーなど）、防犯カメラ等の防犯設備
- ③ 校内放送設備等の通報装置、警察等への非常通報装置等の防犯設備
- ④ 死角の原因となる障害物（植栽等）
- ⑤ 避難の妨げとなる障害物（植栽等）
- ⑥ さすまた、防犯スプレーその他の不審者侵入に備えた防犯用具等

## 3 緊急時に備えた安全体制の確立

学校等の管理者等は、不審者が侵入し、子どもに危害が及ぶ危険が迫った場合等の緊急時に備えるため、「危機管理マニュアル」に基づき、次の事項の徹底に努めるものとする。

- ① 教職員等の危機管理意識の向上を図るための研修・訓練の計画及び実施
- ② 子どもの安全確保に有効な用具（さすまた等）の設置場所や使用方法
- ③ 職員室等への緊急連絡方法（緊急通報装置等の設置場所や使用方法等）
- ④ 子どもの避難誘導方法
- ⑤ 警察署、消防署等の関係機関への通報方法

- ⑥ 保護者、地域への連絡方法
- ⑦ 子どもの登下校方法
- ⑧ 遠足等校外での教育活動における緊急時の連絡方法
- ⑨ 休日等の緊急連絡方法

#### 4 関係団体、関係機関等との連携

##### (1) 保護者、地域及び関係団体との連携

学校等の管理者等は、保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会、青少年育成団体等）と連携し、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ① 学校等の敷地内及び周辺パトロールの協力体制の確立
- ② 「こども110番の家」との連絡協力
- ③ 不審者を発見した場合の学校等への通報体制の確立
- ④ 不審者情報等の周知の方法の確立
- ⑤ 子どもの登下校時等における見守り活動

##### (2) 市町村、警察署、消防署その他の関係機関との連携

学校等の管理者等は、市町村、警察署、消防署その他関係機関との連携を図り、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ① 学校等の内外の巡回及び安全確保のための協力体制の確立
- ② 関係機関の協力による安全教室、防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- ③ 緊急時の連絡体制の確立
- ④ 医療機関等との連携による心のケアを含めた対応
- ⑤ 近隣学校を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立

(注) 「学校等」とは、次の施設をいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの
- (3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設及びへき地保育所
- (5) 児童福祉法第6条の2第12項に規定する事業（放課後児童健全育成事業）を行う施設

## 通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県）

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年条例第59号）第17条第2項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、通学路等における子どもの安全確保のための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、通学路等の状況、地域住民の意見等、地域や学校等（注1）の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 具体的方策等

#### 1 地域ぐるみの安全確保の取組

通学路等を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、次により通学路等の安全確保に努めるものとする。

##### (1) 推進体制の整備

安全確保に向けた情報・意見の交換及び活動を推進するための協力体制の整備

##### (2) 不審者情報の共有化等

- ① 通学路等における不審者のはいかい、子どもの未帰宅等の事案に関する情報の警察への早期通報
- ② 地域における情報共有化のための連絡体制や、これらの情報に応じたパトロール実施等の迅速な対応を講ずるためのシステムの整備

##### (3) 通学路等の安全点検・パトロール活動の実施

通学路等における犯罪を防止するための、地域ぐるみの体制の整備による安全点検やパトロール活動の実施

##### (4) 関係者への協力要請

通学路等において、犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所を把握した場合における、その管理者等に対する改善要望及び通学路等の安全性を向上させるための関係者への協力要請

(5) 安全情報の周知

通学路等における危険箇所、地下道等の特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、「こども110番の家」等の所在を記載した安全マップの作成・配布等、子どもの安全確保にかかる情報の周知及び注意喚起を図るための取組

2 学校等の体制整備及び安全教育等の推進

(1) 学校等の体制整備

学校等の管理者は、子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等）の設置及び教職員等による校内体制の整備を行うことにより安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域及び関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携し、安全推進体制の整備に努めるものとする。

(2) 通学路の指定

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、地域の実情に応じた安全な通学路の指定に努めるものとする。

(3) 安全教育等の推進

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、次により安全教育等の推進に努めるものとする。

① 実践的な安全教育の実施

ア 危険を予測し回避する能力や、危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるための実践的な指導

イ 安全マップ作成への子どもの参画及び安全マップを活用した危険箇所の周知等

ウ 不審者に遭遇した場合等における、警察への通報及び保護者や学校等への速やかな連絡の徹底

エ 複数名による登下校等の指導

② 保護者に対する要請等

家庭における安全教育の実施及び子どもが不審者に遭遇した場合や子どもの未帰宅事案が発生した場合の速やかな110番通報等の要請

3 通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努めるものとする。

(1) 防犯灯等の整備

防犯灯、道路照明灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

(2) 見通しの確保

周囲からの見通しが確保されていること。ただし、死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

なお、通学路については、降雪期には除排雪による見通しの確保に配慮すること。

(3) 歩車道の分離等

道路については、構造上可能な場合は、歩道と車道とが分離されていること。また、歩車道の分離が不可能な場合は、防護柵の設置等の工夫により安全が確保されていること。なお、降雪期には除排雪による歩車道の幅員確保に配慮すること。

(4) 緊急時の子どもの保護拠点の設置

通学路等の周辺に「こども110番の家」等の緊急時に子どもを保護する拠点が設けられ、また、必要に応じて防犯ベル等の防犯設備等が設けられていること。

(5) 子どもの安全確保上特に注意を払うべき通学路等への防犯設備の設置

地下道等の子どもの安全確保上特に注意を払うべき箇所には、防犯ベル等の通報装置が設けられていること。

(6) その他の安全対策

通学路等の実情に応じ、危険箇所の注意表示、施設の安全点検、駐車禁止、車の進入規制等の措置を講ずること。

(注1) 「学校等」とは、次の施設をいう。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)

(2) 学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの

(3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設及びへき地保育所

(5) 児童福祉法第6条の2第12項に規定する事業(放課後児童健全育成事業)を行う施設

(注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)が概ね3ルクス以上のものをいう。

## 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第18条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する方策を示し、防犯性の高い道路等を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者及びこれらの者以外の者で道路等に防犯対策を講じようとする者に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者（道路等の管理者等を除く。）においても配慮すべきものである。
- (4) この指針の適用に当たっては、関係法令の制約等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。  
また、この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案するとともに、関係者と協議し、特に犯罪の防止への配慮が必要な道路等を選定した上で実施することとし、県民等との協働による取組により一層の防犯性の向上に努めるものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 配慮すべき事項

#### 1 道路

##### (1) 歩道と車道の分離

道路の構造や周辺の状況等を勘案し、必要に応じ防護柵や植栽等により歩道と車道が分離されたものであること。

##### (2) 見通しの確保

安全施設や植栽等について、種類や配置が考慮され、道路における見通しが確保されていること。

(3) 明るさの確保

防犯灯及び道路照明灯（注1）が適切に設置されることにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）が確保されること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等の防犯上特に注意を払うべき箇所においては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

## 2 公園

(1) 見通しの確保

植栽については、園路に極力死角をつくらないように配置されるとともに、見通しを確保するため、下枝のせん定等の措置がとられていること。

(2) 見通しに配慮した遊具の設置

遊具については、周辺から見通すことができるような配置になっていること。

(3) 防犯設備の設置

公園内に防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

(4) 明るさの確保

園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

(5) 便所を設置する場合の配慮事項

公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。

- ① 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。
- ② 建物の入口付近及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。
- ③ 個室等で非常事態が発生した場合に備え、防犯ベル等が設置されていること。

## 3 自動車駐車場及び自転車駐車場

(1) 見通しの確保及び区分

自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「駐車場等」という。）の外周は、周辺の状況等を勘案し、周囲からの見通しが確保できるフェンス等で区分された構造とすること。

(2) 具体的措置

駐車場等の管理にあたっては、その規模に応じて次の防犯上の対策のうち必要と考えられる措置を講ずるものとする。

- ① 管理者が常駐し、又は巡回する。
- ② 管理者がモニターするためのカメラを設置する。
- ③ 死角をなくすためのミラーその他の防犯設備を設置する。

- ④ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等の自転車の盗難防止措置を講ずる。
- (3) 明るさの確保
- 地下又は屋内の駐車場等については、駐車の用に供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。ただし、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合はこの限りでない。

(注1) 「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

(注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の拳動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

## 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第20条第2項の規定に基づき、一戸建住宅、長屋建住宅及び共同住宅（以下「住宅」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造及び設備等に関する方策を示し、防犯性の高い住宅を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

(1) この指針は、新築、増改築又は修繕（模様替えを含む。）をしようとする住宅を対象とする。

ただし、修繕の場合はその修繕の内容に応じて該当する事項を適用する。

(2) この指針は、住宅の建築主及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者並びに共同住宅を所有し、又は管理する者に対し、住宅及びその周辺環境の実情に応じて住宅の防犯性の向上に係る企画又は計画上参考となる手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、または規制を課すものではない。

(3) この指針の運用に当たっては、建築関係法令、建築計画上の制約等に配慮し、住宅の建築主等による対応が困難と判断される項目については除外する。

(4) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 住宅の構造及び設備上配慮すべき事項

#### 1 一戸建住宅及び長屋建住宅

##### (1) 玄関

##### ① 玄関の位置

周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

##### ② 玄関扉

玄関扉はスチール製等の破壊が困難な材質とし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない等のこじ開け防止に有効な構造とすること。

##### ③ 玄関扉の錠

玄関扉の錠は、破壊が困難なものとする。

また、ピッキング、サムターン回し及びカム送り（※注1）等による開錠が困

難な構造又は開錠を困難にする措置を講ずること。

なお、主錠の他に補助錠を設置すること。

④ 玄関扉のドアスコープ、ドアチェーン等

住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置すること。

また、玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン等を設置すること。

(2) 窓

住宅の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）については、錠付クレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずること。

また、法令等に支障のない範囲において、破壊が困難なガラスの使用、面格子や防犯フィルムの取付等侵入防止に有効な措置を講ずること。

(3) バルコニー

① バルコニーの配置

住宅のバルコニーは、縦樋、樹木、駐車場又は物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず縦樋等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること。

② バルコニーの手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、見通しが確保された構造のものとする。

(4) その他

① 物置、塀及び生垣等

物置、塀、生垣等は、周囲からの見通しを妨げるものにならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

② 空調室外機、配管、縦樋等

空調室外機、配管、縦樋等は、侵入の足掛かりにならないよう配慮すること。

③ 駐車場、自転車置場及びオートバイ置場

駐車場、自転車置場及びオートバイ置場は、道路、玄関又は居室の窓等から見通しが確保された位置に配置するとともに、照明設備の設置及び盗難防止の措置等を講ずること。

④ センサー付照明

夜間における不審者への威嚇や、居住者の帰宅時に周囲の様子が視認できるように、玄関付近等へ常時点灯する照明または人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明を設置すること。

## 2 共同住宅

### (1) 共用部分

#### ① 共用出入口

##### ア 共用出入口の配置

共用出入口は、周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

見通しが確保されない場合には、防犯設備等見通しを補完する対策を講ずること。

##### イ 共用出入口の照明設備

人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(※注2)を確保すること。

#### ② 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用出入口、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

#### ③ 共用メールコーナー

##### ア 共用メールコーナーの配置

共用メールコーナーは、共用出入口、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

##### イ 共用メールコーナーの照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(※注3)を確保することが出来るものとする。

##### ウ 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（投入口を玄関扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。）とすること。

#### ④ エレベーターホール

##### ア エレベーターホールの配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

##### イ エレベーターホールの照明設備

エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保することが出来るものとする。

#### ⑤ エレベーター

##### ア エレベーターの連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。

イ エレベーターの扉

エレベーターのかご内及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。

ウ エレベーターの照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保することが出来るものとする。

⑥ 共用廊下、共用階段

ア 共用廊下、共用階段の構造等

共用廊下及び共用階段は、エレベーターホール等周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

また、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすること。

共用階段のうち、屋外に設置されたものについては、住棟外部からの見通しが確保され、また、屋内に配置されるものについては、各階において階段室が共用廊下に常時開放されたものとする。

イ 共用廊下、共用階段の照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保することが出来るものとする。

⑦ 自転車置場及びオートバイ置場（以下「自転車置場等」という。）

ア 自転車置場等の配置

自転車置場等は、道路等、共用出入口又は居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。

屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から自転車置場等を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

イ 自転車置場等の盗難防止措置

自転車置場等はチェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。

ウ 自転車置場等の照明装置

人の行動を視認できる程度以上の照度(※注4)を確保すること。

⑧ 駐車場

ア 駐車場の配置

駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。屋内に配置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から駐車場を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

イ 駐車場の照明装置

人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

⑨ 敷地内通路

ア 敷地内通路の配置

敷地内通路は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置すること。

イ 敷地内通路の照明装置

敷地内通路には人の行動を視認できる程度以上の照度の照明設備を設置すること。

⑩ 児童遊園、広場及び緑地等

ア 児童遊園、広場及び緑地等（以下「広場等」という。）の配置

広場等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 広場等の照明設備

広場等には照明設備を設置すること。

⑪ 塀、柵及び生垣等

塀、柵及び生垣等は、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

⑫ 防犯カメラ

ア 防犯カメラによる防犯対策の補完

共同住宅の管理人の有無、監視体制等を考慮し、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から防犯カメラを設置する場合、照度を確保した上で有効な位置、台数を検討し、適切に配置すること。

イ 個人のプライバシー保護に関する措置

防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

⑬ その他

ア 屋上

屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を常時居住者等に開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとする。また、屋上がバルコニー等に近接する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置とすること。

また、住棟と隔離されている場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置し、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

ウ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置とすること。

(2) 専用部分

① 住宅の玄関

ア 玄関扉

玄関扉はスチール製等の破壊が困難な材質とし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない等のこじ開け防止に有効な構造とすること。

イ 玄関扉の錠

玄関扉の錠は、破壊が困難なものとする。

また、ピッキング、サムターン回し及びカム送り等による開錠が困難な構造又は開錠を困難にする措置を講ずること。

なお、主錠の他に補助錠を設置すること。

ウ 玄関扉のドアスコープ、ドアチェーン等

住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置すること。

また、玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン等を設置すること。

② 窓

住宅の窓については、錠付クレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置をすること。

また法令等に支障のない範囲において、破壊が困難なガラスの使用、面格子や防犯フィルムの取付等侵入防止に有効な措置をすること。

③ バルコニー

ア バルコニーの配置

住宅のバルコニーは、縦樋、樹木、駐車場又は物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず縦樋等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ バルコニーの手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、見通しが確保された構造のものとする。

### 第3 住宅の管理上配慮すべき事項

#### 1 設置物、設備等の維持管理

##### (1) 防犯設備の保守点検

オートロックシステム、インターホン、防犯灯等の防犯設備が適正に作動しているかなどの定期点検を実施すること。

##### (2) 死角となる物の除去

共同住宅において共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し見通しを確保すること。

##### (3) 植栽のせん定等

植栽は、定期的にせん定又は伐採を行い、繁茂により死角となる箇所の発生を防止すること。

##### (4) 屋外の設置物等の維持管理

屋外に設置された機器等は、侵入の足掛かりとならないように適切な場所に配置すること。

また、火災の原因となる段ボール紙等の燃えやすいものは敷地内に放置しないこと。

#### 2 管理組合等による自主的な防犯体制の確立

##### (1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進すること。

##### (2) 管轄警察署等との連携

防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署等との連携に努めること。

(注1) いずれも住宅に侵入する手口であり、

「ピッキング」とは、特殊な工具等を用いてシリンダー部分を操作して開錠するもの。

「サムターン回し」とは、①ドアにはめられたガラスやドアスコープ、郵便受け、ドアノブなどを壊し、手や針金、特殊工具等を差し入れる②ドアの隙間から針金、特殊工具等を差し入れる等により、サムターン（錠を内側から開けるつまみ）を回して開錠するもの。

「カム送り」とは、特殊な工具を用いて錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけデッドボルト（かんぬき）を作動させて開錠するもの。

(注2) 「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。)が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注4) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

## 防犯カメラの設置及び利用に関する指針（新潟県）

### 1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第27条第2項の規定に基づき、犯罪の防止を目的（副次的に犯罪の防止を目的とする場合を含む。）として設置及び利用する防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) 防犯カメラを設置し、または利用する者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの犯罪の防止への有用性と県民等の容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を旨に、その設置及び利用に関し運用するものとする。
- (2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 3 定義

#### (1) 防犯カメラ

この指針は、次に掲げる公共の場所を撮影する防犯カメラを対象とする。

- ア 道路
- イ 公園
- ウ 広場
- エ 海岸
- オ 河川
- カ 鉄道の駅の自由通路

#### (2) 画像

画像とは、防犯カメラにより撮影または記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

### 4 管理体制

#### (1) 管理責任者等の設置

設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者を設置する。

#### (2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定し、指定された取扱者以外の操作を禁止するものとする。

## 5 防犯カメラの適正な設置

### (1) 設置の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限とする。

### (2) 設置の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラの設置者や設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

## 6 画像の適正な取扱

### (1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとし、設置者等でなくなった後においても同様とする。

### (2) 画像の利用等の制限

設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

イ 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

ウ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

### (3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の保存期間は、法令等に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、原則として、最大1ヶ月以内の必要最小限の期間とする。

ウ 画像は、イに定める保存期間が終了した後、速やかに消去する。

エ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。

### (4) 苦情等の処理

設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(5) 管理・運用基準の作成

設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。なお、設置者等が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的に関すること

イ 防犯カメラの適正な設置に関すること

ウ 防犯カメラの管理責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること

エ 画像の利用等の制限に関すること

オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正管理の措置に係る次の事項に関すること

(ア) 画像の保存期間及び消去

(イ) 画像の記録された媒体の保管

カ 苦情処理に関すること

キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

(6) 取扱の周知徹底

設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、この指針及び自ら定める基準において、画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るものとする。

7 その他

この指針で規定された以外の不特定多数の者が出入りする公が管理する公共施設に防犯カメラを設置する場合には、この指針の趣旨に則り、管理運用の基準等を策定するものとする。

## 民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項（新潟県）

### 1 策定の趣旨

新潟県では、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づいて、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を策定しました。この指針は、道路、公園その他の不特定多数の者が出入りする主として公が管理する公共の場所に防犯カメラを設置する場合に、人権に配慮した取扱いの基準を示したものです。

そこで、民間が管理する施設に防犯カメラを設置する場合においても、その留意事項を作成し、防犯カメラを設置し、利用する皆様に活用いただくことにより、防犯カメラによる犯罪の防止とプライバシー保護の調和を図ることとしました。

### 2 留意事項の性格

民間においては、事業形態等が様々であり、それぞれの施設の特殊性に応じた防犯カメラの設置が考えられ、設備、維持経費、人員等にも違いがあります。

民間が防犯カメラを設置する場合は、当該施設の管理権限等の関係で指針と同様に一律の基準を示すことが難しい面があることから、「留意事項」を参考として、実情に応じて、適正な設置・運用に努めてもらうことが望まれます。

### 3 留意事項の内容

#### ○ 防犯カメラとは

この留意事項の防犯カメラとは、民間が管理する不特定多数の者が出入する施設において、犯罪の防止を目的（犯罪の防止を副次的目的とする場合を含む。）として、継続的に設置しているカメラをいいます。

なお、ここでいう施設とは、例えば、金融機関の店舗、コンビニ、デパート、スポーツ・レジャー等の遊技施設及び駐車場等が挙げられます。

#### ○ 防犯カメラで記録された画像

防犯カメラに記録された個人の画像は、個人情報であり、慎重な取扱いが求められます。

#### ○ 責任者や操作担当者の指定

防犯カメラによって、個人を撮影することは、プライバシーに関わるものであることから、責任者や機器の操作担当者を定めるなど、適正な運用が必要です。

○ 防犯カメラの撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、撮影範囲を必要最小限として、防犯上不要な個人の画像を撮影しないように配慮してください。

○ 防犯カメラの設置の明示

防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示することにより、防犯カメラによる犯罪の抑止効果が高まるとともに、被撮影者に撮影していることを知らせ、設置区域に入らないという選択の機会を与えることが適当です。

○ 画像の取扱

防犯カメラの責任者や担当者は、画像や画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはなりません。

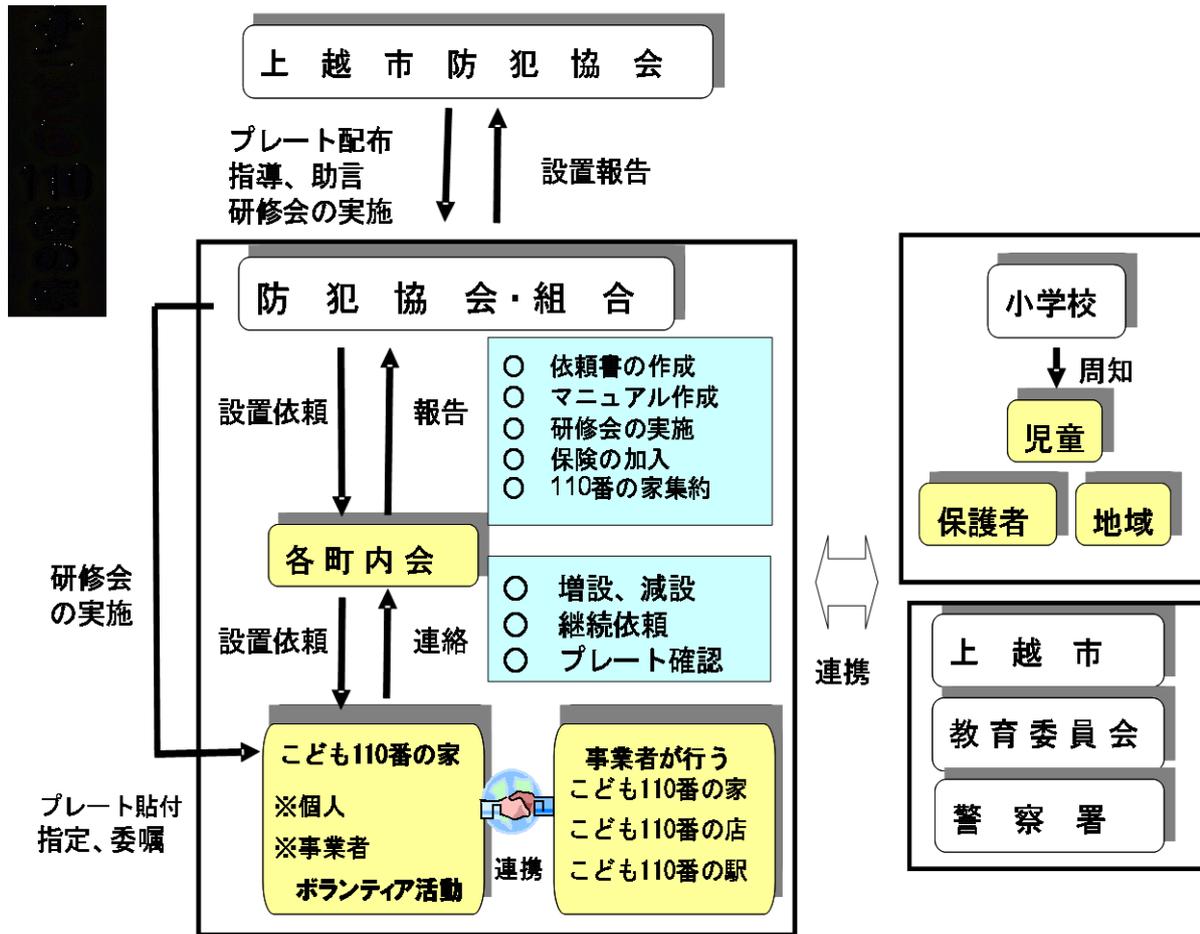
○ 画像の管理

- ・ 保存期間を短くすることが、情報漏洩の防止につながります
- ・ 保存の必要のなくなった画像は、直ちに消去し、機器の取扱をあらかじめ確認して、確実に消去してください。
- ・ 画像の録画やモニター機器等がある部屋に部外者が入れないよう（又は見られないよう）にするなど、情報漏洩が起きないようにそれぞれの施設の状況に応じた対応が必要です。

○ 運用規程の作成等

防犯カメラの設置者は、この留意事項を参考にして、管理責任者や操作担当者等が適正な対応ができるように、具体的な配慮の必要事項の周知徹底を図るよう努めてください。

## こども110番の家の設置に関する図



# 各区の地域特性

※前計画策定の際にまとめたもの

## 安 塚 区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の南東端に位置し、牧区、浦川原区、大島区、長野県飯山市と接しています。
- 環境 中山間地域に位置し、棚田で主に稲作が行われており、観光・交流施設として、キューピットバレイスキー場、ゆきだるま温泉等があります。
- 人口密度 47.6人／km<sup>2</sup>（13区の中で11番目）
- 交通 鉄道：路線なし / 道路：国道403号線、国道405号線
- 学校等 安塚高校、安塚中学校、安塚小学校、安塚保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成18年中の刑法犯の発生状況は、総数18件で、そのうち窃盗犯は14件(77.8%)、凶悪犯は1件、粗暴犯は1件でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗2件(14.3%)、非侵入盗12件(85.7%)であり、手口別に多いものでは置引きが4件ありました。

犯罪率5.4件／1,000人（13区の中で4番目）

### ～懇談会での主な意見～

- 春は山菜採り、冬はスキー場に人が出入りすることから犯罪率が高い傾向があるが、近隣同士、「出かけますからお願いします。」などと一声かけ合うコミュニケーションがあり、子ども見守り活動においては集落内で連携が図られている。
- 「学校応援団」という名称のボランティアグループがユニフォームを着て、自主的な防犯パトロールを行っている。
- ケーブルテレビの文字放送を利用して情報の共有が図られている。
- 日中働く父親が学校の行事などに参加できないことから、子どもたちに父親の顔が知られていないという問題がある。
- 高齢化が進んでおり、一人暮らしの高齢者が多く、高齢者が事件や事故に巻き込まれないか心配がある。一方で、交通ルールを守らない高齢者が多くなっており、交通事故の被害者だけでなく加害者になる心配も抱えている。

## 浦川原区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の東側に位置し、吉川区、大島区、安塚区、牧区、三和区、頸城区と接しています。
- 環境 里山の玄関口にあたる地域で、区内には田園地域と山間地域があります。
- 人口密度 80.6人／km<sup>2</sup>（13区の中で8番目）
- 交通 鉄道：北越急行ほくほく線うらがわら駅、虫川大杉駅  
道路：国道253号線、国道405号線
- 学校等 浦川原中学校、中保倉小学校、下保倉小学校、末広小学校、うらがわら保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成18年中の刑法犯の発生状況は、総数22件で、そのうち窃盗犯15件（68.2%）、知能犯3件、その他の刑法犯4件でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗2件（13.3%）、非侵入盗13件（86.7%）であり、手口別に多いものでは自動販売機ねらいが5件、車上ねらいが3件ありました。

犯罪率5.4件／1,000人（13区の中で4番目）

### ～懇談会での主な意見～

- これまで培った地域コミュニケーションがあり、防犯に限らず地縁組織的なもので守られるという良い点があるが、国道や鉄道が通り、人が集まり通り抜けていく地理的環境があり、通学時における防犯や交通安全について不安要因がある。
- 平成17年度からPTAと青少年健全育成協議会がキッズサポーター制度を導入し、メンバー10数人が見守り活動を行っている。平成18年には防犯組合が組織された。
- 通学路に「パトロール中」という立て看板を設置しているためか、地域内での不審者事案はない。

## 大 島 区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の東端に位置し、吉川区、浦川原区、安塚区、柏崎市、十日町市、長野県と接しています。
- 環境 ほたるの生息する豊かな自然環境、保倉川及び田麦川の両岸に棚田を抱える中山間地です。観光・交流施設として大山温泉「あさひ荘」があります。
- 人口密度 30.6 人／km<sup>2</sup>（13 区の中で 13 番目）
- 交通 鉄道：北越急行ほくほく線ほくほく大島駅  
道路：国道 253 号線、国道 403 号線、国道 405 号線
- 学校等 大島中学校、大島小学校、大島保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成 18 年中の刑法犯の発生状況は、総数 9 件で、そのうち窃盗犯は 1 件（11.1%）でした。

犯罪率 4.1 件／1,000 人（13 区の中で 7 番目）

### ～懇談会での主な意見～

- 下校時の児童見守り活動を、地域防犯組織を立ち上げる以前から小学校所在地の町内会が行い、子どもを家の近くまで送っている。
- 平成 18 年 5 月に防犯組織を立ち上げ、平成 19 年には市の補助金を活用して、オレンジベスト等を整備した。下校時の見守り活動は、町内会が主体となって、毎日、オレンジベストを着用して行っている。
- 若手は働きに出ているため、日中の活動は 65 歳位の方々が中心である。
- 区内においても自主防犯活動の取り組みや意識に温度差が生じている現状があり、また防犯活動に必要な資金の確保という課題も抱えている。

## 牧 区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の東南端に位置し、安塚区、清里区、浦川原区、三和区、長野県と接しています。
- 環境 飯田川を水源とした棚田が広がる丘陵地であり、史跡・名所として宮口古墳公園、歴史民俗資料館があります。
- 人口密度 43.0 人／km<sup>2</sup>（13 区の中で 12 番目）
- 交通 鉄道：路線なし / 道路：国道 405 号線
- 学校等 牧中学校、牧小学校、牧保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成 18 年中の刑法犯の発生状況は、総数 4 件で、そのうち窃盗犯は 3 件（75.0%）でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗 2 件（66.7%）、非侵入盗 1 件（33.3%）であり、侵入盗では空き巣が 1 件、その他が 1 件、非侵入盗では置引きが 1 件でした。

犯罪率 1.5 件／1,000 人（13 区の中で 12 番目）

### ～懇談会での主な意見～

- 地形的に人や車の移動が少ない環境にある。
- 犯罪が少ないこともあり、住民の防犯意識が希薄で、防犯組織はあるものの活動の必要性や現実性の認識に差異がある。
- 子ども安全活動の主体は小学校と青少年健全育成協議会である。
- 小・中学校が合同で、危険箇所の点検と安全マップの作製を行っている。
- 集落内の防犯灯は、整備されているが、集落と集落の間は少ないので、危険を防止するため、学校から一定距離以上を通学する児童、生徒についてはスクールバスでの送迎を行っている。
- PTA は父親の参加が少なく、子どもに父親の顔が知られていないので、父親が子どもに声かけもできないような現状がある。

## **柿 崎 区**

### 【地域の特徴】

- 立地 市の北東端に位置し、日本海に面し、吉川区、大湊区、柏崎市と接しています。
- 環境 交通アクセスが良く、市街地・海岸部は積雪量が少ないことなど、恵まれた立地条件があり、中小企業が多数立地しています。一方で、山間集落では過疎化が進んでいます。
- 人口密度 135.4人／km<sup>2</sup>（13区の中で4番目）
- 交通 鉄道：JR信越本線柿崎駅、上下浜駅  
道路：国道8号線、北陸自動車道柿崎IC
- 学校等 久比岐高校、柿崎中学校、柿崎小学校、上下浜小学校、下黒川小学校、黒川小学校、柿崎第一保育園、柿崎第二保育園、上下浜保育園、下黒川保育園、黒川保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成18年中の刑法犯の発生状況は、総数79件で、そのうち窃盗犯は57件(72.2%)、粗暴犯は5件、知能犯は4件でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗2件(13.3%)、非侵入盗55件(86.7%)であり、主な手口別では自動販売機ねらいが11件、車上ねらいが10件、乗り物盗が7件、万引きが7件などでした。

犯罪率6.9件／1,000人（13区の中で3番目）

### ～懇談会での主な意見～

- 地域で自信をもって子どもの登下校を見守っている。
- 警察署の統廃合により、交番の警察官の人数が減ってしまい不安を感じている。
- 日中一人暮らしの高齢者が多く、施錠の習慣もなく、不安がある。
- 地元の防犯情報が欲しいと感じている。
- 管理されていない空き家が多く問題を抱えている。

## 大 潟 区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の北東に位置し、海に面し、柿崎区、吉川区、頸城区、合併前の上越市と接しています。
- 環境 海、砂浜、松林、湖沼、などの自然環境を有し、市で唯一の温泉街「鵜の浜温泉」があります。住民生活や観光客など来訪者に対し交通の利便性が高いため交流人口が多いです。
- 人口密度 605.9 人／km<sup>2</sup>（13 区の中で 1 番目）
- 交通 鉄道：JR 信越本線犀潟駅、土底浜駅、潟町駅  
北越急行ほくほく線犀潟駅  
道路：国道 8 号線、北陸自動車道大潟 PA スマート IC
- 学校等 大潟町中学校、大潟町小学校、はまっこ保育園、まつかぜ保育園

【犯罪の発生状況】 平成 18 年中の刑法犯の発生状況は、総数 96 件で、そのうち窃盗犯は 60 件（62.5%）、粗暴犯は 3 件、知能犯は 4 件でした。

### ～懇談会での主な意見～

- 温泉や海水浴など人や車の往来も多く、交流人口が多いことから、これにまぎれて、不審者が入ってくる可能性が大きく、13 区の中では人口密度、犯罪率が高い実情があり、防犯・防災の必要性や必然性が高いという地域性がある。
- おおがたみまもり隊は、結成して 3 年、隊員 99 名、子ども会 1 団体が参加し、小学生を対象とした、朝夕の登下校の見守り活動を、ほぼ毎日実施している。
- 犀潟パトロール隊は、こども 110 番の家や 110 番協力車に腕章を配り参加を呼びかけ、年 1 回の子ども会で顔を合わせ、情報共有を図っている。

## 頸 城 区

### 【地域の特徴】

- 立地 合併前の上越市の東に隣接し、大潟区、吉川区、浦川原区、三和区と接しています。
- 環境 区の 85%は平坦地で、西部には県営南部産業団地などがあり、東部には大池いこいの森、中央部には文化・スポーツ施設があります。
- 人口密度 262.5 人／km<sup>2</sup>（13 区の中で 2 番目）
- 交通 鉄道：JR 信越本線黒井駅、  
北越急行ほくほく線大池いこいの森駅、くびき駅  
道路：国道 8 号線
- 学校等 頸城中学校、南川小学校、大潟小学校、明治小学校、南川保育園、大潟保育園、明治保育園、くびきひよこ園

### 【犯罪の発生状況】

平成 18 年中の刑法犯の発生状況は、総数 52 件で、そのうち窃盗犯は 38 件(73.1%)、粗暴犯は 4 件、知能犯は 1 件でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗 12 件 (31.6%)、非侵入盗 26 件 (68.4%) であり、侵入盗の手口別で多いものでは事務所荒しが 6 件、非侵入盗では乗り物盗が 7 件でした。犯罪率 5.2 件／1,000 人 (13 区の中で 6 番目)

### ～懇談会での主な意見～

- 吉川区、浦川原区からの通り抜けが多く、交通量が増えており、交通事故に対する心配がある。
- 高速道路のバス停付近では、高校生がたむろしたり、壁の損壊や落書きも認められ、夜間の女性被害などの不安がある。
- 防犯活動は、集落によってさまざまな環境の違いがあるので、町内会ごとに自主的な取り組みをしてもらっている。日中は若者が少なく、高齢者に活動をお願いしている。
- 大潟小学校では、青少年健全育成協議会の活動の 100%が防犯活動であり、警察の駐在所と交流を図り、積極的な取り組みが行われている。
- 地域で高齢者の防犯教室を実施しており、消費生活センターに講師をお願いして老人会の旅行に行く日の朝、公民館でオレオレ詐欺の被害防止の防犯教育を行っている。

## 吉川区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の東端に位置し、柿崎区、大潟区、頸城区、浦川原区、大島区、柏崎市と接しています。
- 環境 標高の低い山間地域であり、若者等の転出による人口流出と高齢化が進んでいます。
- 人口密度 69.0 人／km<sup>2</sup>（13 区の中で 9 番目）
- 交通 鉄道：路線なし / 道路：区内を走る国道なし
- 学校等 吉川高校、吉川中学校、吉川小学校、吉川保育園、旭保育園、吉川中央保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成 18 年中の刑法犯の発生状況は、総数 14 件で、そのうち窃盗犯は 14 件(100.0%)でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗 4 件 (28.6%)、非侵入盗 10 件 (71.4%) であり、侵入盗の主な手口別では空き巣が 1 件、忍込みが 1 件、非侵入盗では万引きが 5 件、乗り物盗が 2 件でした。

犯罪率 2.7 件／1,000 人（13 区の中で 9 番目）

### ～懇談会での主な意見～

- 実際に身近で犯罪が発生することが少なく、犯罪の被害に遭う不安を感じていない面がある。犯罪率も低く、これは地域の目がしっかりしていることが理由と思われる。
- 集落間が離れているうえ、人口が減っており、朝の交通量はあがるが、日中の人口は更に少なくなっている。
- 地理的には、不審者が一旦入り込むと山道しか出口はなく、逃げにくい要素がある。
- 地域が広く、子どもがいる地域も点在し、徒歩通学も限られることから、ほとんどがスクールバスを利用している。
- スクールバスを降りてから、家までの距離が長いため、その間の見守り活動は必要であり、警察の駐在所と連携して活動している。

## 中 郷 区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の南端に位置し、妙高市の新井地区と妙高地区に挟まれた形にあります。
- 環境 豪雪地帯であり、妙高山温泉地帯の北部に位置し、陸上自衛隊関山駐屯地、遊園地妙高サンシャインランド、場外馬券売り場オープン中郷などがあります。
- 人口密度 108.0 人／km<sup>2</sup>（13 区の中で 6 番目）
- 交通 鉄道：JR 信越本線二本木駅  
道路：国道 18 号線、上信越自動車道中郷 IC
- 学校等 中郷中学校、中郷小学校、中郷保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成 18 年中の刑法犯の発生状況は、総数 15 件で、そのうち窃盗犯は 8 件(53.3%)、粗暴犯は 1 件、知能犯は 2 件でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗 2 件 (25.0%)、非侵入盗 6 件 (71.4%) であり、主な手口別では空き巣が 1 件、車上ねらいが 1 件、自動販売機ねらいが 1 件、乗り物盗が 1 件などでした。

犯罪率 3.2 件／1,000 人（13 区の中で 8 番目）

### ～懇談会での主な意見～

- 区内全体で防犯活動に取り組むため、平成 18 年に防犯組合を結成した。
- 小・中学校の下校時間には、防災行政無線により区内に知らせがあり、地域全体で見守り活動を実施している。
- 見守り活動は、最近は決まった家しか出ていただけない傾向にあり問題となっている。
- 小学校では、PTA にオレンジ帽子を配布して見守り活動をお願いしている。
- 小学校の統合により校区が広く、スクールバスを運行している。冬場は、夕暮れも早く、道路状況も悪いことから今後もスクールバスの有効利用が必要である。

## 板 倉 区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の南部に位置し、合併前の上越市、清里区、長野県飯山市と接しています。
- 環境 河川の扇状地に形成された平野部が3割、残り7割は山間地で形成されている豪雪地帯です。観光・交流施設として糸しんの里記念館、光ヶ原高原があります。
- 人口密度 115.9人／km<sup>2</sup>（13区の中で5番目）
- 交通 鉄道：路線なし / 道路：区内を走る国道なし
- 学校等 有恒高校、板倉中学校、針小学校、宮嶋小学校、山部小学校、豊原小学校、いたくら保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成18年中の刑法犯の発生状況は、総数21件で、そのうち窃盗犯は12件(57.1%)、粗暴犯は2件、知能犯は3件でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗3件(25.0%)、非侵入盗9件(75.0%)であり、手口別で多いものでは、車上ねらいが3件、万引きが2件でした。

犯罪率2.7件／1,000人（13区の中で9番目）

### ～懇談会での主な意見～

- 核家族が少なく、集落内のコミュニティができていますが、高齢者が多く、高齢者に対する防犯教育が必要である。
- 高校が1校あり、区外からも生徒が通学してくる。通学路の防犯灯は整備されているが、まだ不完全な箇所もある。
- 小学校は4校あり、地形的には4校がそれぞれ山場、平場と条件に違いがあることが特徴といえる。
- 路線バスによる児童の登下校は、バス停までの送迎を家族や地域で行っている。
- 見守り活動については、スケジュールの見通しが立つと、若い両親でも参加してもらえることから、年間の計画を立て、各家庭に見守り活動をお願いしている。

## 清 里 区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の南端部に位置し、合併前の上越市、板倉区、牧区、長野県と接しています。
- 環境 棚田の広がる中山間地域であり、観光・交流施設として清里星のふるさと館、坊ヶ池湖畔公園等があります。
- 人口密度 85.0 人／km<sup>2</sup>（13 区の中で 7 番目）
- 交通 鉄道：路線なし / 道路：区内を走る国道なし
- 学校等 清里中学校、清里小学校、きよさと保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成 18 年中の刑法犯の発生状況は、総数 5 件で、そのうち窃盗犯は 4 件（80.0%）でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗 1 件（25.0%）、非侵入盗 3 件（75.0%）であり、非侵入盗の主な手口別では、自動販売機ねらいが 1 件、その他の窃盗が 2 件でした。

犯罪率 1.5 件／1,000 人（13 区の中で 12 番目）

### ～懇談会での主な意見～

- 高齢者の防犯教室を毎年開催し、駐在所の警察官に講師をしていただき、とても好評を得ている。
- 地理的には県道があるが、中山間地域特有で交通量は少なく夜間の暗がりもあることから不安箇所がある。
- 高齢者が多いことから、防犯情報などの広報文書は、言葉だけでなくイラストを入れたり、簡略化して、お年寄りでも読めるものを作って欲しい。

## 三 和 区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の東寄り中心部に位置し、頸城区、浦川原区、牧区、合併前の上越市と接しています。
- 環境 市の中心に近接する田園地帯であり、工業、商業、住宅が共存しています。観光・交流施設として米と酒の謎蔵、北代ぶどう園等があります。
- 人口密度 165.0 人／km<sup>2</sup>（13 区の中で 3 番目）
- 交通 鉄道：路線なし / 道路：国道 253 号線
- 学校等 三和中学校、里公小学校、上杉小学校、美守小学校、さんわ保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成 18 年中の刑法犯の発生状況は、総数 15 件で、そのうち窃盗犯は 10 件(66.7%)、粗暴犯は 1 件でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗 2 件（20.0%）、非侵入盗 8 件（80.0%）であり、主な手口別では、自動販売機ねらいが 2 件の他、事務所荒し、乗り物盗、車上ねらいがそれぞれ 1 件ずつありました。

犯罪率 2.3 件／1,000 人（13 区の中で 11 番目）

### ～懇談会での主な意見～

- 三つの防犯組合が集まって一つの防犯連合会を組織しており、地区によっては、拍子木を鳴らして夜回りをしている。
- 集落間の防犯灯は、市が計画的に整備を進めている。
- 子ども見守り活動には、子どもがいない家や若い親にも、一年の計画に基づいて必ずオレンジの帽子とベストを回して参加してもらっている。
- 農村地域では、日中の高齢者の一人暮らしを狙った訪問販売の情報がたびたびある。
- 防犯活動の意識の高揚のため、資料等を町内会に提供して欲しい。

## 名立区

### 【地域の特徴】

- 立地 市の西端に位置し、合併前の上越市、糸魚川市と接しています。
- 環境 海岸に接する山間地域で、南北に長い地形です。厳しい自然的条件があり、人口の流出、後継者不足が深刻な問題となっています。観光・交流施設として、うみてらす名立、シーサイドパーク名立等があります。
- 人口密度 48.1人／km<sup>2</sup>（13区の中で10番目）
- 交通 鉄道：JR西日本北陸本線名立駅 / 道路：国道8号線
- 学校等 名立中学校、宝田小学校、たちばな保育園、名南保育園

### 【犯罪の発生状況】

平成18年中の刑法犯の発生状況は、総数23件で、そのうち窃盗犯は15件(66.7%)、粗暴犯は2件、知能犯は2件でした。

窃盗犯で見ると、侵入盗3件(20.0%)、非侵入盗12件(80.0%)であり、主な手口別の多いものでは、乗り物盗が3件、自動販売機ねらいが3件、車上ねらいが2件でした。

犯罪率7.2件／1,000人（13区の中で2番目）

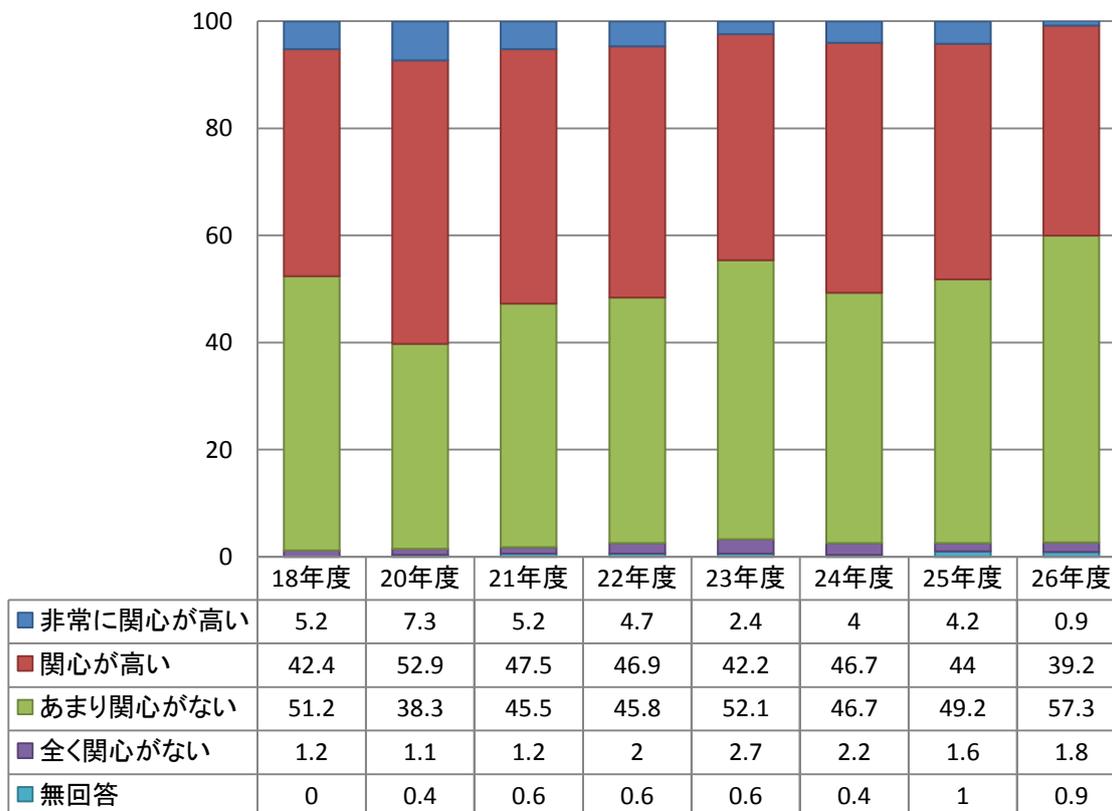
### ～懇談会での主な意見～

- 合併を機に4地区の防犯協議会（43町内会）から構成される名立区防犯協議会を組織している。
- 日中一人暮らしの高齢者世帯が多く、地理的には不審者は入ってこれないという安心感があり、「カギかけ」の意識は希薄である。
- 子どもが少ないので大人は地域の子どもの顔を皆知っている。
- 地域住民と警察の駐在所との関係は良好である。
- 子どもの迎えは家族で自主的に行っている。
- 訪問販売が多くあり、区総合事務所からオフトーク放送で注意を呼びかけられることが多くある。

## 市政モニターアンケート調査結果

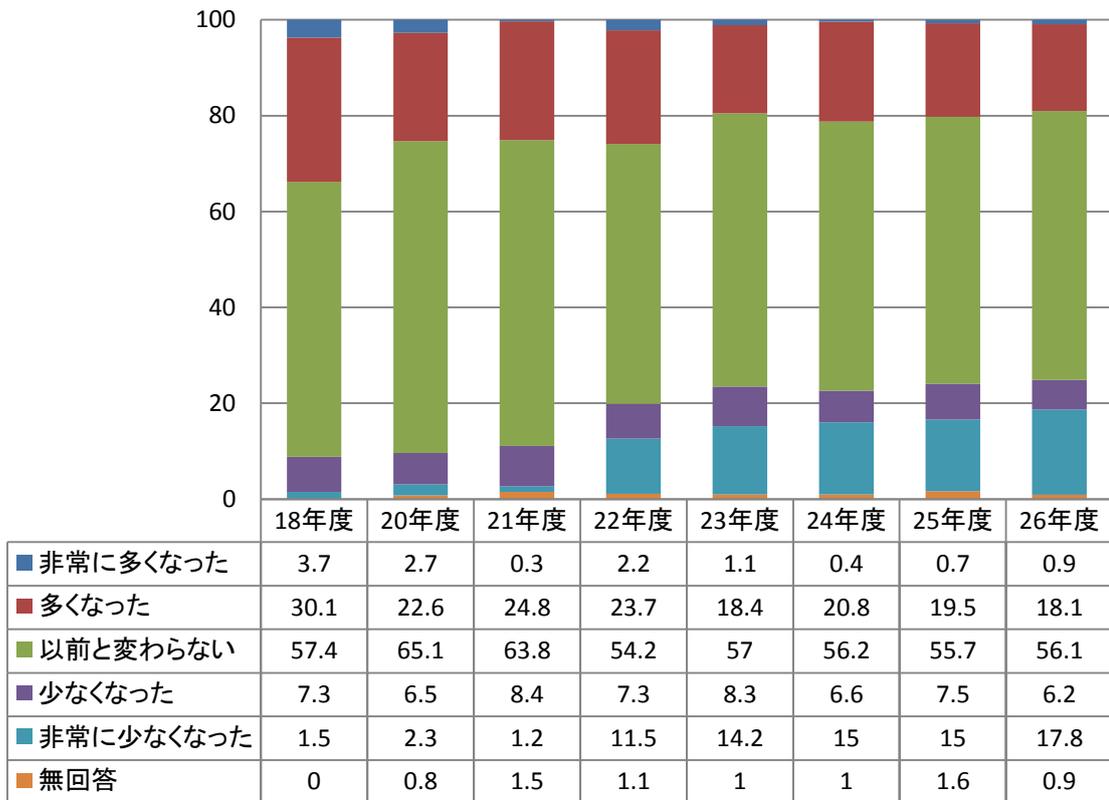
	平成18年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調査期間	2月1日 ～ 2月20日	10月4日 ～ 11月12日	11月4日 ～ 11月18日	10月13日 ～ 10月26日	6月8日 ～ 6月22日	10月29日 ～ 11月12日	12月2日 ～ 12月24日	12月26日 ～ 1月23日
調査対象者	430人	461人	431人	452人	449人	400人	400人	424人
調査方法	郵送によるアンケートの配布ならびに回収							
回収数・回収率	回収数 333人 回収率 77.4%	回収数 261人 回収率 72.3%	回収数 343人 回収率 79.6%	回収数 358人 回収率 79.2%	回収数 374人 回収率 83.3%	回収数 274人 回収率 68.5%	回収数 307人 回収率 76.8%	回収数 337人 回収率 79.5%

### 問1 あなたが住む地域の方々は、“防犯”に対する関心が高いと思いますか



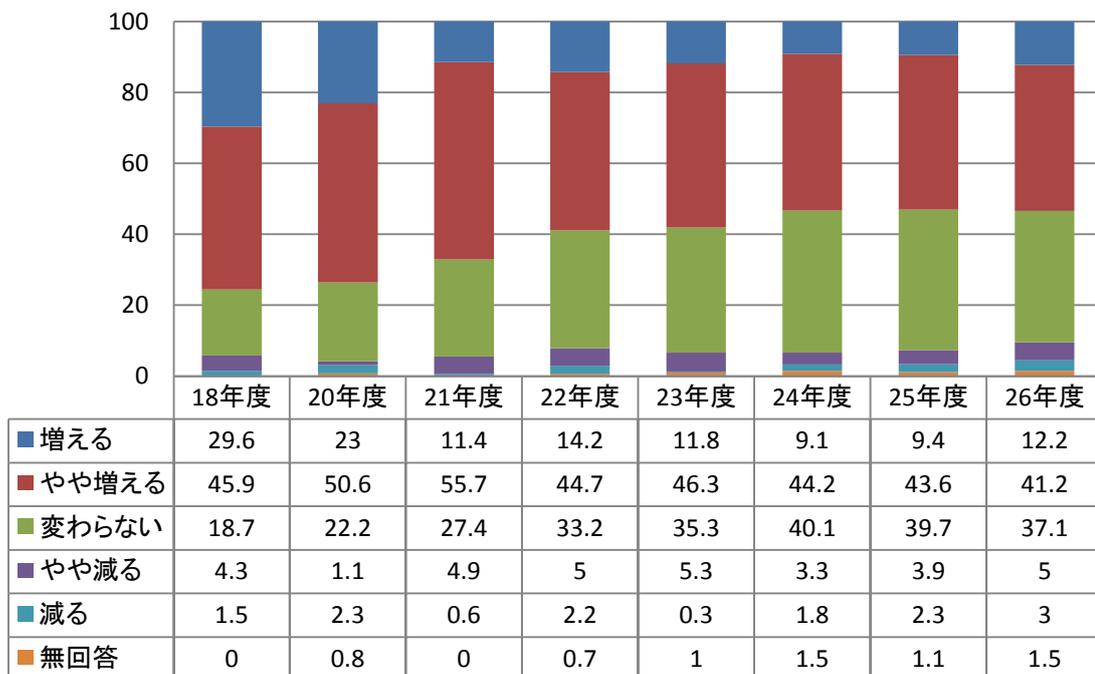
問2

あなたが住む地域における最近の犯罪発生状況について、どのように感じていますか  
(交通事故は除きます)



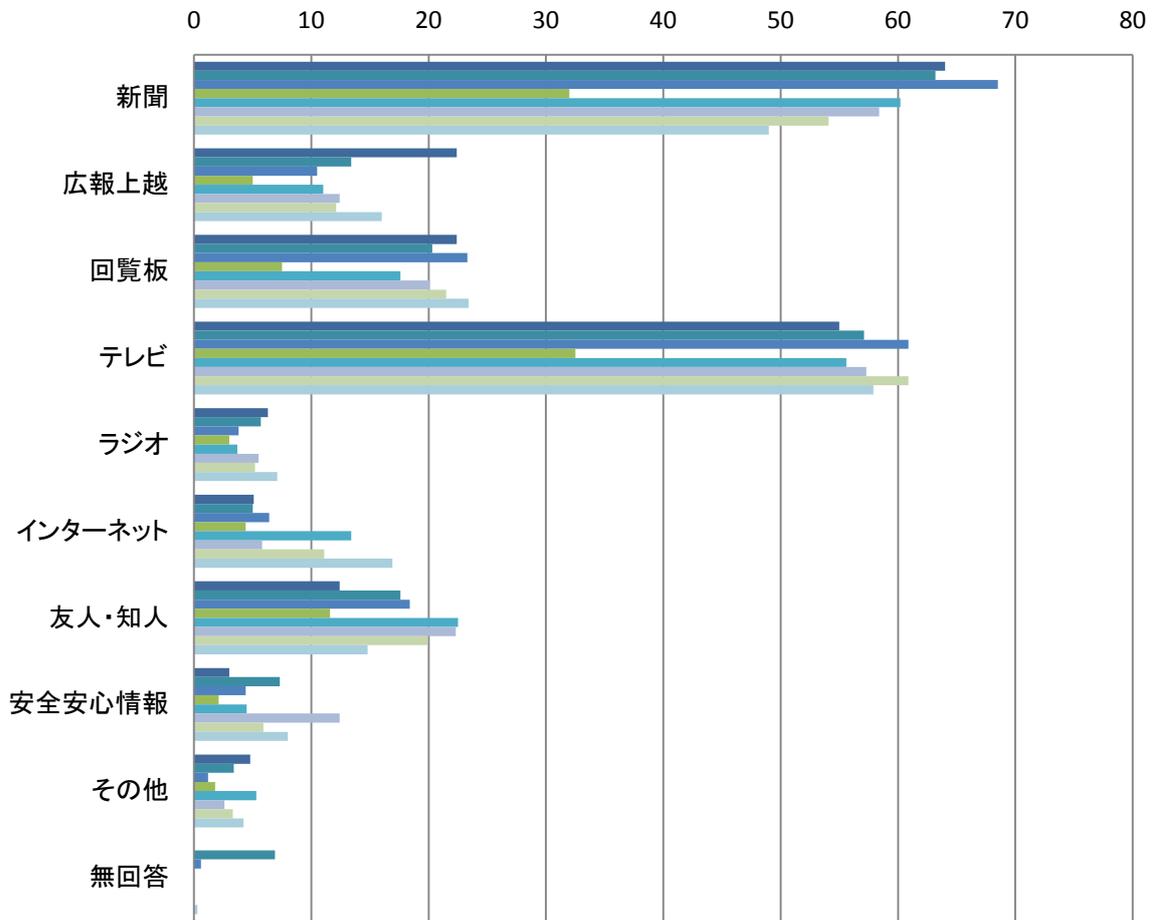
問3

これからの4~5年の間に、身の回りの地域の犯罪発生はどうなると思いますか



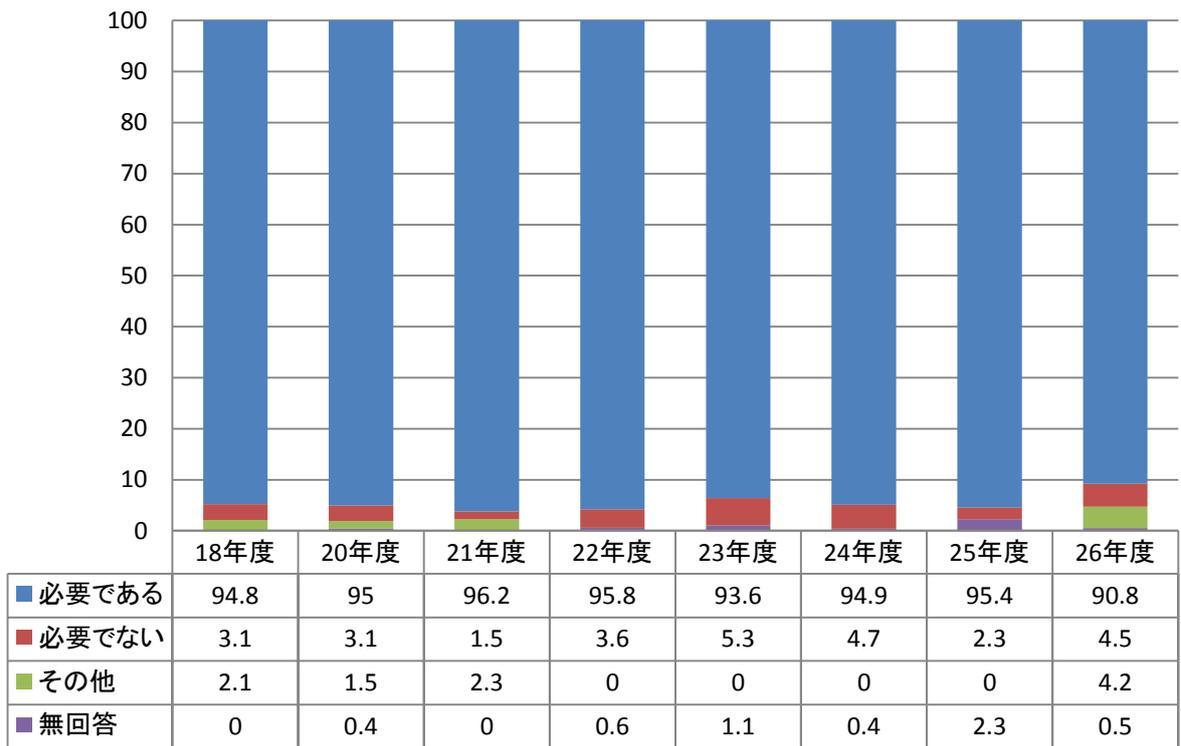
問4

犯罪や防犯のための情報は、何から得ることが多いですか  
 主なものを2つに○をつけてください

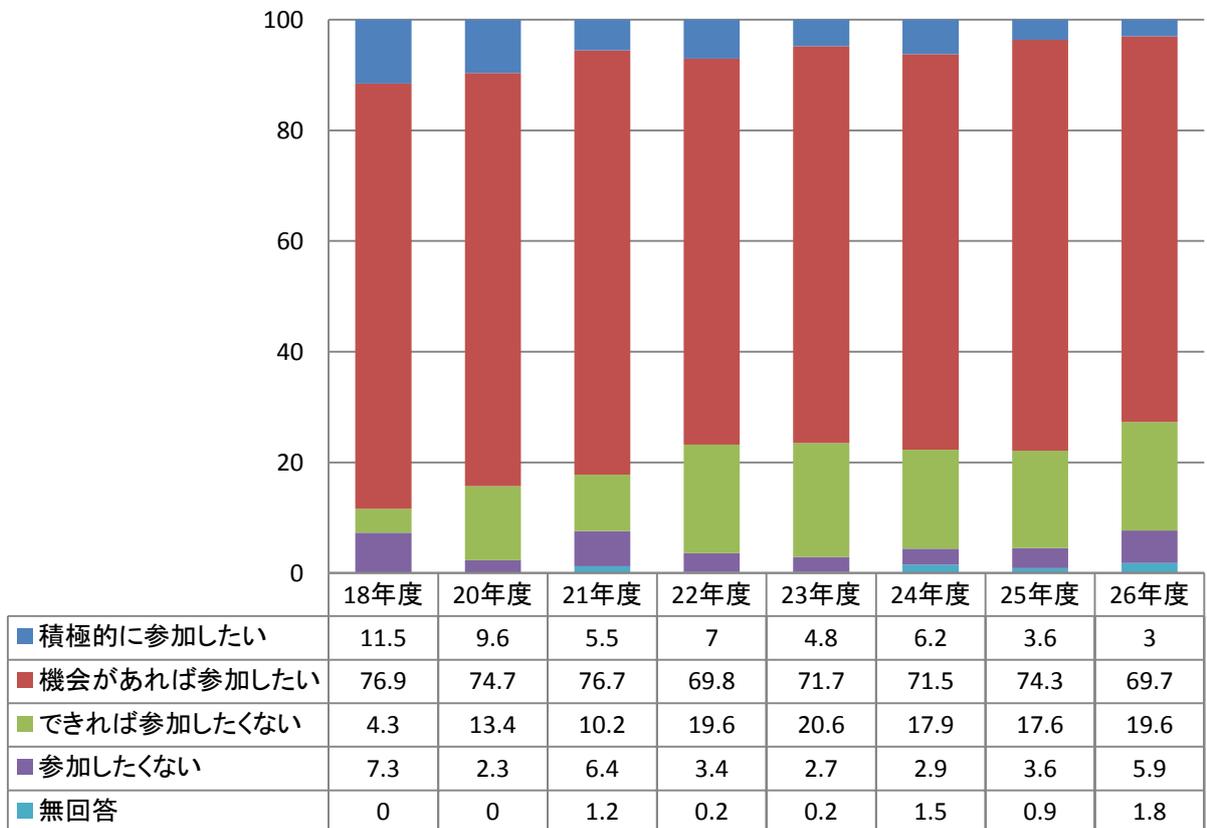


	無回答	その他	安全安心情報	友人・知人	インターネット	ラジオ	テレビ	回覧板	広報上越	新聞
■ 18年度	0	4.8	3	12.4	5.1	6.3	55	22.4	22.4	64
■ 20年度	6.9	3.4	7.3	17.6	5	5.7	57.1	20.3	13.4	63.2
■ 21年度	0.6	1.2	4.4	18.4	6.4	3.8	60.9	23.3	10.5	68.5
■ 22年度	0	1.8	2.1	11.6	4.4	3	32.5	7.5	5	32
■ 23年度	0	5.3	4.5	22.5	13.4	3.7	55.6	17.6	11	60.2
■ 24年度	0	2.6	12.4	22.3	5.8	5.5	57.3	20.1	12.4	58.4
■ 25年度	0	3.3	5.9	19.9	11.1	5.2	60.9	21.5	12.1	54.1
■ 26年度	0.3	4.2	8	14.8	16.9	7.1	57.9	23.4	16	49

**問5 犯罪を抑止するために、地域における自主的な防犯活動は必要だと思いますか  
必要でないと思う方はその理由もお書きください**



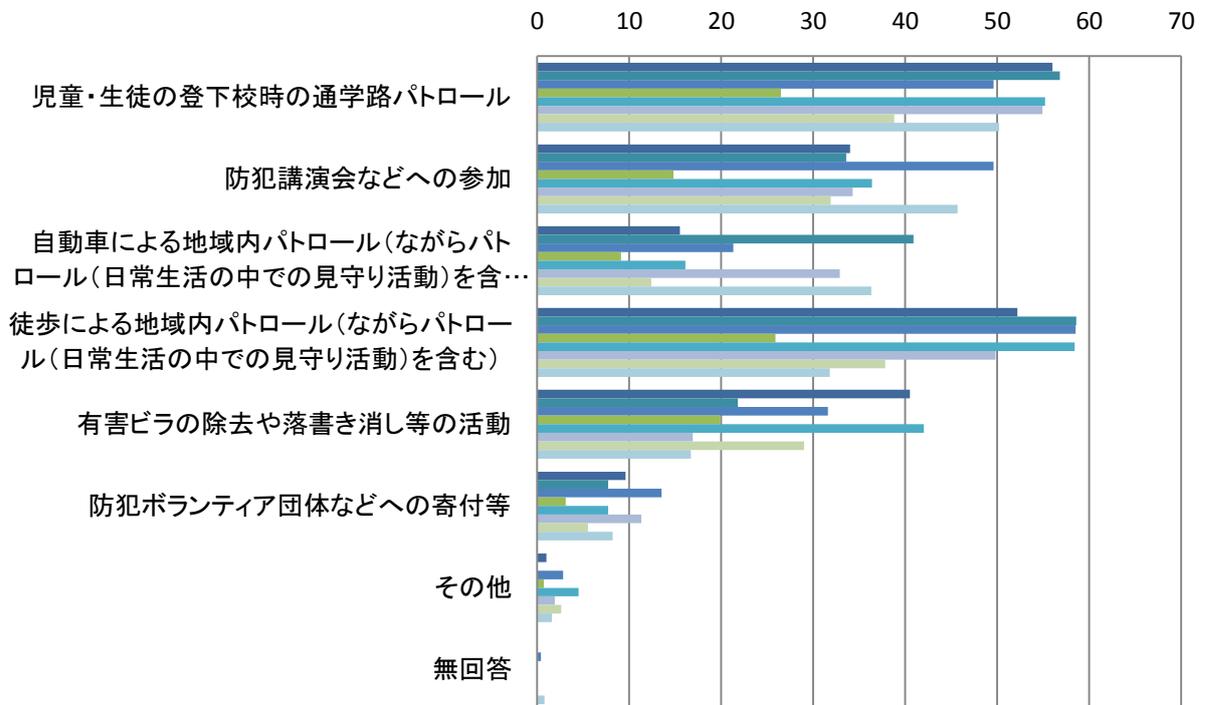
**問6 今後、あなたは地域での防犯活動に参加したいと思いますか**



※問6で「1.または2. 参加したい」と回答された方のみお答えください

問7

どのような地域の防犯活動に関っていきたいと思いませんか  
あてはまるもの全てに○をつけてください

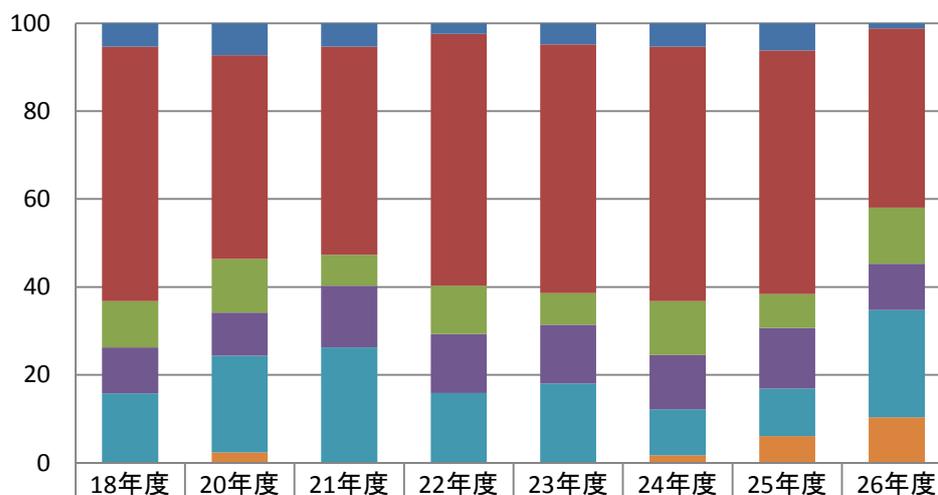


	無回答	その他	防犯ボランティア団体などへの寄付等	有害ビラの除去や落書き消し等の活動	徒歩による地域内パトロール(ながらパトロール(日常生活の中での見守り活動)を含む)	自動車による地域内パトロール(ながらパトロール(日常生活の中での見守り活動)を含む)	防犯講演会などへの参加	児童・生徒の登下校時の通学路パトロール
■ 18年度	0	1	9.6	40.5	52.2	15.5	34	56
■ 20年度	0	0	7.7	21.8	58.6	40.9	33.6	56.8
■ 21年度	0.4	2.8	13.5	31.6	58.5	21.3	49.6	49.6
■ 22年度	0	0.7	3.1	19.9	25.9	9.1	14.8	26.5
■ 23年度	0	4.5	7.7	42	58.4	16.1	36.4	55.2
■ 24年度	0	1.9	11.3	16.9	49.8	32.9	34.3	54.9
■ 25年度	0	2.6	5.5	29	37.8	12.4	31.9	38.8
■ 26年度	0.8	1.6	8.2	16.7	31.8	36.3	45.7	50.2

※問6で「3.または4. 参加したくない」と回答された方のみお答えください

問8

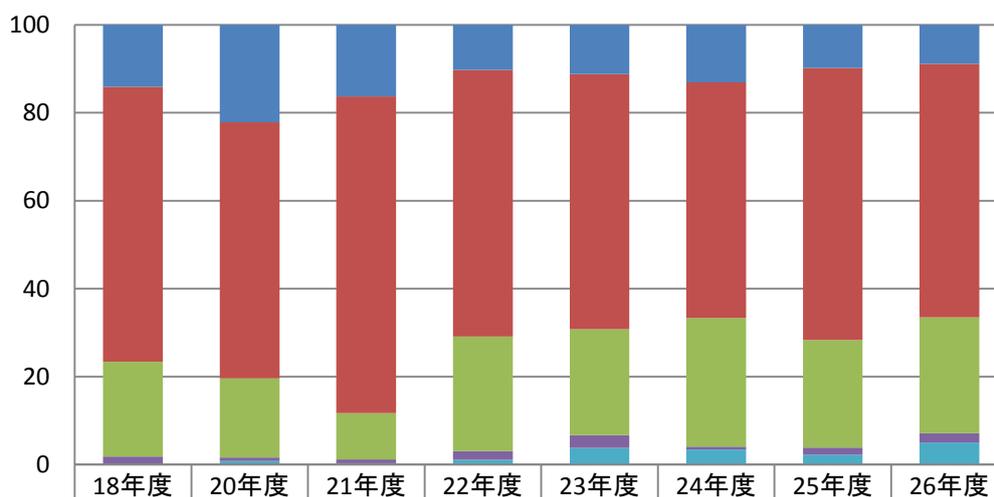
参加したくない主な理由を1つ選んでください



■ 関心がないから	5.3	7.3	5.3	2.4	4.8	5.3	6.2	1.2
■ 忙しいから	57.9	46.3	47.4	57.3	56.6	57.9	55.4	40.7
■ 必要がないと思うから	10.5	12.2	7	11	7.2	12.3	7.7	12.8
■ 地域との関わりがないから	10.5	9.8	14	13.4	13.3	12.3	13.8	10.5
■ その他	15.8	22	26.3	15.9	18.1	10.5	10.8	24.4
■ 無回答	0	2.4	0	0	0	1.7	6.1	10.4

問9

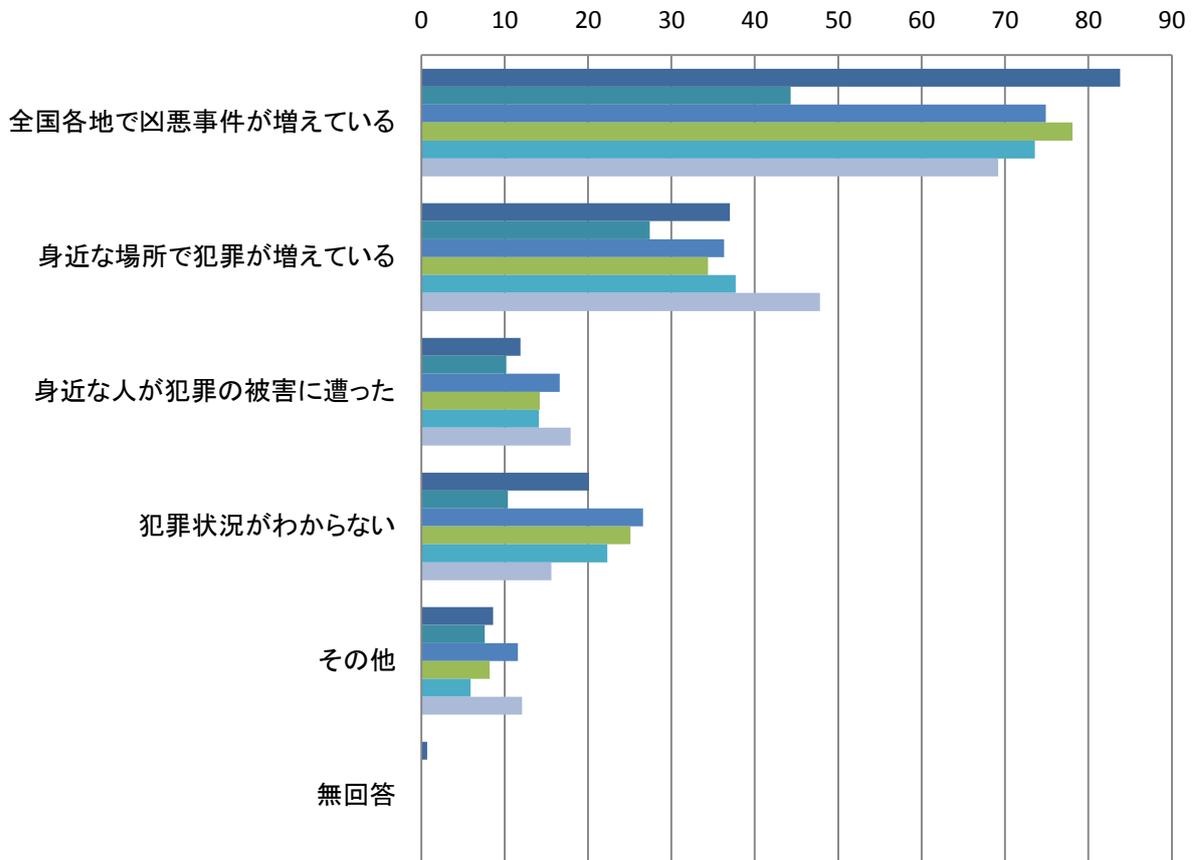
あなたや家族が「何らかの犯罪に巻き込まれて、被害者になるかもしれない」という不安を感じますか



■ 大いに不安を感じる	14.1	22.2	16.3	10.3	11.2	13.1	9.8	8.9
■ 多少不安を感じる	62.5	58.2	72	60.6	58	53.6	61.9	57.6
■ あまり不安を感じない	21.6	18	10.5	26	24.1	29.2	24.4	26.4
■ 全く不安を感じない	1.8	0.8	0.9	2	2.9	0.7	1.6	2.1
■ 無回答	0	0.8	0.3	1.1	3.8	3.4	2.3	5

※問9で「1.または2. 不安を感じる」と回答された方のみお答えください。  
**問10** 不安を感じる原因は何ですか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

※平成21年度からの質問事項です。

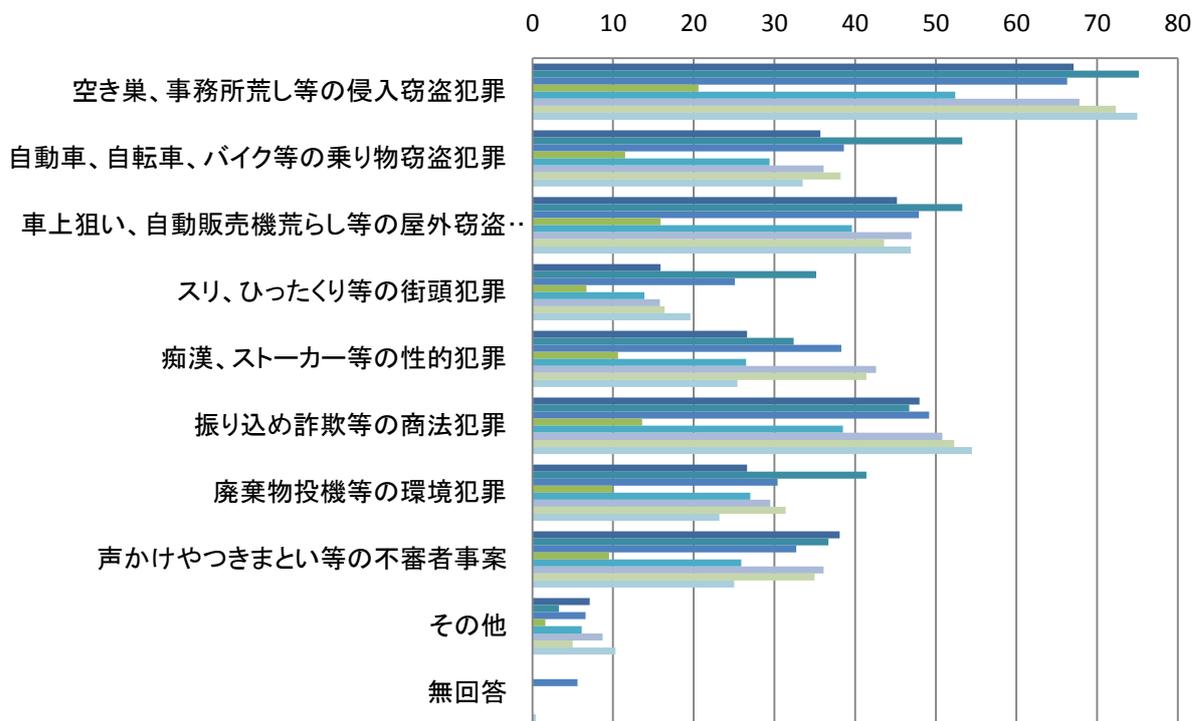


	無回答	その他	犯罪状況がわからない	身近な人が犯罪の被害に遭った	身近な場所で犯罪が増えている	全国各地で凶悪事件が増えている
■ 21年度	0.7	8.6	20.1	11.9	37	83.8
■ 22年度	0	7.6	10.4	10.2	27.4	44.3
■ 23年度	0	11.6	26.6	16.6	36.3	74.9
■ 24年度	0	8.2	25.1	14.2	34.4	78.1
■ 25年度	0	5.9	22.3	14.1	37.7	73.6
■ 26年度	0	12.1	15.6	17.9	47.8	69.2

※問9で「1.または2. 不安を感じる」と回答された方のみお答えください

問11

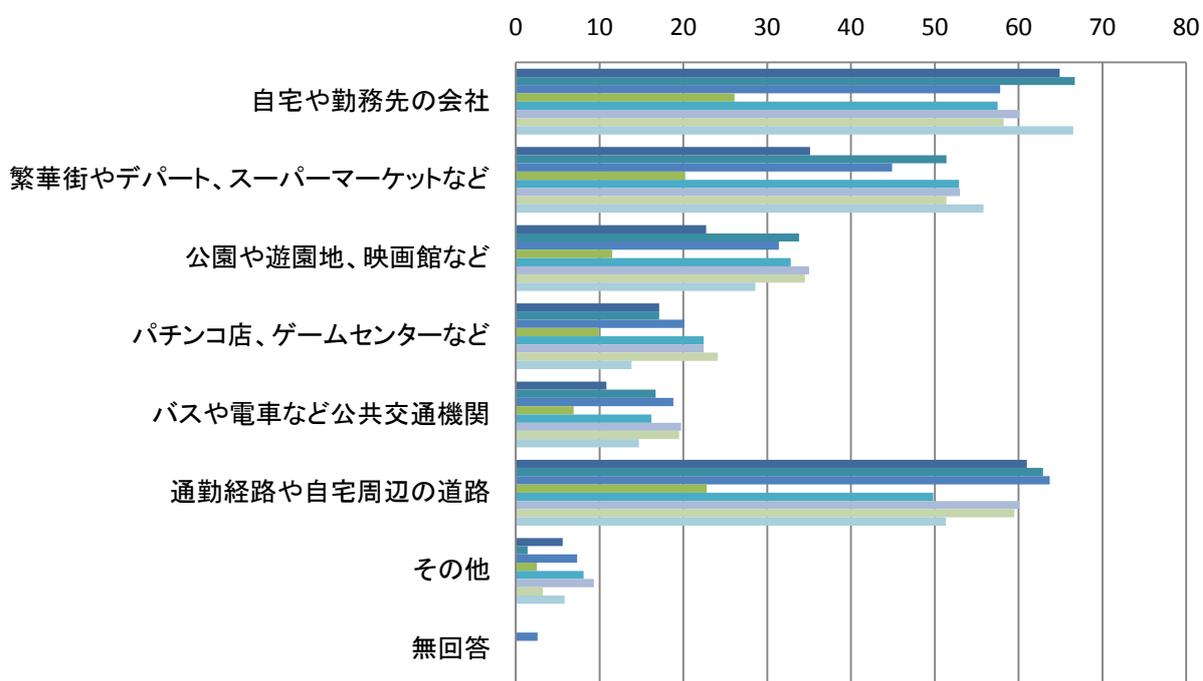
どのような犯罪に不安を感じますか 当てはまるもの全てに○をつけてください



	無回答	その他	声かけやつきまとい等の不審者事案	廃棄物投機等の環境犯罪	振り込め詐欺等の商法犯罪	痴漢、ストーカー等の性的犯罪	スリ、ひったくり等の街頭犯罪	車上狙い、自動販売機荒らし等の屋外窃盗犯罪	自動車、自転車、バイク等の乗り物窃盗犯罪	空き巣、事務所荒し等の侵入窃盗犯罪
18年度	0	7.1	38.1	26.6	48	26.6	15.9	45.2	35.7	67.1
20年度	0	3.3	36.7	41.4	46.7	32.4	35.2	53.3	53.3	75.2
21年度	5.6	6.6	32.7	30.4	49.2	38.3	25.1	47.9	38.6	66.3
22年度	0	1.6	9.5	9.9	13.6	10.6	6.7	15.9	11.5	20.6
23年度	0	6.1	25.9	27	38.5	26.5	13.9	39.6	29.4	52.4
24年度	0	8.7	36.1	29.5	50.8	42.6	15.8	47	36.1	67.8
25年度	0	5	35	31.4	52.3	41.4	16.4	43.6	38.2	72.3
26年度	0.4	10.3	25	23.2	54.5	25.4	19.6	46.9	33.5	75

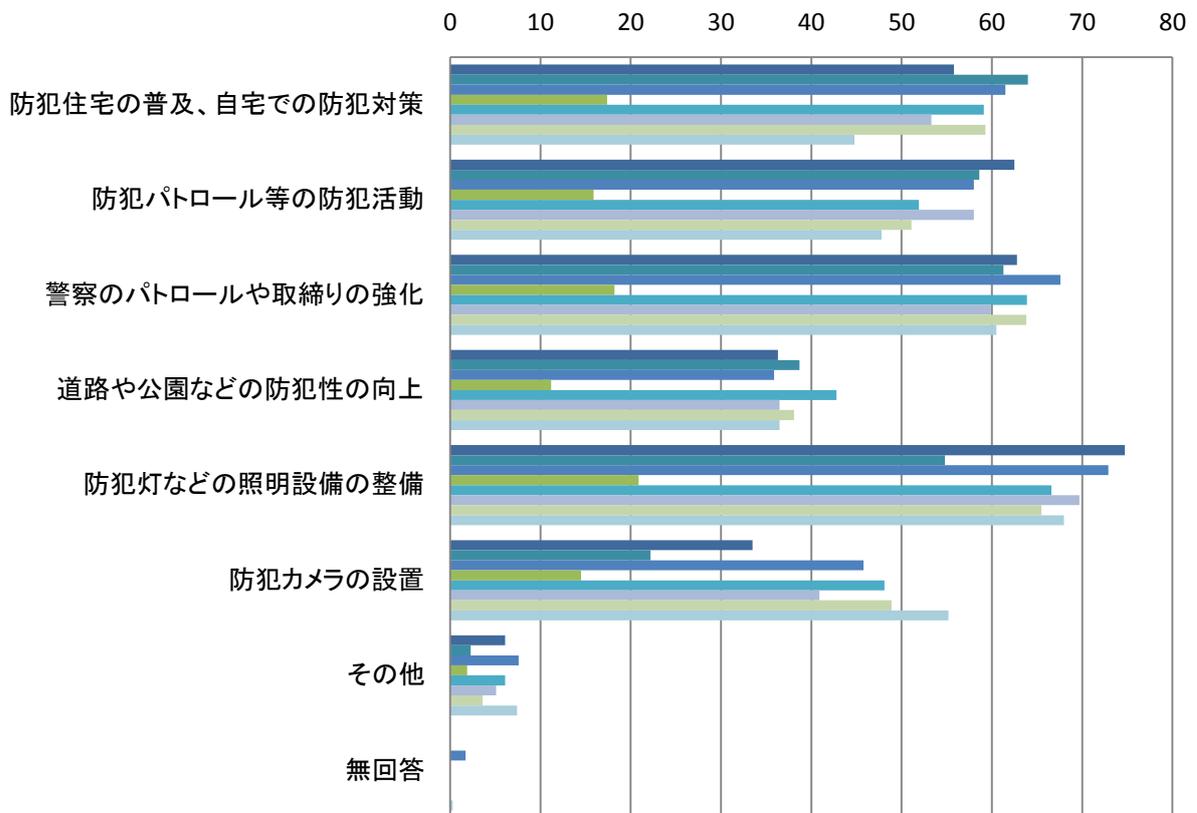
※問9で「1.または2. 不安を感じる」と回答された方のみお答えください

問12 犯罪被害に遭うかもしれないと不安を感じる場所はどこですか  
 当てはまるもの全てに○をつけてください



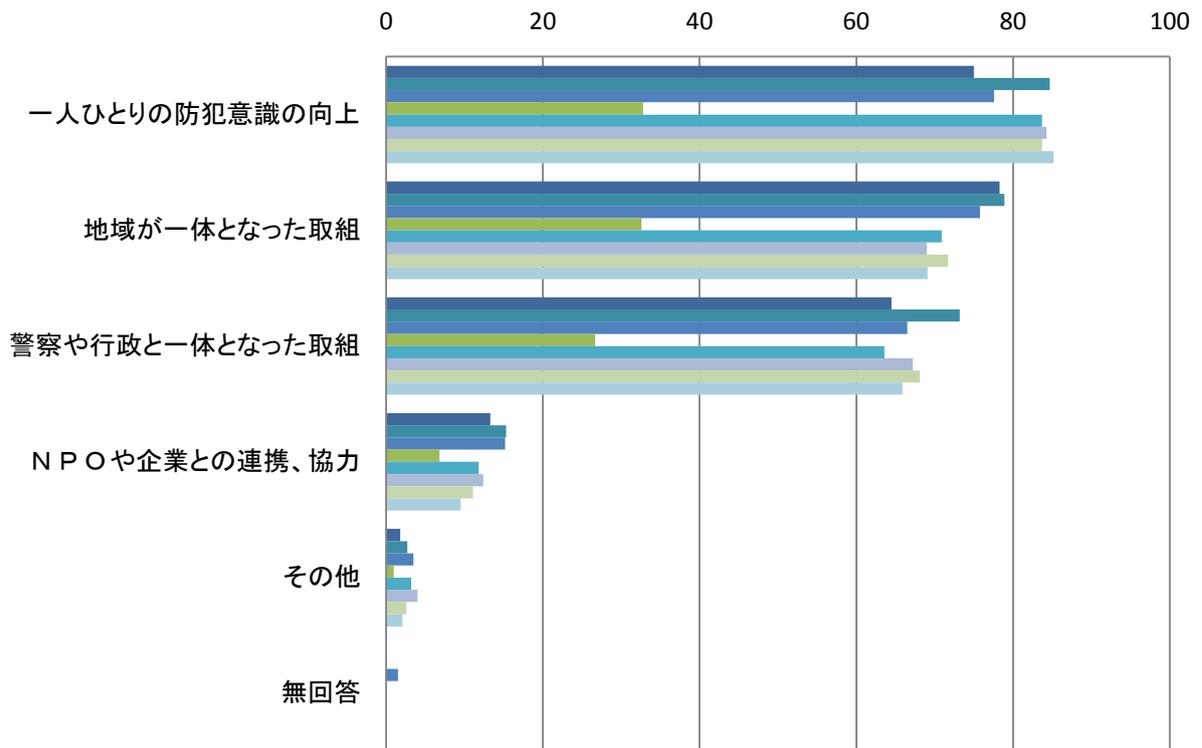
	無回答	その他	通勤経路 や自宅周 辺の道路	バスや電 車など公共 交通機関	パチンコ 店、ゲーム センターな ど	公園や遊 園地、映画 館など	繁華街や デパート、 スーパー マーケット など	自宅や勤 務先の会 社
■ 18年度	0	5.6	61	10.8	17.1	22.7	35.1	64.9
■ 20年度	0	1.4	62.9	16.7	17.1	33.8	51.4	66.7
■ 21年度	2.6	7.3	63.7	18.8	20.1	31.4	44.9	57.8
■ 22年度	0	2.5	22.8	6.9	9.9	11.5	20.2	26.1
■ 23年度	0	8.1	49.8	16.2	22.4	32.8	52.9	57.5
■ 24年度	0	9.3	60.1	19.7	22.4	35	53	60.1
■ 25年度	0	3.2	59.5	19.5	24.1	34.5	51.4	58.2
■ 26年度	0	5.8	51.3	14.7	13.8	28.6	55.8	66.5

**問13 身近な犯罪を減らしていくために必要なことは何だと思えますか  
当てはまるもの全てに○を付けてください**



	無回答	その他	防犯カメラの設置	防犯灯などの照明設備の整備	道路や公園などの防犯性の向上	警察のパトロールや取締りの強化	防犯パトロール等の防犯活動	防犯住宅の普及、自宅での防犯対策
■ 18年度	0	6.1	33.5	74.7	36.3	62.8	62.5	55.8
■ 20年度	0	2.3	22.2	54.8	38.7	61.3	58.6	64
■ 21年度	1.7	7.6	45.8	72.9	35.9	67.6	58	61.5
■ 22年度	0	1.9	14.5	20.9	11.2	18.2	15.9	17.4
■ 23年度	0	6.1	48.1	66.6	42.8	63.9	51.9	59.1
■ 24年度	0	5.1	40.9	69.7	36.5	59.9	58	53.3
■ 25年度	0	3.6	48.9	65.5	38.1	63.8	51.1	59.3
■ 26年度	0.3	7.4	55.2	68	36.5	60.5	47.8	44.8

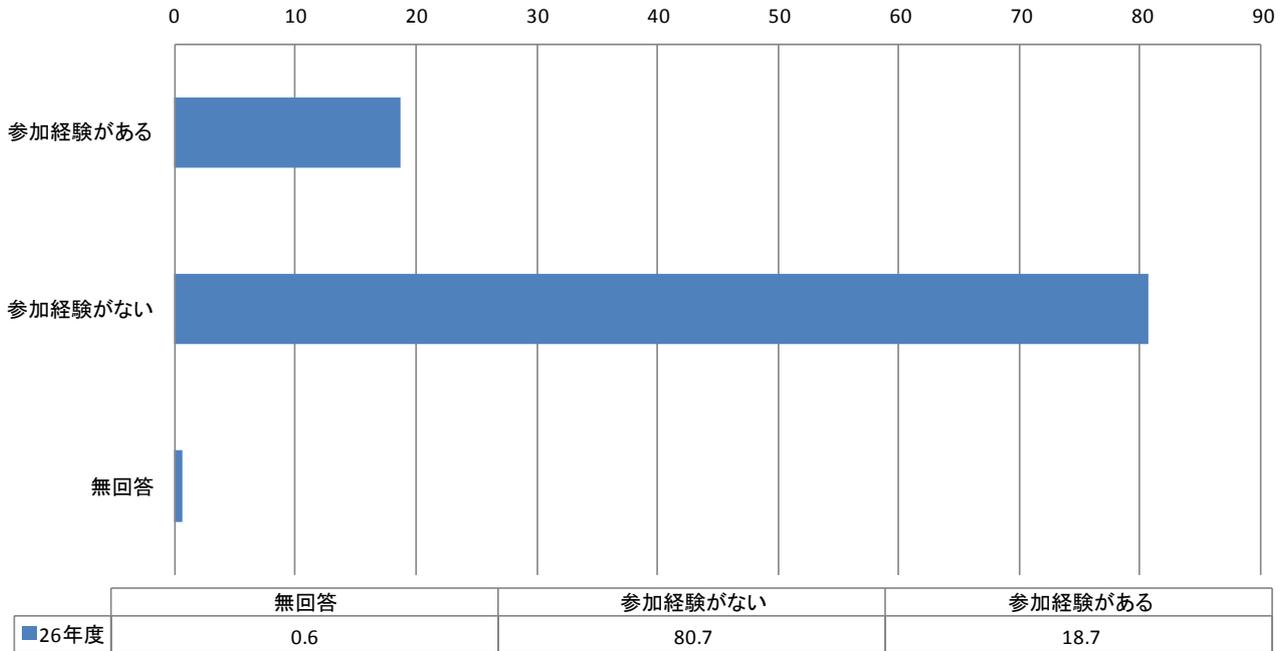
**問14 地域の防犯力を高めていくためには、どのようなことが必要だと考えますか  
当てはまるもの全てに○を付けてください**



	無回答	その他	NPOや企業との連携、協力	警察や行政と一体となった取組	地域が一体となった取組	一人ひとりの防犯意識の向上
■ 18年度	0	1.8	13.3	64.5	78.3	75
■ 20年度	0	2.7	15.3	73.2	78.9	84.7
■ 21年度	1.5	3.5	15.2	66.5	75.8	77.6
■ 22年度	0	1	6.8	26.7	32.6	32.8
■ 23年度	0	3.2	11.8	63.6	70.9	83.7
■ 24年度	0	4	12.4	67.2	69	84.3
■ 25年度	0	2.6	11.1	68.1	71.7	83.7
■ 26年度	0	2.1	9.5	65.9	69.1	85.2

**問** あなたが過去1年以内に地域での防犯活動に参加したことがありますか。  
 ※地域防犯活動の例  
 児童・生徒の登下校時の通学路パトロール、防犯講演会への参加、  
 有害ビラの除去や落書き消し等の活動、徒歩による地域内パトロール(ながらパトロール  
 (日常生活の中での見守り活動)を含む)、自動車による地域内パトロール(ながらパトロール  
 (日常生活の中での見守り活動)を含む)、防犯ボランティア団体などへの寄付など

※平成26年度からの新たな質問項目です。



## 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画

平成 27 年 5 月 発行

発行：上越市

編集：上越市防災危機管理部市民安全課

〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

T E L (025) 526-5111 F A X (025) 526-6111

U R L <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>